

流域マネジメントの手引き
参考資料

令和6年1月

内閣官房水循環政策本部事務局

参考資料 目次

参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）	1
参考-2 水循環基本計画	7
参考-3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定された計画	13
参考-4 流域マネジメントの参考資料	33
（流域マネジメント着手の契機）	33
参考-5 状況把握参考資料	34
（情報の整理事例）	34
参考-6 水循環に関する課題設定の参考資料	35
（現在と過去との比較による設定事例）	35
（季節変化に着目した設定事例）	36
参考-7 実施範囲の設定の参考資料	37
（実施範囲の設定の具体事例）	37
参考-8 流域水循環協議会の参画主体と構造の参考資料	38
（特定の地方公共団体が主導的役割を果たす事例）	38
（参画する地方公共団体が平等に役割を担う事例）	38
参考-9 流域マネジメントにおける合意形成の参考資料	39
（主体のグルーピングによる合意形成の事例）	39
（上下流での合意形成の具体的事例）	40
（パブリックコメントによる意見収集と反映事例）	41
参考-10 計画の枠組みの設定の参考資料	43
（計画の枠組みの設定の具体的事例）	43
参考-11 基本方針の設定の参考資料	44
（基本方針の設定の具体的事例）	44
参考-12 計画目標の設定の参考資料	45
（計画目標の設定の具体的事例）	45
参考-13 施策の設定の参考資料	46
（施策の継続的な発展を位置づけた具体的事例）	46
（重点施策を位置づけた具体的事例）	47
（施策実施の優先順位を検討した具体的事例）	48
参考-14 施策目標の設定の参考資料	49
『総合的取組タイプ』の計画策定の概要	49
『水質改善タイプ』の計画策定の概要	50
『効率的な水利用タイプ』の計画策定の概要	52
『湧水の保全タイプ』の計画策定の概要	55
『地下水保全と利用推進タイプ』の計画策定の概要	58
『水インフラの戦略的更新タイプ』の計画策定の概要	61
『地域振興タイプ』の計画策定の概要	64
その他の課題の計画策定の概要	67
参考-15 計画の実施の参考資料	72
（活動支援の具体的事例）	72

(モニタリングの実施の具体的事例)	73
参考-16 評価と見直しの参考資料	74
(定量的な検証の具体的事例)	74
(定性的な目標の検証の具体的事例)	75
(施策見直しの具体的事例)	76
(水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き (R6.1版))	77
参考-17 地方公共団体による法定外目的税の参考資料	91
(地方公共団体による法定外目的税の具体的事例)	91
参考-18 条例等による協力金の参考資料	93
(地下水利用料金に関する制度の具体事例)	93
参考-19 寄付・会費の参考資料	97
(公益団体や民間団体による助成事業の検索サイト)	97
(民間企業による流域マネジメント活動への資金助成事例)	98
(流域マネジメント等に関する基金事例)	110
(流域マネジメントに関する寄付事例)	122
参考-20 ふるさと納税の参考資料	132
(ふるさと納税の具体事例)	132
参考-21 クラウドファンディングの参考資料	133
(クラウドファンディングの具体事例)	133
参考-22 ネーミングライツの参考資料	134
(ネーミングライツの具体的事例)	134
参考-23 地域特産品の販売の参考資料	135
(水を活用した地域特産品の販売の事例)	135
(地方公共団体の水の販売事例)	138
(水を活用した地域特産品の販売事例)	144
参考-24 水循環に関する企業の取組の参考資料	152
(社会貢献型の連携事例)	152
(制度型の連携事例)	154
(事業型の連携事例)	155
参考-25 普及啓発の活動の参考資料	157
(情報発信型の事例)	157
(教育型の事例)	159
(モニター型の連携事例)	161
参考-26 広告・宣伝の活動の参考資料	163
(キャラクターによる広告宣伝の事例)	163
(ブランド化による知名度アップの活動事例)	164
参考-27 流域マネジメントの支援の参考資料	165
(水循環アドバイザー制度)	165

参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 水循環基本計画（第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十一条）

第四章 水循環政策本部（第二十二条—第三十一条）

附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

（基本理念）

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地下水の適正な保全及び利用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部長は、水循環政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七三号)

この法律は、公布の日から施行する。

参考-2 水循環基本計画

目次（次節での抜粋部分を下線・ハイライトで表示）

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容
- 6 本計画の構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
 (流域連携の推進等)
 (地下水の適正な保全及び利用)
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
 (貯留・涵養機能の維持及び向上)
 (健全な水循環に関する教育の推進等)
 (水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興)
 (水循環に関わる人材の育成)
 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
 (安全で良質な水の確保)
 (水インフラの戦略的な維持管理・更新等)
 (水の効率的な利用と有効利用)
 (地球温暖化への対応)
 (危機的な渇水への対応)
 (災害への対応)
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
 (水環境)
 (水循環と生態系)
 (水辺空間の保全、再生及び創出)
 (水文化の継承、再生及び創出)
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進
 (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み
 (1) 流域の範囲
 (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 (4) 流域水循環計画の内容
 (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 地下水の適正な保全及び利用
 (1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存
 (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
 (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置
- 3 貯留・涵養機能の維持及び向上
 (1) 森林

- (2) 河川等
- (3) 農地
- (4) 都市
- 4 水の適正かつ有効な利用の促進等**
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - ア 安全で良質な水の確保
 - イ 危機的な渇水への対応
 - (2) 災害への対応
 - ア 災害から人命・財産を守るための取組
 - イ 大規模災害時や大規模停電時における水供給・排水システムの機能の確保等
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
 - (4) 水の効率的な利用と有効利用
 - ア 水利用の合理化
 - イ 雨水及び再生水の利用促進
 - ウ 節水
 - (5) 水環境
 - (6) 水循環と生態系
 - (7) 水辺空間の保全、再生及び創出
 - (8) 水文化の継承、再生及び創出
 - (9) 地球温暖化への対応
 - ア 適応策
 - イ 緩和策
- 5 健全な水循環に関する教育の推進等**
 - (1) 水循環に関する教育の推進
 - (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進
- 6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置**
- 7 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施**
 - (1) 流域における水循環の現状に関する調査
 - (2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査
- 8 科学技術の振興**
- 9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進**
 - (1) 国際連携
 - (2) 国際協力
 - (3) 水ビジネスの海外展開
- 10 水循環に関わる人材の育成**
 - (1) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 政府が講じた水循環に関する施策の公表

水循環基本計画の抜粋

○水循環基本計画より、第1部1及び第2部1を抜粋し、掲載します。

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

水循環に関する施策は、それぞれ個別の目的や目標を持ちつつも、取組の内容や関係者が密接に関連することが多い。このため、施策を推進する関係者は、水循環に関する様々な分野の情報や課題に対する共通認識をもって流域や地域ごとの特性を踏まえた将来像を相互に共有し、より一層連携して施策に取り組むことが必要である。

そして、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにすることが不可欠であるとの考え方の下、水循環政策本部は、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、本計画の実施の推進及び関係行政機関が本計画に基づき実施する施策の総合調整を行う。また、各府省庁は、施策の展開に当たり、健全な水循環の維持又は回復のため、各分野を横断する施策について、効率的かつ効果的な実施が図られるよう連携を図る。

また、本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、世界に先駆けた水循環に関する施策について、積極的かつ戦略的に情報発信に取り組む。

以下、水循環に関する施策について、その基本的な方針を示す。

1 流域における総合的かつ一体的な管理

(流域連携の推進等)

流域における地形や気象状況等の自然条件により、その地域の適正な水量と水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など、水循環に関する課題は様々である。また、都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環の在り方が求められる。

また、流域の総合的かつ一体的な管理は、総論の5(1)で記述したとおり、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体により連携して行われるべきものであり、水災害から国民の生命・財産を守り、人の営みにおける水の恵沢を享受するためにも、重要であることに留意する必要がある。

このため、地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者(上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水、水の涵養、水環境に関わる事業者、団体、住民等)等から構成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとする。また、流域マネジメントの取組を全国的に展開するためには、広範にわたる水循環の状況、課題及び施策、全国各地の取組から得られる経験・知見を共有することが重要であることから、国は、水循環に関連する様々な情報を収集・共有できる環境整備の取組を推進する。

流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとする。

具体的には各主体の連携・協力の下、水循環に関する施策を地域が主体となって推進していくため、既存の取組を踏まえつつ、流域の関係者間で地域の水循環の課題と将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向や方策を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行う。

この際、人の営みと環境保全に果たす水の機能の状態は、地域によって大きく異なること等から、健全な水循環の維持又は回復に関する目標は、既存の様々な指標や地域の実情を踏まえ、目的に応じて分かりやすく設定することが望ましい。

既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域があるが、これら既存の協議会等と流域水循環協議会との関係については、第2部の1(2)で記述する。

(地下水の適正な保全及び利用)

地下水そのものや地下水が地表に現れる湧水は、飲用、浴用等の生活用水、工業用水、農業用水等の水資源として、また、積雪地域の消雪や地下水熱等のエネルギー源として多様な用途に利用されており、さらに、生物多様性の保全の場、安らぎの場、環境学習の場、観光資源等としての役割も果たしている。

一方、一般的に地下水の流動速度は非常に遅いため、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害はその回復に極めて長期間を要する。特に地盤沈下は不可逆的な現象であるため、いったん発生すると回復が困難である。持続可能な地下水の保全と利用のためには、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用していく必要がある。

地下水は、身近な水源として多様な用途に利用され、広く地域の社会や文化と関わっている。一方、地下水の存在する地下構造は、地域性が極めて高く多様性に富んでいること等から、地下水の賦存状況、収支や挙動、地表水と地下水の関係等は未解明の部分が多い上、気候変動による日降水量や降水の時間推移の変化に伴う地下水位の変化の研究も進んでいない。さらに、地下水の流動は帯水層の広がり等に応じ複数の地方公共団体にまたがる場合がある。水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地域における関係者の合意形成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。

地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施するマネジメント（以下「地下水マネジメント」という。）を、地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水の関係に留意しつつ、連携して取り組むよう努めるものとする。

令和3年6月、地下水の位置付けを明確にする法改正が行われた。具体的には、国及び地方公共団体の責務として実施する水循環に関する施策に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることが明示されるとともに、事業者はその施策に協力する責務を有し、国民はその施策に協力するよう努めることが示された。また、国及び地方公共団体が講ずべき「基本的施策」に、「地下水の適正な保全及び利用」が追加され、地下水マネジメントの考え方を参考に、必要な措置を講ずべき旨の努力義務が、国及び地方公共団体に課されることになった。

法改正を受けて、地方公共団体はそれぞれの地域での地下水マネジメントの取組を進めるよう努めるとともに、国は地方公共団体等の地域における主体的な取組を支援する。

（基本計画 P16-P18）

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策**1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-****(1) 流域の範囲**

健全な水循環を維持又は回復するためには、関係者が一定の方向性を共有し、協力し合って活動する必要があることから、一定の地域単位ごとにその枠組みを構築する必要がある。このため、河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じて、地下水が涵養・浸透、流動、滞留する地域、水を利用する地域及び陸域からの影響が及ぶ沿岸域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体を流域マネジメントの対象とする流域として考えることとする。

(2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

流域マネジメントにおいては、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を、地域の実情に応じて実施するよう努めるものとする。

流域マネジメントでは、河川や湖沼の水系を単位とする流域全体におけるマネジメントのほかに、特定目的を有する支川や湖沼等の小流域や行政区域などの単位におけるマネジ

メントも求められている。このため、流域全体で健全な水循環の維持又は回復が必要な水系においては、水系単位の流域水循環協議会の設置を推進し、これとは別に地域の特性と実情に応じて、特定目的を有する小流域や行政区域などを単位とする流域水循環協議会を設置する枠組みを設け、地域経済の活性化も視野に入れつつ、それぞれの活動を推進することとする。なお、流域水循環協議会は、その持続性を担保するため、行政による補助金、民間の資金、自己資金等の様々な手段により、財源を確保することが望ましい。

既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域がある。流域水循環協議会は、これらの活動を妨げるものではなく、基本的には全体を包含するものとして、健全な水循環の維持又は回復に関する基本事項を議論する場として位置付けられ、既存の協議会等は、流域水循環協議会の部会又は分科会として段階的に位置付け、将来的には一体的な枠組みとすることが望ましい。なお、既存の協議会等の体制や参加主体が、流域マネジメントの目的や内容に適合する場合は、既存の協議会等を流域水循環協議会として位置付けることができる。

このほか、地下水の適正な保全及び利用を目的とした地下水マネジメントは、流域マネジメントに包摂されるという認識のもとに取り組むことが重要である。また、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく流域水害対策計画に関する取組を流域連携の一環として計画的に推進する。

（3）流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントの取組を推進するよう努めるものとする。
- 地域の実情に応じて、渇水への対応や地下水マネジメント、水環境等、水循環に関する特定分野を扱う協議会として流域水循環協議会を設置することや、水系単位の流域水循環協議会の下に特定分野又は小流域単位の部会又は分科会を設置することもあり得る。
- 地域の実情に応じて、流域水循環協議会とは別に、流域治水関連法により創設された流域水害対策協議会等の水循環に関する特定分野を扱う協議会等を設置する場合もあり得る。この場合、これらの協議会を合同で開催すること等により、事務負担の軽減を図りつつ、それぞれの取組の連携等を推進するものとする。
- 水系単位だけでなく、その目的に応じて支川や湖沼、帯水層の広がり、行政区域など、流域の大きさにかかわらず流域水循環協議会を設置し、流域としては重層的な構造とすることもあり得る。
- 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、関係者の連携・協力の下、水量、水質、水利用、地下水の状況、環境、文化、水災害の状況等の水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環協議会における様々な意見、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する。その際、水循環に関する施策を通じた地域のブランド力の向上など地方創生に関する取組についても留意する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。
- 流域水循環計画が策定されている又は策定する場合であって、当該流域を含む流域水害対策計画等が別に策定されている又は策定する場合は、双方の整合を図るよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、都市計画、まちづくり、土地利用等の関係者と相互に連携し、協議できる体制を構築することが望ましい。
- 国は、地方公共団体等が流域マネジメントに適切かつ効果的に取り組めるように、地方公共団体等と有機的に連携し、支援する。
- 国は、異なる流域において活動する流域水循環協議会の連携や活動状況の共有を支援する。

(4) 流域水循環計画の内容

- 流域水循環計画には、①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するために実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標等を地域の実情に応じて段階的に設定する。
- 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等の水循環に関する施策については、流域水循環計画で示される流域マネジメントの基本方針の下に有機的な連携が図られるよう、流域水循環協議会において関係者が相互に協力し、実施する。

(5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価

- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずるよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の進捗と水循環の現状について適切な時期に評価を行い、必要に応じて流域水循環計画の見直しを行うよう努めるものとする。

(6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

- 流域水循環計画は、流域水循環協議会が主体的に策定するものとする。
- 国は、流域水循環計画の策定推進や継続的な進捗管理のため、学識経験者等の協力を仰ぎつつ、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや流域マネジメントの参考となるノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成や更新、水循環に関する情報基盤の整備及び情報発信、支援窓口の充実、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の確立、研修、セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支援を行う。また、流域マネジメントの取組を推進するため、流域水循環計画の策定に取り組む地方公共団体等に対して水循環に関するアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を牽引する人材の育成、流域水循環協議会等における財源の確保や体制の整備、流域水循環協議会間の交流や有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体の流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等の観点を踏まえて、流域マネジメントの取組を支援する。
- 地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環に関する施策を推進するための体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、流域における行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の連携に関する施策の具体化を図るとともに、関係者が流域内の経済活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。さらに、流域にある地元企業や大学など、地域に根ざした組織が流域マネジメントに参画するよう促すとともに、その知見を活用するよう努めるものとする。

(基本計画 P33~P36)

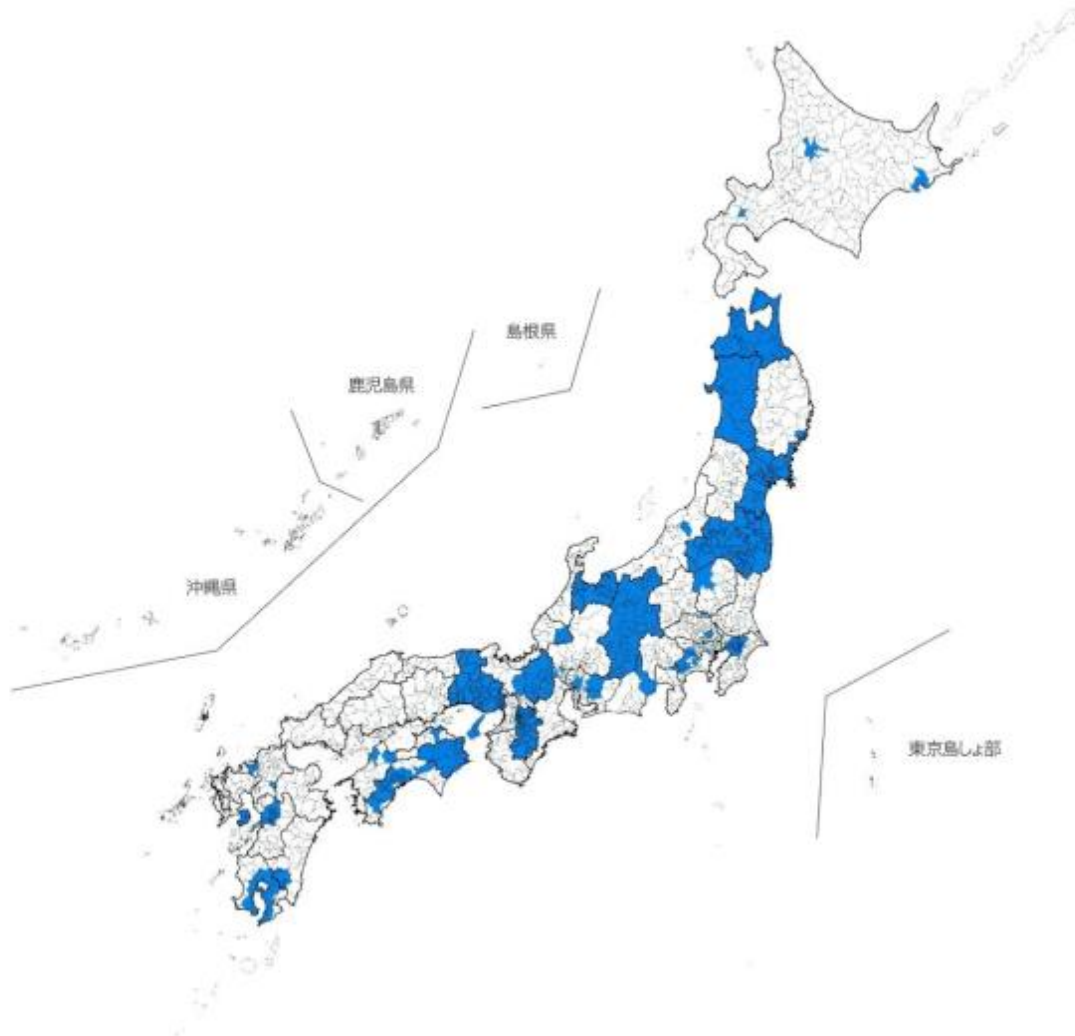
参考-3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定された計画

水循環政策本部事務局により、「流域水循環計画」に該当していると認定された 70 計画とその対象地を地図上に示します。

図表 A.1 これまでに公表した「流域水循環計画」の一覧（H29.1～R5.9 公表分）

年度【計画数】	都道府県	計画名	年度【計画数】	都道府県	計画名	認定状況	
平成 28 年度 【17計画】	福島県	うつくしま「水との共生」プラン	令和 2 年度 【13計画】	長野県	第1次長野県水循環基本計画		
	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画		高知県	特別川清流保全計画	認定	
	富山県	とやま21世紀水ビジョン		高知県	第2次に認め清流保全計画（改訂版）	認定	
	兵庫県	ひょうご水ビジョン		徳島県	徳島県水循環基本計画（第2期）の一部		
	栃木県	栃木県地域下水総合安全管理計画・第2期行動計画		ニセコ町	第2次ニセコ町環境基本計画の一部		
	宮崎県	都城盆地持続性産業創成対策基本計画・実施計画（最終ステップ）		松本市	第3次松本市地下水保全プラン	認定	
	さいたま市	さいたま水循環プラン		松本市	第3次松本市地下水保全プラン	認定	
	八王子市	八王子水循環計画		北広島市	水の循環と2950㎡の緑地・第2期実行計画		
	国立市	国立市水循環基本計画		松山市	長期的水循環計画基本計画（改訂版）		
	長野市	長野市地下水総合安全管理計画		うきは市	第2次うきは市環境基本計画の一部		
	高岡市	高岡市地下水保全基本計画		調布市	調布市環境基本計画の一部		
	大野市	越前おのの湧水文化再生計画		宮崎県	北上天流川水循環計画（第2期）	認定	
	静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部・しずおか水ビジョン		宮崎県	名取川流域水循環計画（第2期）	認定	
	岡崎市	岡崎市水循環創造プラン	宮崎県	長門川流域水循環計画（第2期）	認定		
	高松市	高松市水循環基本計画	高松市	高松市水循環基本計画	認定		
	平成 29 年度 【12計画】	栃木県	第2次栃木県地下水保全プラン	令和 3 年度 【19計画】	さいたま市	第2次さいたま市環境基本計画「別冊水と生きものプラン」	認定
		宮城県	鳴瀬川流域水循環計画		鹿児島県	鹿児島県ブルー計画	認定
宮城県		北上流域水循環計画	鹿児島県		鹿児島県水質環境管理計画	認定	
宮城県		花畑川流域水循環計画	長野市		長野市地下水総合安全管理計画	認定	
奈良県		なら水循環ビジョン	加古川市		第3次加古川市環境基本計画の一部	認定	
高知県		四万十川流域環境ビジョン	大野市		大野市水循環基本計画	認定	
高知県		第2次に淀川清流保全計画	厚岸町		第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部	認定	
長崎県		第2期長門川高層農業産出物減産計画（改訂版）	佐久地域 流域水循環協議会		佐久地域流域水循環計画		
豊田市		水循環協働ビジョン 一地域を支える流域の水循環一	小金沢市		第3次地下水及び湧水の保全・利用に関する計画		
彦根市		彦根市水共生プラン	芦田谷区		芦田谷区みどりの基本計画の一部		
福岡市		福岡市水循環型都市づくり基本構想	大塚市		大塚市エコ水循環プランの一部		
千原市		千原市水循環健全化プラン	日光市		第2次日光市環境基本計画の一部	認定	
安曇野市	安曇野市水循環基本計画・同行動計画	高崎市	第2期高崎市高層農業産出物減産計画（令和2年度改訂版）				
神奈川県	藤川総合土砂管理プラン	宮城県	宮城県川流域水循環計画				
長野県	諏訪湖創生ビジョン	にかほ市	にかほ市水循環基本計画				
平成 30 年度 【6計画】	滋賀県	琵琶湖総合保全整備計画（マゼーレイタ21計画（第2期改訂版））	令和 4 年度 【12計画】	高崎市	第2次高崎市環境基本計画改訂版の一部	認定	
	鹿児島県	鹿児島県ブルー計画		福島県	「水との共生」プラン	認定	
	鹿児島県	第4期糸田川水質環境管理計画		千葉県	拜郷川流域水循環健全化計画・第3期行動計画	認定	
	高松市	2037年川清流保全基本計画		安曇野市	安曇野市水循環基本計画・同行動計画	認定	
	青森県	ふもと川と森と川に湧く水と川に流す水とを大切に育てる基本方針及び流域基本計画（30年度）		豊後市	第3次豊後市環境基本計画の一部		
	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画（第2期）		朝霧町	第2次朝霧町みどりの基本計画・生物多様性戦略		
秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	厚木市		第5次厚木市環境基本計画の一部			
富山県	とやま21世紀水ビジョン	大府市		第3次大府市環境基本計画の一部			
徳島県	とくしま流域水管理計画	山形県		山形県水とみどりの基本計画・行動計画	認定		
栃木県	栃木県地域下水総合安全管理計画・第3期行動計画	大塚山形市		大塚山形市水循環計画			
大船渡市	大船渡水循環保全計画	令和5年度 【2計画】		千葉県	千葉県水循環・生物多様性保全計画	認定	
品川区	水とみどりの基本計画、行動計画						
葛飾区	河川環境改善計画						
五原市	第2次五原市環境基本計画の一部						
加古川市	第2次加古川市環境基本計画の一部						
錦江湾水圏協議会	錦江湾流域水循環計画						

図表 A.2 流域水循環計画のマップ（令和5年9月時点の認定計画）



図表 A. 3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(1/9)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
1	兵庫県	ひょうご水ビジョン	気候の違いや島など多様な風土を持ち「日本の縮図」とも評される兵庫県全域において、水環境をメイン課題とした総合的な計画。
2	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・都城盆地硝酸性窒素削減対策実施計画（最終ステップ）	浅井戸の硝酸性窒素濃度が全井戸の13%において「環境基準」を超えた都城盆地において地下水の水質対策をメイン課題とした総合的な計画。
3	国立市	国立市水循環基本計画	多くの河川、用水路、河岸段丘境の湧水など恵まれた水環境を有する国立市全域において、地下水・湧水をメイン課題とした総合的な計画。
4	座間市	座間市地下水保全基本計画	急速な都市化により地下水量への影響が懸念された座間市域において、地下水・湧水をメイン課題とした総合的な計画。
5・6	静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部 及びしずおか水ビジョン	静岡市全域の水環境全体目標と共に、取水から配水、川・海への放流に至る一連の上下水道事業を水循環の一端とした総合的な計画。
7	奈良県	なら水循環ビジョン	降水量や森林面積など特徴ある4つの水系に分かれている奈良県における森林保全や水質保全をメインとする総合的な計画
8	高知県	四万十川流域振興ビジョン	高知県が中心となり、四万十川流域における、自然・景観の保全などを確保しつつ、地域振興を図るための計画。
9	豊田市	“水環境共働ビジョン～地域が支える流域の水循環～”	平成17年における市町村合併により、矢作川の上流域の大部分を占める豊田市における水環境をメインとした総合的な計画
10	京都市	京都市水共生プラン	京都市が中心となり、京都市内における、治水、水環境、貯留かん養、水文化、雨水利用などに関する総合的な計画。
11	福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想	都市化による人口集中による、貯留浸透機能の悪化や水不足などの都市型課題を抱える福岡市における水利用をメイン課題とした総合的な計画。
12	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン	河川・森林・砂防・ダム・堰・海岸の各管理者が連携し、総合的な土砂管理を通じ、治水・利水、生態系保全などの健全な水循環の維持・回復を目指す計画。
13	長野県	諏訪湖創生ビジョン	湖沼法に基づく湖沼計画や諏訪湖水辺整備基本計画をはじめとする諏訪湖に関わる各種計画を融合した諏訪湖全体としての将来像を示した計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
多様な気候、風土や河川水系ごとの特色ある流域文化を反映した取組を推進。	兵庫県全域	県、政令市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
宮崎県の1市2町、鹿児島県の1市などの区域で、行政、JA等の関係団体、畜産・農業経営者等の事業者の役割を明確にして取組を推進。	宮崎県1市2町 鹿児島県1市	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
市民やNPO、農業関係者、事業者、学識者等からなる「国立市水の懇談会」を設立、同会の「くにたちの水環境市民プラン」等を参考に計画策定。	国立市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
「三次元水循環解析モデル」を構築し、地下水の流れをより高い精度で再現し、地下水環境への影響を予測するなどの取組を推進。	座間市全域	市町村、事業者、住民	地下水・湧水
水環境全体の目標を定めた「第2次静岡市環境基本計画」の一部と、上下水道の行動計画を定めた「しずおか水ビジョン」が一体として推進。	静岡市全域	県、政令市、国、有識者、団体、住民	環境全般及び水インフラ
県土面積の2割・県人口の9割の大和川水系では、「大和川清流復活ネットワーク」により公的機関、住民団体、事業者などが一体となった取組を推進。	奈良県全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
目的が（自然環境を保全しつつ、）地域の振興を図ると言う、今までに無い計画。また、四万十川の水質を独自の指標で観測。	四万十川流域（高知県内）	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
市内を「水源・涵養域」、「湧出・水利用域」「流出域」の3つに分割し、地域ごとに現状と課題を整理し取組を推進。	豊田市全域	市町村、団体、住民	水環境
前年の実績報告と翌年の計画に関する行動計画を毎年作成し、ウェブサイト上に公表している。	京都市全域	政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水環境
雨水利用などによる貯留浸透機能の強化、一人一日当たり給水量を全国平均の8割とするなどなど利水に関する取組を特に推進。	福岡市全域	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体	利水・雨水・再生水
当初計画は、総合土砂管理が目的で策定されたが、流域全体の健全な水循環の重要性を踏まえ改訂。	二級河川酒匂川流域	県、市町村、国、有識者、その他	土砂移動の回復・保全
諏訪湖の水環境保全（水質、水域生態系等）及び諏訪湖を活かしたまちづくり（水辺整備等）の取組を、官民が協働し、上下流の地域が一体となって推進。	天竜川水系諏訪圏域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境

図表 A. 4 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(2/9)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
14	高知市	2017鏡川清流保全基本計画	高知市の清潔なまちのシンボルである鏡川の清流を保全し、「水と水辺」、「森」、「生きもの」、「景観」、「まち・ひと・しごと」の総合的な視点から取り組むための計画。
15	青森県	ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針及び流域保全計画（10流域）	森林、河川及び海岸を、農林水産業の生産活動や人の生活と結びついて地域文化を形成する基盤と位置づけ、「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全・創造を推進する計画。
16	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画（第2期）	日本三景の一つである松島などを有し、水利用のための様々な取組がなされた鳴瀬川流域における水環境などに関する総合的な計画。
17	秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	秋田県における森林、河川、海岸等の多様な自然環境を、人の活動との調和を図りながら体系的に保全・創造し、人と自然とが共生できる環境を創り出すため、森林づくり、河川空間等の保全・回復、親水空間の整備等を行う総合的な計画。
18	富山県	とやま21世紀水ビジョン	「天然の円形劇場」ともいわれる独特な地形の富山県全域において、健全な水循環の構築に向けてた取組の際に指針となる総合的な計画。
19	徳島県	とくしま流域水管理計画	徳島県全域における「総合的な水管理」の30年後の将来像を描き、それを具体化するための施策（治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育の5本柱）を盛り込んだ総合的な計画。
20	熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画、第3期行動計画	水道水源のほぼ100%を地下水に依存する熊本地域（熊本市を含む周辺11市町村）において地下水をメイン課題とした総合的な計画。
21	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画	岩手県内でも有数の天然の良港であり、閉鎖性海域である大船渡湾において、水環境保全対策や流入汚濁負荷量の低減などを推進するための、水環境をメインとした計画。
22	葛飾区	河川環境改善計画	水元小合溜の豊かな自然・生態系や水郷景観・親水環境を次世代に継承するため、区・住民・環境団体が連携し、水循環システムの改修、水生生物の管理、水環境モニタリング等を行う計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～を基本理念に、「100年後も残したい鏡川と流域の姿」を未来の世代に引き継ぐため取り組むべき10年間の行動計画を盛り込み、高知市内の他河川のモデル計画としての位置づけ。	鏡川流域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
県内の10流域において、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川・湖沼、海岸のうち特に重要な区域を保全地域として指定し、保全地域内にある森・川・海を保全するための施策を関係行政機関、事業者、地域住民が連携して推進。	青森県内の10流域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
地形的要因による冷害・洪水・渇水が頻発する厳しい環境を古くから人々が様々な知恵と工夫で克服してきており、先人の取組による恩恵を次世代に引き継ぐことを目指す。		県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
市町村、県民、事業者等との綿密な連携・協働により、森林、河川等、ため池等におけるハード・ソフト施策と県民の理解を促進する施策を推進。	秋田県全域	県、国、事業者、団体、住民	水環境
学識経験者や関係団体代表等で構成される「水ビジョン推進会議」において、設定した目標指標の到達度を評価し、施策の進行管理を実施。	富山県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
平成29年4月から施行された「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づき、県民、学識経験者、行政関係者などからなる「未来へ紡ぐOUR（あわ）の水会議」で議論を重ね策定。計画の深度化を図るため、流域単位で具体的な取組などを示した「流域水管理行動計画」について、「未来へ紡ぐOUR（あわ）の水会議」のメンバーを中心とした協議会を設置し策定する。	徳島県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	治水
特殊な地質構造により、一般的な水田の約5倍の浸透力を持つ白川中流域における湛水事業などの地域の実情に沿った取組を推進。	地下水盆を共有する熊本地域(熊本市を含む周辺11市町村)	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
協議会は、農林、水産、土木、商工の行政機関・団体、NPO、住民などで構成され、県と市が協力して事務局を務めるなど、多様な関係者の連携により推進。	大船渡湾域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
対策の実施に合わせてモニタリングによる現状及び効果の把握を行い、必要に応じて対策の見直しを行うPDCAサイクルによる順応的な管理により、3～5年毎を目安に対策を見直し。	水元小合溜	市区町村、団体、住民	水環境

図表 A.5 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(3/9)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
23	五泉市	第2次五泉市環境基本計画の一部	五泉市のシンボルであるとともに、市の水道や工業用水に活用されるなど生活に深く関わっている地下水・湧水の保全をメインとした総合的な計画。
24	錦江湾奥会議	錦江湾奥流域水循環計画	錦江湾奥の豊富な水資源や森林の活用、豊かな生態系、親水性の確保など、人々が錦江湾奥の水の恵みを楽しむ状態を実現するため、様々な取組を協働して行うための総合的な計画。
25	長野県	第6次長野県水環境保全総合計画	長野県内における水環境保全対策の総合的な推進を図りながら、県民の諸活動並びに治水及び利水との調和を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かで快適な流域の環境を創造していく計画。
26	高知県	物部川清流保全計画	高知県の物部川流域を対象に、豊かな水量の確保や景観・生態系の保全、水に関する文化の継承、山・川・海のつながり、流域全体で取り組む住民との協働に重点をおき、住民、事業者、行政が共に考え、行動することで、清流の再生を目指す計画。
27	高知県	第2次仁淀川清流保全計画（改訂2版）	高知県が中心となり、仁淀川流域における、水量・水質・生態系、人との関わり、文化等に関する総合的な計画。
28	旭川市	旭川市環境基本計画（第2次計画・改訂版）の一部	旭川市における地球環境の保全、自然環境の保全、都市環境の形成、生活環境の保全等に関する取組について、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定める計画。
29	ニセコ町	第2次ニセコ町環境基本計画の一部	「水循環」と「物質循環」の保全を基盤として、自然生態系や地域生活文化を守り育てることを基本理念とし、目標像を「森と水の環境を守る取組み」と「資源やエネルギーを大切に使う取組み」からなる「水環境のまちニセコ」とした計画。
30	仙台市	広瀬川創生プラン	本計画は、杜の都・仙台のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、将来にわたって保全していくとともに、新たな魅力の創出を図るためのアクションプランとして策定。
31	八王子市	八王子市水循環計画	みどりや水の豊かな八王子の水循環機能を再生し、恵まれた環境を次世代に引き継ぐため、自然と共生するまちづくりに向けた水環境の課題に対応するための総合的な計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
本計画において「五泉市地下水保全管理計画」に基づく保全対策を位置づけ、行政、事業者、市民等の連携により、地下水の水量・水質の保全、地下水保全活動支援及び啓発を推進。	五泉市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
錦江湾奥流域の4市が環境、観光、防災等に関わる様々な施策について協働し、地域活性化を図る場である錦江湾奥会議において、計画の策定・実施を推進。	4市全域（鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市）	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
水源の涵養機能を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進める。また、良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を図り、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進める。	長野県全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
流域の住民、関係団体、事業者、行政が連携して「物部川清流保全計画」を推進していくため「物部川清流保全推進協議会」を設立し、活動を展開。	物部川本川及び34本の支川	県、市町村、有識者、団体、住民	水環境（清流の再生）
第1次の計画（H11.3策定）は水質保全の色彩が強い計画であったが、施策実施に住民との協働が重要と考え、第2次計画は住民参加の視点を入れて策定。	仁淀川流域（高知県内）	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水循環
環境の将来像の実現に向けて市民・事業者・市がそれぞれの立場で行動すべき事項を配慮指針として位置づけるとともに、本計画の施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関係を提示。	旭川市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境全般（生態系、水辺空間、地球温暖化等）
本計画の策定に当たっては、町民による環境の現状に関するアンケート調査、小中学生による環境地図づくり、事業者に対するヒアリング調査等により住民参加の評価を行うとともに、環境審議会による検証を実施した。また、本計画の施策の進行管理は、ニセコ町と住民等が連携して行う。	ニセコ町全域	市町村、事業者、団体、住民	地下水、水環境、生態系、森林環境
市民・NPO・行政が実施する事業を集約・体系化し、各主体の自発的な取組の推進を図るため、協働手法や各主体に期待される役割分担を個別具体的に明示。	広瀬川流域	県、政令指定都市、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、治水、利水・雨水・再生水、水インフラ
“人と水との良き環をつくり次世代へ水の恵みをつなげていく”を基本理念に「環境」「利水」「治水」の3視点のバランスをとりながら魅力のあるまちづくりに取り組む「八王子・水のまちづくり」を基本的考え方として、健全な水循環系の再生を推進。	八王子市全域	都、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、湧水、利水、治水

図表 A. 6 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(4/9)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
32	辰野町	辰野町環境基本計画の一部	「辰野町にかかわるすべてのものが参加連携して、町の豊かな自然を生かし、健康で安全かつ快適な生活の営みができる郷土」の実現に向けて、包括的な環境の保全及び創造に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。
33	西条市	西条市地下水保全管理計画	西条市にとって不可欠な水資源であり、「うちぬき」や湧水を活用した水環境とそれを織りなす文化を形成する「地域の宝物」でもある地下水の水量・水質を保全するための施策を推進する計画。
34	熊本市	第3次熊本市地下水保全プラン	水道水源の100%を地下水に依存する熊本市において地下水保全に関する具体の行動計画。
35	名古屋市	水の環復活2050なごや戦略・第2期実行計画	2050年という長期的な将来を見据え、「水循環機能の回復」、「人にも生き物にもやさしい水辺やみどりがあるまちづくり」、「みんなで取り組む人づくり、場づくり」との3つの観点のもと、豊かな水の環がささえる「環境首都なごや」の実現に向けた取組を推進する計画。
36	松山市	長期的水需給計画基本計画（改訂版）	水資源対策が市政の最重要課題の一つである松山市において、「節水型都市づくり」を総合的かつ計画的に推進し、豊かで潤いのある地域社会の実現を図るため、市民や企業、行政が一体となって、節水の推進、水資源の有効利用、水資源の保全、水資源の開発を4つの柱とする各施策を推進する計画。
37	うきは市	第2次うきは市環境基本計画の一部	「自然豊かなふるさとを未来へ」を目指すべき環境像としてかけ、「地球温暖化対策の推進」、「地下水の保全」、「生物多様性の保全」等を環境施策に位置付け、各施策ごとに取り組みの方向性を定めた計画。
38	調布市	調布市環境基本計画の一部	「未来に続く、緑と水にあふれるほっとするまち 調布」を目指すべき環境の将来像に掲げて、「緑と水の保全・再生」、「生物多様性の保全・活用」、「脱炭素化に向けたまちづくりの推進」などを施策の方針に位置付け、各施策を推進する計画
39	宮城県	北上川流域水循環計画（第2期）	北上川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
水辺の健全な生態系機能の維持や文化機能の確保や水源かん養機能の確保、地下水の水質保全対策などを推進。	天竜川流域 (辰野町内)	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
先進的・継続的に行われてきた地下水調査を踏まえ、健全な水循環を実現するため、市民の共有財産としての性質を持つ地下水を「地域公水」と位置付け、市民・事業者と行政が一体となって「うちぬき文化」の継承と発展に資する管理のあり方を提案。	西条市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、貯留・かん養
良質で豊富な地下水を後世に確実に守り伝えるため、市民、事業者、行政が一体となり取り組む地下水の質・量両面の保全対策、都市ブランドとして地下水が織り成す魅力の情報発信を実施。	地下水盆を共有する熊本地域(熊本市を含む近隣11市町村)	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水、湧水
計画の推進期間を3期間に区切り、各期間で達成したい状態を設定して取組を推進。また、「水収支」、「取り組み効果」、「協働」といった指標により、計画の進捗状況を把握。	名古屋市全域	政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水環境、貯留・涵養
長期的な水需給予測にあたり、一般家庭や事務所へのアンケート調査により水使用実態を把握するとともに、給水サービスの確保、気候変動や水源施設等のリスクも考慮。	松山市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水利用
「地下水の保全」では、地下水源の保全、地下水質の保全、上水道等の整備を推進、「河川の水質保全」では、公共下水道等の整備、河川水質の管理等を推進。環境指標として、水のきれいさに満足する市民の割合を2027年度に70%にする目標を掲げている。(現状36.7%：2017年度)	うきは市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水
「緑と水の保全・再生」では、雨水浸透の推進による湧水保全および河川水源の涵養のための雨水浸透ますや浸透トレンチの設置を進めており、雨水の浸透能力を環境指標とし、令和7年度の約30%増(令和元年度比)を目標に取組を推進	調布市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水、かん養
健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す	北上川流域(5市2町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境

図表 A.7 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(5/9)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
40	宮城県	名取川流域水循環計画（第2期）	名取川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画
41	滋賀県	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）	国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、「琵琶湖と人との共生」を基調とし、森・川・里・湖のつながりを意識しつつ、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指す計画
42	岡崎市	岡崎市水循環総合計画	下流の旧岡崎市と上流の旧額田町が合併し、乙川流域が全て岡崎市に含まれたことを機に策定された水環境をメイン課題とした総合的な計画
43	高松市	高松市水環境基本計画	市、市民および事業者が連携して「持続可能な水環境の形成」に取り組み、現在および将来に対して、水を通じた豊かで潤いのある生活を確保するために、基本方針、目標および施策の方向性を定めた計画
44	さいたま市	第2次さいたま市環境基本計画別冊水と生きものプラン	人や生物の生活や生息の基礎となる「基盤環境」、生活や生息の場となる「環境」、環境を前提として行われる「文化・社会活動」を対象とし、「健全な水循環の確保」、「水環境の保全と創造」、「生物多様性の保全」の3つを柱とした総合的な計画
45	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画	「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、「かごしま未来創造ビジョン」に示された「豊かな自然との共生と地球環境の保全」の観点も踏まえ、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれることを目標とした計画
46	鹿児島県	池田湖水質環境管理計画	池田湖の地域資源としての価値を含む良好な水環境を保全するための計画であり、水質汚濁の進行抑止はもとより、池田湖を保全するための各種施策を推進していくための総合的な計画
47	秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画	健全で持続可能な水循環の創造を目指し、自然の水循環を人為的な水循環で補う施策により、地下水の統合的な管理を行うとともに、市民共有の財産にふさわしい地下水の活用を推進する計画
48	加古川市	第3次加古川市環境基本計画の一部	「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画」、「加古川市環境配慮率先実行計画」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性かがわ戦略」、「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」を統合した環境面における総合的な計画

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す	名取川流域（2市1町）	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
「水質の汚濁の防止および改善」、「水源のかん養」、「生態系の保全および再生」、「景観の整備および保全」、「産業の振興」の5つの施策を琵琶湖の保全・再生のため推進	琵琶湖地域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養
「水量」、「水質」、「災害(洪水・濁水)」、「水辺環境」、「水との関わり」の5つ基本方針が互いに関連させて、総合的な取り組みを推進	矢作川流域（岡崎市全域）	県、市町村、国、団体、住民	水環境
水の持つ多面的価値を最大限に発揮できるよう、関係者の連携による「総合水循環システム」の構築のために、「身近な水環境の意識の強化」、「水循環の健全化」等の取組を推進	香東川ほか高松市内の河川	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養
さいたま市環境基本計画から再編して、互いに密接な関係のある生物多様性の保全と健全な水循環の確保および良好な水環境の保全に係る施策・取組を一體的に推進	さいたま市全域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
鹿児島湾の水環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和54年以降、長期にわたって講じてきた各種の環境保全対策を発展的に継承し、湾域の水環境管理を更に推進	鹿児島湾域（集水域6市2町）	県、市町村、事業者、団体	水環境
池田湖の水質環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和58年以降、長期にわたって講じてきた水質環境保全対策を発展的に継承し、池田湖の水質環境管理を更に推進	池田湖集水域	県、市町村	水環境
「はだの水循環モデル」を用いた水資源管理システムによる地下水のマネジメントや地下水保全に関して地域で活躍する人や団体にスポットを当てたソフト対策を重視	秦野市全域	県、市町村、有識者、事業者、住民	地下水、かん養
環境像「持続可能な発展をめざすまち加古川」の実現のため、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者と行政が協力・連携し、健全な水循環の確保を含む様々な環境課題への取組施策を推進	加古川市全域	県、市町村、国、有識者、団体、住民	水環境、水辺利用

図表 A. 8 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(6/9)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
49	大野市	大野市水循環基本計画	上位計画である「第六次大野市総合計画」の将来像『人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち』を実現していくため、各種個別計画における水に関する施策と整合を図り、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために策定
50	厚岸町	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部	めざす環境の姿『持続可能な産業と生活のために』を実現するために、町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、それぞれが自主的に行動していくための総合的かつ具体的な計画として取りまとめ、関係者の役割や取り組みの方向を明らかにした計画
51	佐久地域 流域水循環協議会	佐久地域流域水循環計画	地下水盆を共有している佐久地域12市町村で協議会を設立し、地下水等水資源が地域共有の貴重な財産であることと信濃川水系最上部の地域として健全な水循環の維持又は回復する責任があることを認識し、「将来にわたり水の恩恵を享受できる佐久地域」を将来像として、健全な水循環を守り、育みながら、有効活用することにより、地域社会へ寄与して将来世代へ多様な水文化を継承していくためのマスタープラン
52	小金井市	第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	令和2年6月に閣議決定された水循環基本計画の「流域マネジメントの更なる展開」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」等の主旨を踏まえて、関係者が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでいく計画
53	世田谷区	世田谷区みどりの基本計画の一部	世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画
54	大垣市	大垣市エコ水都環境プランの一部	平成27年に閣議決定された「水循環基本計画」において示された水循環に関する施策体系や平成28年に岐阜県が改定した「第5次環境基本計画」の基本方針を踏まえて、古くから「水の都」と呼ばれるほど豊富な地下水を継承するために、地下水の保全・有効利用を図る計画
55	日光市	第2次日光市環境基本計画の一部	環境像として『多彩な環境交流を楽しみ、育む 持続可能な都市・日光』を定め、市民・事業者をはじめ、日光市を観光などで訪れる多くの滞在者が、地域のみならず地球規模の環境問題まで関心を持って、環境保全に向けた取り組みの“道しるべ”となる計画

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
大野市は、九頭竜川の最上流に位置することから、きれいで豊富な水を下流に送ることを重要な役割と位置付け、最上流部に住む者の責務を果たすべく、流域マネジメントに関する取組を推進	大野市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
厚岸湖などの豊かな自然を有しており、良好な環境の保全のために、「健全な水資源の循環」に取り組む。計画推進時には行政や町民の他に操業する上で自然環境の保全が必要不可欠な漁業や酪農業事業者等を加えた「町民検討会議」が評価や点検を行う計画。また各施策には持続可能な開発目標（SDGs）の達成を記載	厚岸町全域	市町村、事業者、団体、住民	かん養・水質保全
佐久地域12市町村で設立した協議会で、地域全体の水資源の将来像実現のための方向性について関係市町村が認識を共有し、水循環基本計画に位置付けられている市町村間連携あるいは地域住民・団体・事業者との協働などによる「流域マネジメント」により、効率的・効果的に将来像の実現を図る計画	佐久地域(小諸市、佐久市、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境
環境基本計画の施策群と連携・整合を図りつつ、地下水条例に基づき地下水及び湧水の保全・利用を定めることとなっており、計画の推進においても環境審議会での評価とは別に地下水保全会議での分析・アドバイスも反映させ、地下水に関する様々な施策に取り組む計画	小金井市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境
本計画の「みどり」は、樹木、樹林地の他に地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と人の関わりによる文化や歴史的なみどりの要素に含めて捉えており、みどりの量を十分に確保し(崖線や涵養地の保全など)、みどりの質を向上させ(水辺環境の再生など)、行政と区民が協働することにより適正な水循環の回復を図る計画	世田谷区全域	市区町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境
本計画は環境基本計画ではあるが、自噴水で泉ができるなど地下水が豊富な大垣市は「ハリンコが泳ぎ、ホテルが舞う水都・大垣」を望ましい環境像に位置付け、地下水や生物・森林の保全等を目標にし、行政・市民・事業者等が取り組む計画	大垣市全域	県、市町村、有識者、団体、住民、その他	地下水・水質保全・水環境
観光で訪れる滞在者も含めて、地下水や河川の水質保全、水源涵養機能の向上や水循環の保全再生を目標に取り組んでいく計画であり、さらに気候変動への適応策も記載している。また各施策には持続可能な開発目標（SDGs）の達成を記載	日光市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水質保全

図表 A.9 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(7/9)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
56	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度版）	県内有数の農畜産業が盛んな地域である島原半島において、当該地域で貴重な水資源である地下水の硝酸性窒素負荷低減を図る計画
57	宮城県	南三陸海岸流域水循環計画	南三陸海岸流域の水循環の現状把握等により見出された課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取組を示すもの。山間部、農村部、都市郊外部、都市部、海岸部それぞれの地域の取組の連携や新たな施策を講じることにより健全な水循環の維持・回復を図る。
58	宮城県	阿武隈川流域水循環計画	阿武隈川流域の水循環の現状把握等により見出された課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取組を示すもの。山間部、農村部、都市郊外部、都市部、海岸部それぞれの地域の取組の連携や新たな施策を講じることにより健全な水循環の維持・回復を図る。
59	にかほ市	にかほ市水循環基本計画	水循環に関する実態を整理し、健全な水循環の維持・保全の観点からにかほ市が目指す基本理念や将来像を示し、これにより水資源の保全や市の発展に資する施策の推進等を図ることを目的としたもの。
60	高砂市	第2次高砂市環境基本計画改訂版の一部	「自然・まち・ひとが共生する高砂～水と緑が将来に続く～」を基本理念、美しく快適に暮らせる「生活環境」、水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生する「自然環境」、持続可能な脱炭素社会をつくる「地球環境」、学びを通じ、環境行動力を育む「環境学習」の4つを基本目標に、身近にある水と緑を健全に保ち、将来世代に引き継ぐことを取組の主軸とするもの。
61	福島県	「水との共生」プラン	水の恩恵や水に対する畏怖を含め、水と人との関係を再認識し、良好な関係を築いていくため、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示すもの。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
長崎県だけでなく、島原半島周辺の3市（島原市・雲仙市・南島原市）と一体となり、広域的な行政各部署の連携はもちろんのこと、農畜産業などの地域産業に携わる事業者とも協力して、地下水観測全地点で硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下となることを目指す計画	島原市・雲仙市・南島原市	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・水質改善・水利用
「みんなでつなぐいのちの水～守り、育て、未来へ～」を基本理念に、流域が一体となり総合的な取組を推進。健全な水循環を構成する「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」という4つの要素ごとに将来像を設定し、取組を推進。	南三陸海岸流域（2市2町）	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、湧水保全、地下水、貯留・涵養、水インフラ、水環境、治水、生態系
「みんなでつなぐいのちの水～守り、育て、未来へ～」を基本理念に、流域が一体となり総合的な取組を推進。健全な水循環を構成する「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」という4つの要素ごとに将来像を設定し、取組を推進。	阿武隈川流域（3市8町）	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、湧水保全、地下水、貯留・涵養、水インフラ、水環境（水量）、治水、生態系
学生が提案した「にかほモデル」をもとに、「水循環を生かした躍動するにかほ市を想像する」を基本理念、「新しい地場産業の創出観光収入増！地元経済が活性化！」、「田園都市としての世界モデルへ！SDGsを目指した世界の「Nikaho」」、「新たな交流の場！活気・にぎわいが生まれ、もっと安心して過ごせる市に！」を将来像に設定。「市の魅力を市の内外へ発信」、「排水から生まれる資源の有効利用」、「水との共生から生まれる新たな付加価値」を基本方針として取組を推進。	にかほ市全域	市町村、有識者、事業者、住民、その他	水利用、地域振興、教育・普及啓発、人材育成
都市化が進展している中で、水質の保全・改善、生物生息環境の保全、河川・ため池等の水環境の維持管理の推進、湧水等の水源の確保を図り、健全な循環の維持・回復に取り組むもの。	高砂市全域	県、市町村、有識者、事業者、住民	水質改善、貯留・涵養、水インフラ、治水、水辺空間、教育・普及啓発
「水にふれ、水に学び、水とともに生きる～連携による、流域の健全な水循環の継承～」を理念、「清らかな水が巡り、多様な生きものを育む緑豊かな水辺に子どもも大人も遊ぶ源流県・ふくしま」を将来像に、「水と人とのかかわりの再構築」、「流域を単位とした施策の総合的な展開」、「水管理体制の確立」を三つの柱として取組を展開。	福島県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、貯留・涵養、治水、水辺空間、水文化、教育・普及啓発

図表 A. 10 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(8/9)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
62	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・ 第3期行動計画	都市化等に伴う影響により発生した水質、 治水等の課題を解決するため、流域に関係す るあらゆる主体が、様々な取組を協働・連携 して進めることで、治水・利水・環境が適切 なバランスを保つ状態を保全・再生するこ とを目指すもの。
63	安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行 動計画	「水は、次世代からの預かりもの」をコン セプトとして、水資源の保全・強化・活用 のための施策展開を図るためのもの。
64	館林市	第三次館林市環境基本計画の一 部	古来、人々の生活と生産活動を支えてきた市 に点在する大小の沼池「里沼」を保全し、里 沼の多様な恩恵を取り戻すとともに、循環型 社会を構築することを目指す計画。
65	相模原市	第2次相模原市水とみどりの基 本計画・生物多様性戦略	市民一人一人が、みどりや水、生物多様性の 重要性についての理解を深め、環境に配慮し たライフスタイルを実践し、市民、事業者、 行政等多様な主体間の連携・協働による取組 を進めることで、「自然と人が共生するまち 相模原」の実現を目指すもの。
66	厚木市	第5次厚木市環境基本計画の一 部	「環境に優しく、自然と共生するまち」とい う望ましい環境像の実現に向けて、「持続可 能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実 現」、「自然と共生した魅力ある都市の実 現」、「安心・安全で快適な暮らしが楽しめる 都市の実現」、「環境を考え、楽しむ『あ つぎエコスタイル』の推進」という4つの基 本目標の達成を目指す計画。
67	大府市	第3次大府市環境基本計画の一 部	「人と自然が共生する みらい輝く健康都市」 という環境将来都市像を実現するためには、 市民一人一人が環境を守るための行動を日常 的に行うことが重要であることから、「一人 ひとりが自分のこととして環境を意識し、学 び、気づき、そして行動する市民を育む」を 基本理念とする計画。
68	品川区	品川区水とみどりの基本計画・ 行動計画	「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指 し、緑地の保全及び緑化の推進や、河川・運 河などの水辺空間や湧水などの水循環の保全 や活用など、水とみどりに関する総合的な計 画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
<p>「恵みの沼をふたたび」を基本理念、「良質な飲み水の源印旛沼・流域」、「遊び、泳げる印旛沼・流域」、「ふるさとの生き物はぐくむ印旛沼・流域」、「水害に強い印旛沼・流域」、「人が集い人と共生する印旛沼・流域」を目標に、目標達成のため「印旛沼方式」を行動原則として取り組む。</p>	印旛沼流域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、治水、生態系、水辺空間、教育・普及啓発
<p>「地下水は市民共有の財産である」、「全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する」、「地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐ」という基本理念（安曇野ルール）を具体化するため、取組の全体像及び短期的・重点的に取り組む施策を取りまとめたもの。</p>	安曇野市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水利用、湧水保全、地下水、貯留・涵養、教育・普及啓発
<p>館林市は、利根川、渡良瀬川に挟まれた低湿地帯で、大小多くの「里沼」が点在し、「里沼」が館林市の経済や社会を形成。本計画では、特に、都市化や生活雑排水の流入により悪化した「里沼」の水環境を改善するため、沼や湿地の保全管理、水質改善活動などを推進。</p>	館林市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、地下水、貯留・涵養、水辺空間、水文化、地球温暖化、教育・普及啓発、人材育成
<p>相模原市の西側は丹沢大山国定公園を中心に豊かな自然が広がり、東側は相模川沿いに都市化が進展。本計画では、このような地理的特徴を踏まえ、市の西側を「水資源保全ゾーン」、東側を「都市緑化ゾーン」に設定し、それぞれ水源の保全・再生や都市部の緑化等を推進。</p>	相模原市全域	県、政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、地下水、貯留・涵養、生態系、水辺空間、教育・普及啓発、人材育成
<p>厚木市の東側は相模川が流れる都市的地域で、西には丹沢山地が広がる。山地から市街地との間には里地里山が広がり、多様な自然環境が形成。特に、このような里地里山とその多面的機能を保全するため、森林整備等の取組。</p>	厚木市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、生態系、水辺空間、地球温暖化、教育・普及啓発
<p>大府市は、現在の人口が増加傾向にあり、人口の増加や都市化の進展により、水質汚濁など身近な生活環境の問題が顕在化するとともに、農地やため池等の減少が懸念。このような問題に対応するため、ため池、河川、農地の保全や下水道整備等を推進。</p>	大府市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水インフラ、生態系、水辺空間、教育・普及啓発
<p>品川区には、歴史を伝える貴重な水とみどりが残されている一方、水辺の歩行空間や公園なども新たに整備。このような河川、運河、船着場等の水辺空間を活かしたにぎわいづくりや、都市型水害対策や湧水保全等を総合的に推進。</p>	品川区全域	市区町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、湧水保全、水インフラ、地域振興、貯留・涵養、水環境（水量）、治水、生態系、水辺空間、水文化、教育・普及啓発、人材育成

図表 A. 11 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(9/9)

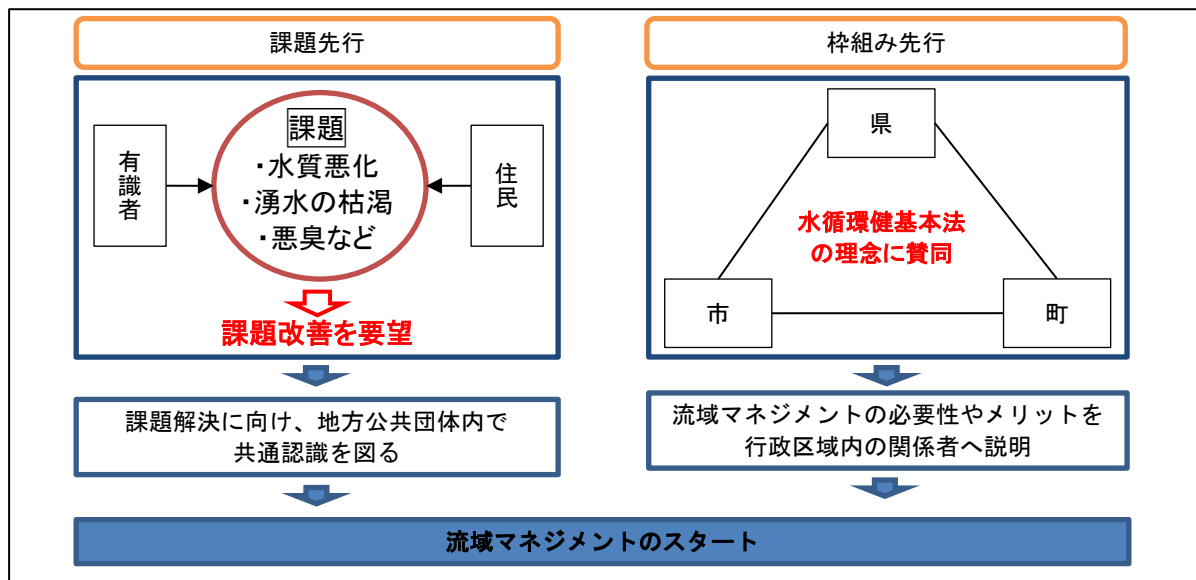
No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
69	大阪狭山市	大阪狭山市水循環計画	「水から守る～水害への対策を強化～」、「水を活かす～水資源を活かした地域振興～」、「水を育む～次世代に水を引き継ぐ～」を取組の柱として、「めぐる『水』ともに生きる大阪狭山」を目指す。
70	千葉市	千葉市水環境・生物多様性保全計画	「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」及び「計画の推進体制の整備」を取組の柱として、水の環(水循環)及び生物多様性による恵みを「子どもたちの未来へ」伝えるための取組。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
<p>日本最古のため池「狭山池」では、平成の大改修以後、市民団体が主体となり、各種イベントの開催や清掃活動が行われてきた。これら地域の強みを活かしつつ、本計画ではため池などを活用した治水のほか、教育、広報、観光、コミュニティ形成等の取組を推進。</p>	<p>大阪狭山市全域</p>	<p>県、市区町村、有識者、事業者、団体、住民</p>	<p>地域振興、治水、教育・普及啓発</p>
<p>河川や海岸を擁する本市は水資源が豊富であるが、市が計画改定にあたり市民に対しアンケート等を実施したところ、水環境、生物多様性ともに市民に十分浸透していないことを把握。これを踏まえ、関係者の連携による取組の着実な推進のため、水環境の保全の水質や水量に係る取組のほか、人材の確保・育成、ボランティアへの活動支援などによる「計画の推進体制の整備」に注力。</p>	<p>千葉市全域</p>	<p>県、政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民</p>	<p>水質改善、水環境（水量）、生態系、人材育成</p>

参考-4 流域マネジメントの参考資料

(流域マネジメント着手の契機)

図表 A. 12 流域マネジメント着手の経緯



○流域マネジメントの取組の契機となる課題等の整理

①総合的な取組み

水循環基本法や地域の総合計画等を受け、地域の今後の水循環全般の保全・利用等を検討することを契機として着手。

②水質改善

河川、閉鎖性水域（湖沼、海域等）の水質汚濁もしくは懸念されることなどを契機に着手。

③効率的な水利用

水資源が乏しい地域において、水を効率的かつ有効に利用する必要性から着手。

④湧水の保全

都市化などに伴う湧水の枯渇もしくは懸念されることなどを契機に着手。

⑤地下水の保全と利用推進

資源としての地下水の枯渇、地下水位の低下、水質の悪化もしくは懸念されることを契機に着手。

⑥水インフラの戦略的更新

上水道、下水道、工業用水道、農業水利施設などの水インフラの老朽化・耐震化対策の必要を契機に着手。

⑦地域振興

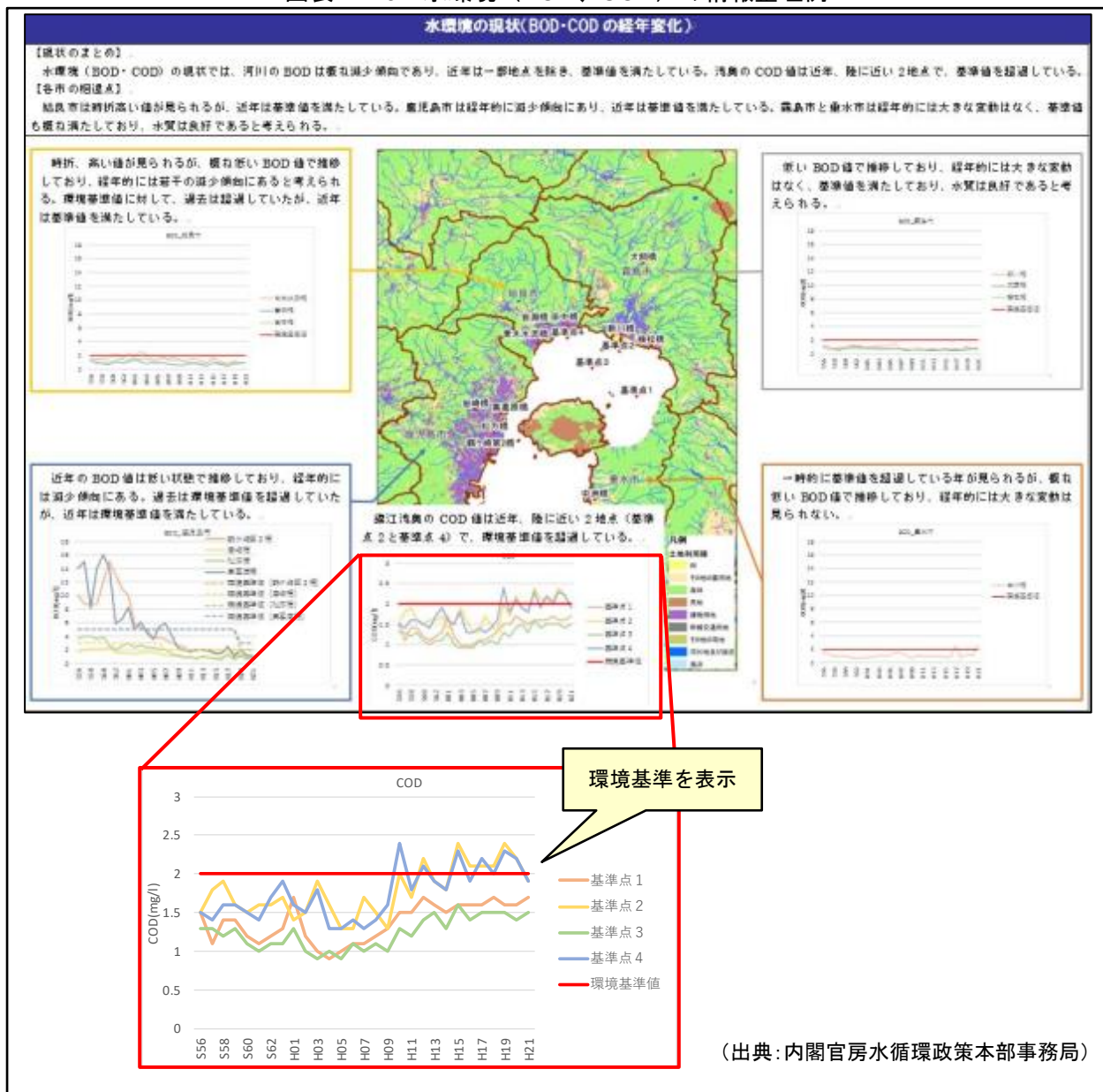
水資源等を地域振興などに活用し地域社会の活性化を推進することを契機に着手。

参考-5 状況把握参考資料

(情報の整理事例)

○鹿児島県錦江湾奥における BOD、COD の経年変化の整理事例を図表 A. 12 に示します。実施範囲の地図を中心に表示し、観測地点と観測結果の経年変化図を地図の周囲に配置しています。観測結果の経年変化には環境基準値を重ねて表示しています。これらの作図方法は、分かりやすい情報整理の工夫として行っています。

図表 A. 13 水環境 (BOD、COD) の情報整理例

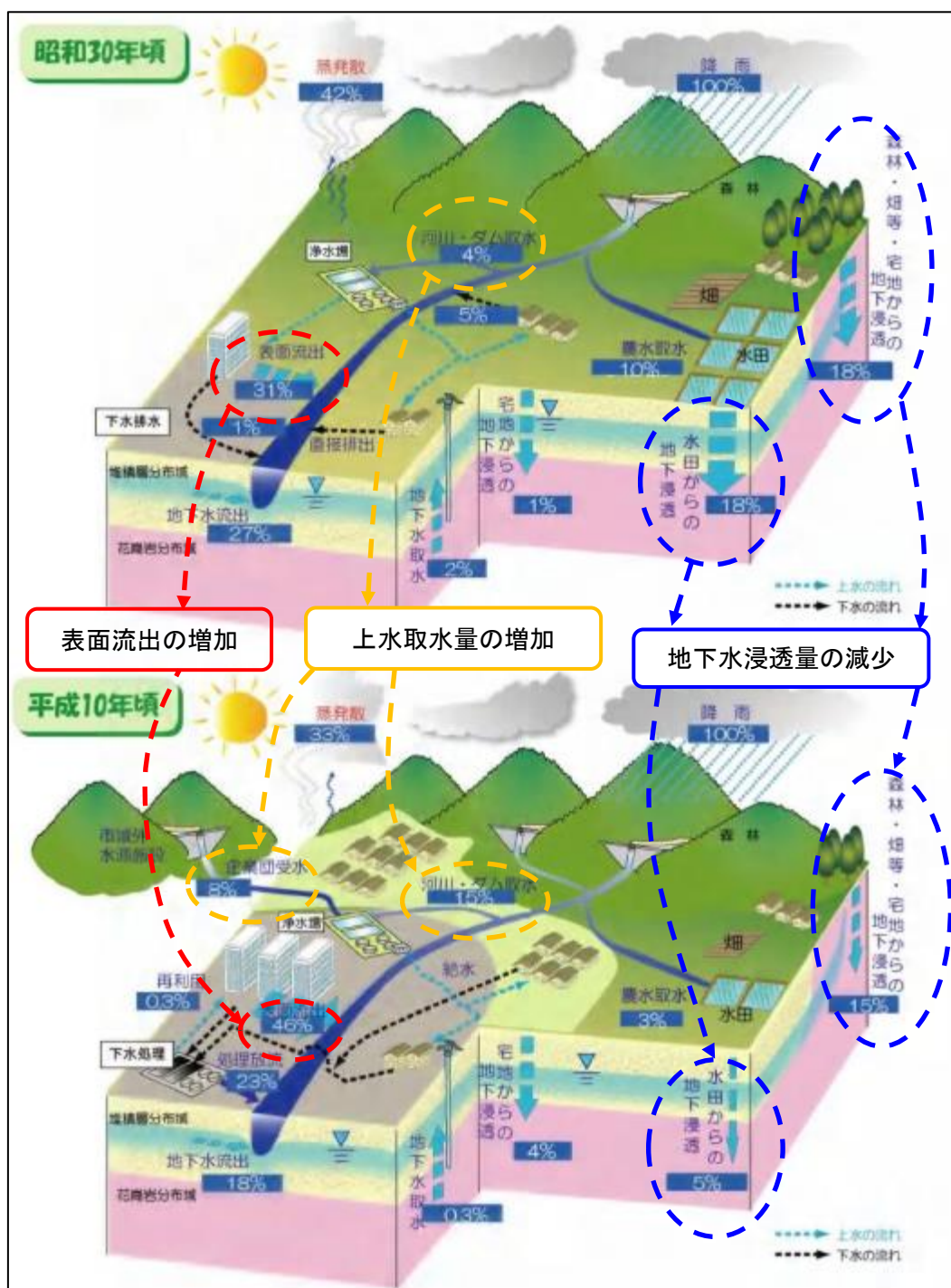


参考-6 水循環に関する課題設定の参考資料

(現在と過去との比較による設定事例)

○図表 A. 13 に、福岡県福岡市による、昭和 30 年代と現在（計画策定時点）を対象に水収支を比較して課題を設定した事例を示します。

図表 A. 14 水収支より課題を設定した事例



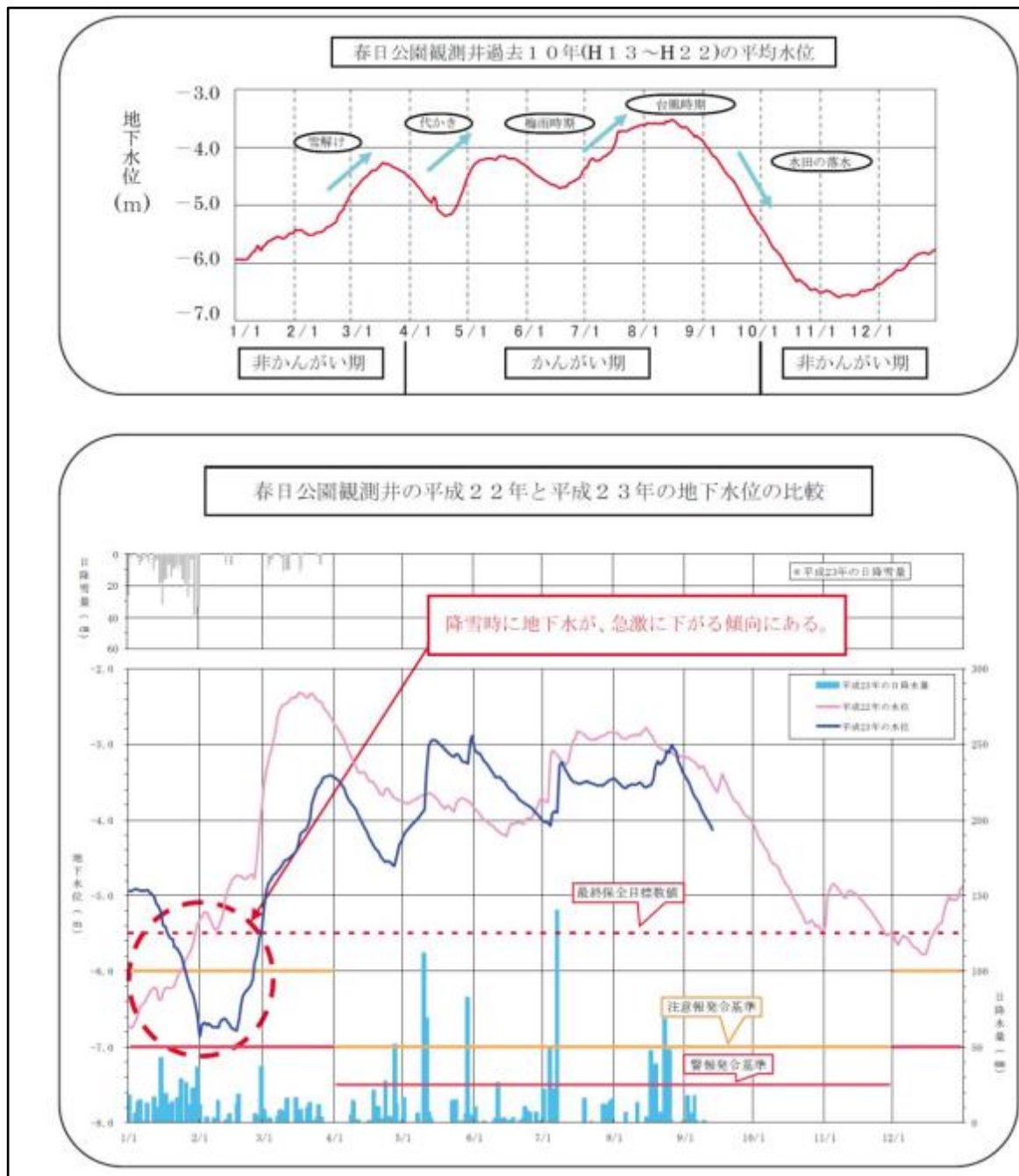
(出典:福岡市水循環型都市づくり基本構想

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2411/1/mizujunkan.pdf?20170228135607>)

(季節変化に着目した設定事例)

○図表 A. 14 に、福井県大野市による、年間の地下水位の季節変化に着目した地下水位の低下要因の分析を課題設定にいかした事例を示します。

図表 A. 15 季節変化に着目した課題設定事例



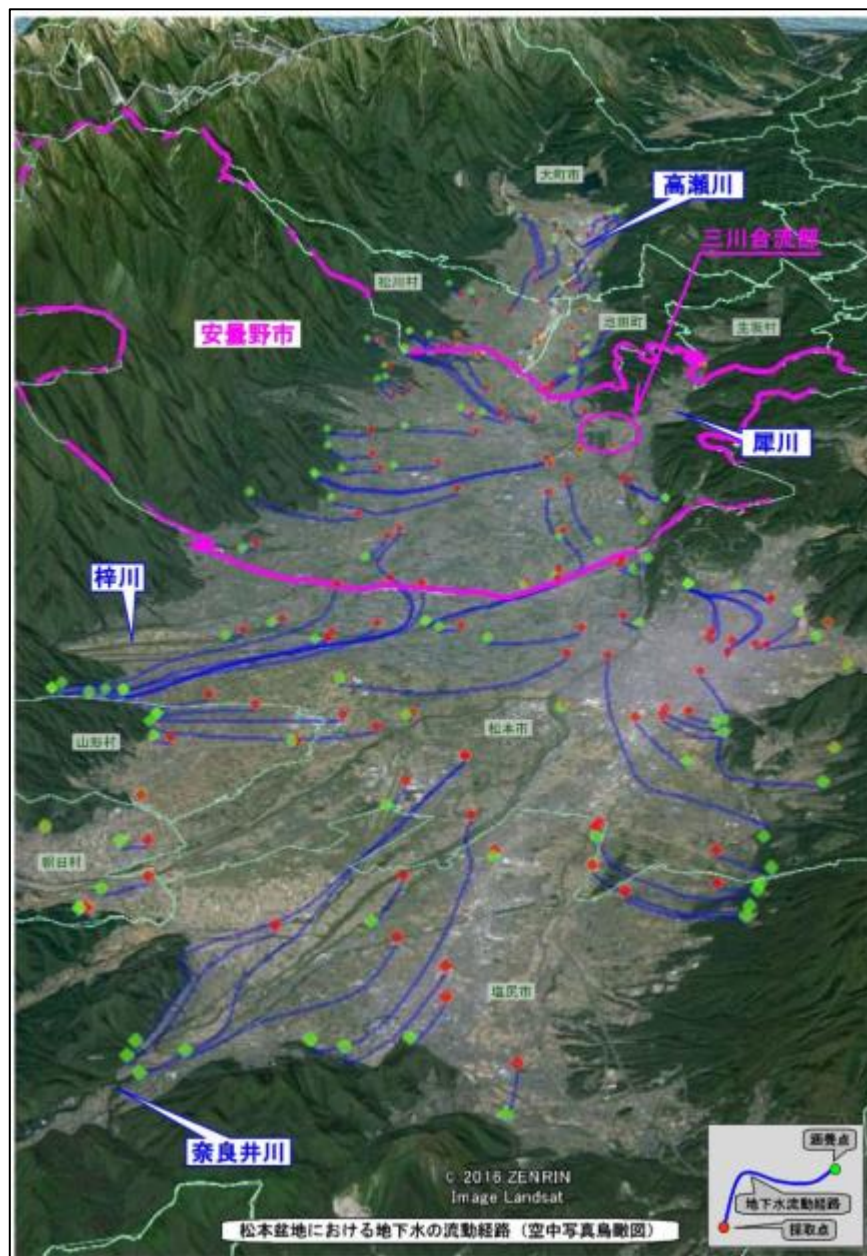
(出典: 越前おおの湧水文化再生計画 <https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizujunkan/chikasukeikaku/index.files/yuusuibunnkasaiseikeikaku.pdf>)

参考-7 実施範囲の設定の参考資料

(実施範囲の設定の具体事例)

- 「安曇野市水環境基本計画」では、安曇野市を実施範囲としています。図表 A. 15 で分かる通り、安曇野市は松本盆地の一部エリアのみを占めています。松本盆地が一つの地下水盆であるため、実施範囲である安曇野市だけでなく地下水盆の水循環に影響を及ぼす範囲を対象に、地下水流動等の情報の整理を行っています。

図表 A. 16 松本盆地全体と安曇野市の地下水流動の整理例



(出典: 安曇野市水環境基本計画 <https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/54431.pdf>)

参考-8 流域水循環協議会の参画主体と構造の参考資料

(特定の地方公共団体が主導的役割を果たす事例)

- 複数の地方公共団体が計画策定主体となる計画としては、都城盆地では宮崎県、鹿児島県が、主導的な役割を担っており、宮崎県・鹿児島県の事務局担当部局が調整機能を担っています。

都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画 抜粋

(1) 都城市・三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町・高原町・財部町及び末吉町の役割

盆地内1市8町はこの基本計画に基づき、硝酸性窒素削減対策及び飲用水対策を推進します。実施体制の確立、財源の確保、住民への周知などを確実にを行います。また、水質の改善状況や対策効果の把握を行います。

啓発活動に関しては、地域や農村集落などグループ単位での積極的な啓発を行います。更に住民の意識や動向を正確に把握し、より効果的な啓発を行えるよう努力します。

(2) 宮崎県・鹿児島県の役割

宮崎県・鹿児島県は、この基本計画に基づく総合的な施策の推進を図るとともに、お互いの情報や市町との情報交換を密に行い、実施状況の把握・各事業実施時の調整など、進行管理を行います。

硝酸性窒素削減対策に関連した国や他県の動きや仕組みについて、積極的に情報収集を行うとともに、これらの情報を市町に提供します。

広域的に行うことが必要な啓発や、環境保全を目的とした民間団体等との連携を強化し、自主的な活動への広がりを促進します。

(参画する地方公共団体が平等に役割を担う事例)

- 「錦江湾奥会議」(鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市)では錦江湾沿岸の4つの市が計画策定主体として参画しています。各市が環境、防災、観光、広報の4つの部会のうち一つずつの部会の幹事を持ち回りで担当し、4つの地方公共団体が等しく主導権を発揮するような組織運営を行っています。これにより、全ての地方公共団体が役割と責任を分担しながら主体的に参画することとなり、組織全体の意識向上や問題認識の共有につながる効果が期待されます。

図表 A. 17 錦江湾奥会議の開催の様子



(錦江湾奥会議 HP、<https://www.city-kirishima.jp/kikaku/shise/kaigi/kinkowano/naiyo.html>)

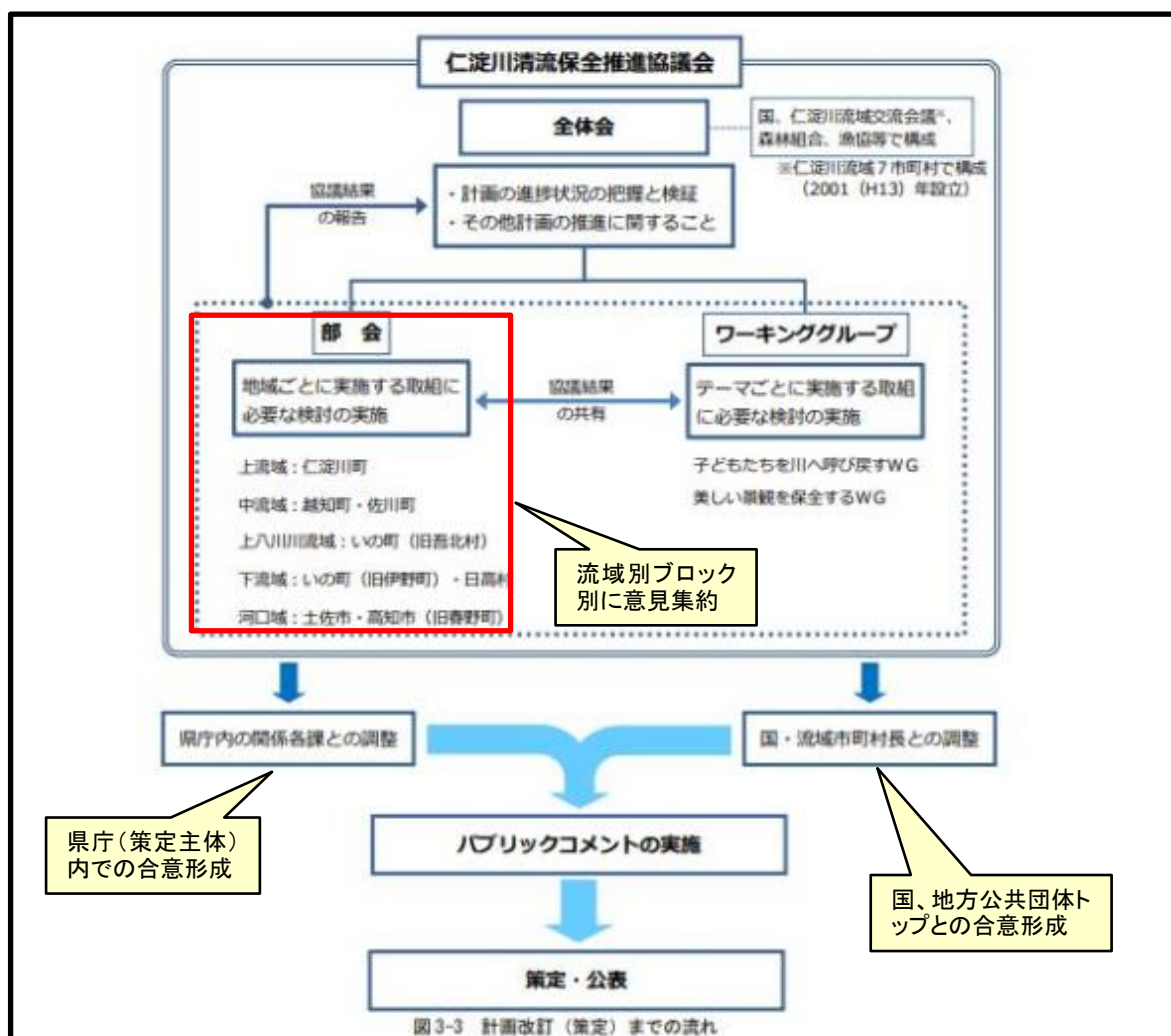
参考-9 流域マネジメントにおける合意形成の参考資料

(主体のグルーピングによる合意形成の事例)

○第2次仁淀川清流保全計画(改訂2版)(高知県)では、流域住民、活動団体、行政等の意見を幅広く反映するようにしました。仁淀川清流保全推進協議会では部会(5つのブロック(上流域、中流域、上八川川流域、下流域、河口域))において、地域ごとの課題を共有し、課題解決に向けた検討を行いました。また、今回の改訂からシンポジウムのワークショップでの提案をもとに、「ワーキンググループ(以下、WG)」を立ち上げ、流域の住民が率先して取り組むべき課題についてWGで検討した内容についても反映しています。

○これら部会とWGの協議結果を反映した計画を仁淀川清流保全推進協議会としてとりまとめ、国・流域市町村及び県庁内の関係各課の調整、加えて、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を反映させて策定・公表しています。

図表 A. 18 流域ブロック区分によるワーキンググループの事例



(出典:第2次仁淀川清流保全計画(改訂2版)

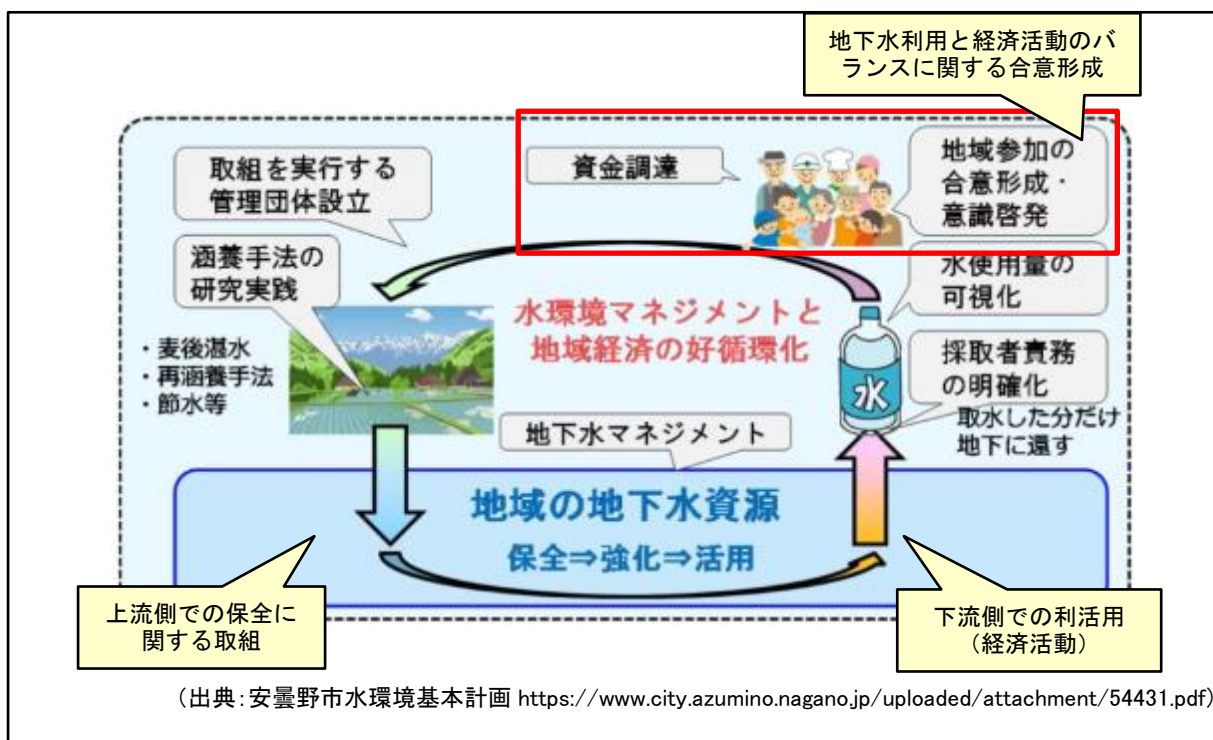
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/files/2010050600066/file_202114116458_1.pdf)

(上下流での合意形成の具体的事例)

○河川や地下水盆の上下流域の地域間では利害関係の対立がみられることが多く、上流側でのかん養量減少が下流側での水位低下につながったり、上流側での過剰取水が下流側での水位低下や塩水化といった問題を引き起こしたりします。また、上流側での農業や畜産業の活動により、硝酸性窒素汚染が引き起こされ、下流側での地下水利用者へ影響を与えるといった汚染原因者と利用者間の利害対立の構造が見られる場合もあります。

○安曇野市水環境基本計画（安曇野市）では、上下流の関係者間による利害の対立への対応として、以下に示すように、地下水利用、経済活動などのバランスをどのように取るかに焦点を絞った合意形成を図る努力がなされています。

図表 A. 19 上下流間での合意形成の事例



(パブリックコメントによる意見収集と反映事例)

○計画策定時にその内容について住民から意見を収集する方法として、パブリックコメントがあります。パブリックコメントに反応して意見を寄せるのは関心のある一部の住民・団体であることがほとんどですが、計画書に貴重な意見として丁寧に回答を掲載するなどして、住民意見を重視しているというメッセージを伝えることが重要です。

図表 A. 20 パブリックコメントによる意見収集と回答の事例

パブリックコメントの結果
【実施期間】平成23年8月1日(月)から8月15日(月)
【意見数】1団体3人から12件

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正内容
1	地下水位の上昇に向けた具体的な施策	水力発電に水を取られているので、河川維持流量・正流流量の増量に係関係機関の支援を求め、河川からのかん養を増やす。	第1章第1-(1)②「河川からのかん養」において、河川維持流量の増加を図るため関係機関との協議を進めていきたいと考えている。(第1章第1-(1)-②)	修正なし
2		水田湛水や人口かん養の面積を拡大する。また、田水路の雨水浸透を高める工事をする。	本計画において第1章第1-(1)①「水田からのかん養」で水田湛水の拡大を図っていくこと。また、③「雨水を活用したかん養」で生活用排水路や農用排水路などの改修にあたっては、一部の透水化を実施することにより地下水流入量の増加を考えている。(第1章第1-(1)-①、③)	修正なし
3		冬期における融雪装置の利用禁止や全戸に水量メーターの設置。	大野市地下水保全条例において、融雪のための地下水涵み上げを禁止しており、本計画ではさらなる制度の徹底を図りたいと考えている。水量メーターについては、公共下水道の整備に合わせ水量メーターを設置し地下水の涵み上げ量を抑制していきたいと考えている。(第1章第1-(2)-②)	修正なし
4		新堀川や赤堀川へ流れ出す泉町周辺の地下水を、透水壁で地下水流出を食い止める工事をする。	第1章第1-(2)③「地下水流出防止対策の調査研究」で止水壁の効果について調査研究し、市街地北部や湧水地付近の帯水層での可能性について検討していきたいと考えている。(第1章第1-(2)-③)	修正なし
5		河川や田水路の改修により、川床から地下への浸透をはかる。	第1章第1-(1)②「河川からのかん養」で河川環境の改善を図るため関係機関との協議を進めていくことを考えている。(第1章第1-(1)-②)	修正なし
6		長期的には山に広葉樹を植え保水力を高める。	意見を踏まえ、文章を追加。	第1章第1-(1)②「河川からのかん養」に次のとおり追加記載をする。 ○森林の持つ保水機能は、河川の地下水かん養能力を高めることも期待されるため、その機能を維持する水源保全林の適正な管理に努める。 【主な施策】・水源保全林の適正な管理(年間実施) ※大野市地下水保全管理計画において市街地南部の森林を水源保全林として設定している。

市の考え方を提示

意見を踏まえた修正もあり得る

(出典:越前おおの湧水文化再生計画 <https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizujunkan/chikasukeikaku/index.files/yuusuibunnkasaiseikeikaku.pdf>)

○印旛沼流域では、水循環健全化の取組や計画を住民に知ってもらい、一緒に行動していくことを目的として、「わいわい会議」と呼ばれる会議を開催しました。住民と行政の意見交換の場として、テーマごとに分科会を設け、活発な意見交換が行われました。この会議で出された意見は、印旛沼流域水循環健全化会議に対する提言書にとりまとめられ、計画書にも反映されています。

図表 A. 21 市民意見の反映事例



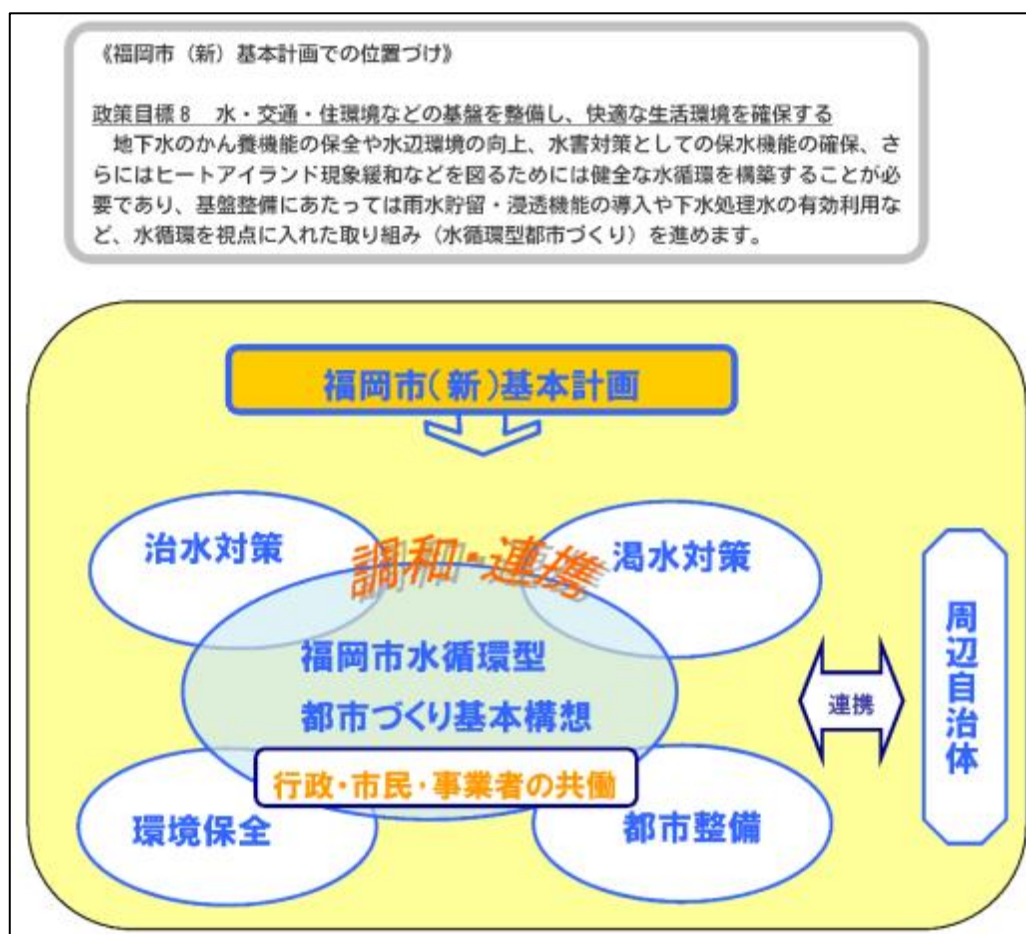
(出典：印旛沼流域水循環健全化計画・第3期行動計画 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/press/2021/inbanuma3.html>)

参考-10 計画の枠組みの設定の参考資料

(計画の枠組みの設定の具体的事例)

○福岡市水循環都市づくり基本構想は、「福岡市（新）基本計画（平成 15 年制定）」を上位計画と位置づけて作成された認定計画です。本基本構想は、「基本計画」に示されたあるべき姿としての目標に対して、それを実現するための施策を位置づける計画として作成され、「水循環を視点」に福岡市のこれまでの取組や関連する施策との調和・連携を図りながら、行政・市民・事業者が共働して健全な水循環システムを構築することを目指しています。

図表 A. 22 既存計画との関係を位置づけた事例



(出典:福岡市水循環型都市づくり基本構想

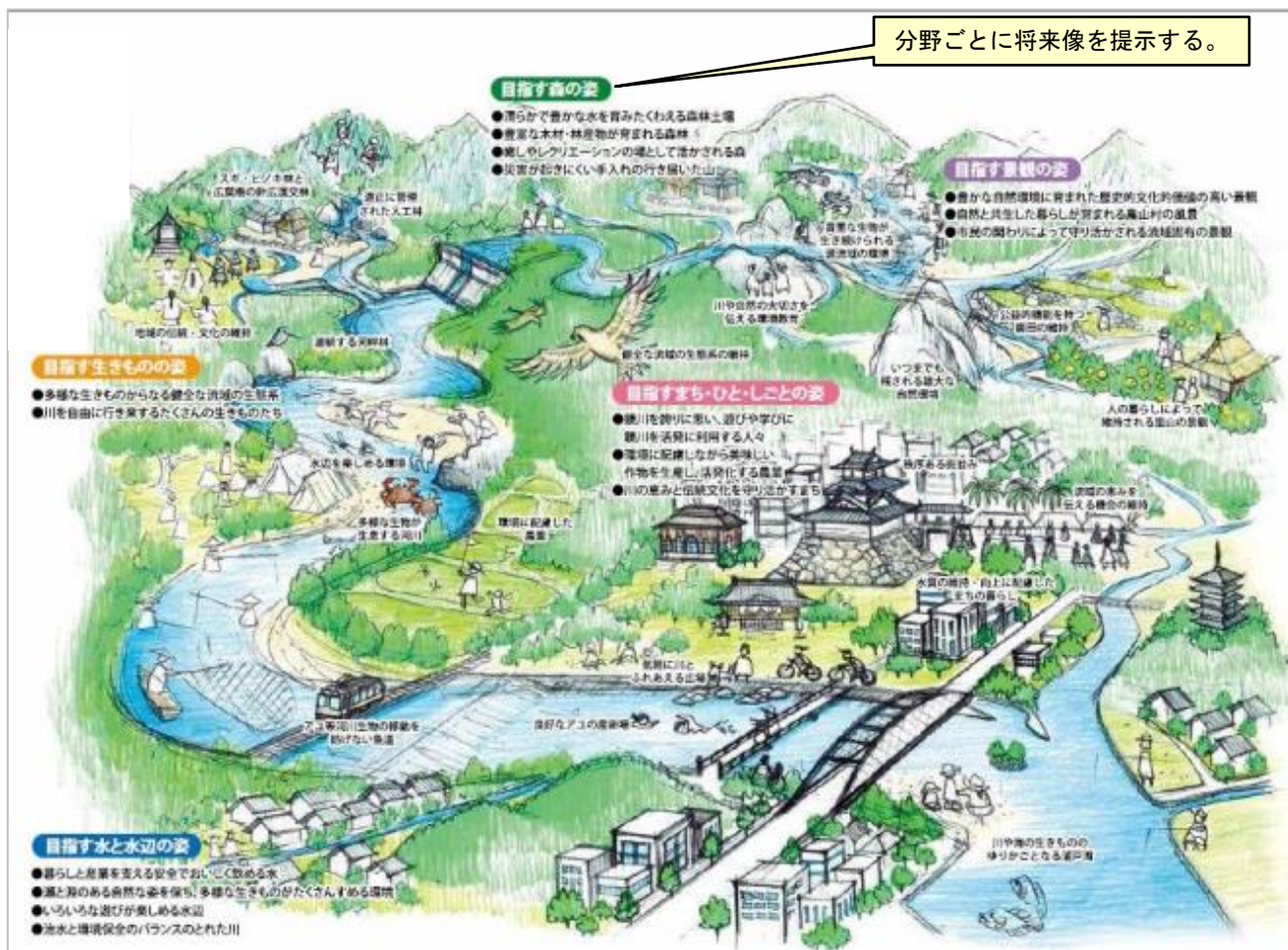
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2411/1/mizujunkan.pdf?20170228135607>)

参考-11 基本方針の設定の参考資料

(基本方針の設定の具体的事例)

○「2017 鏡川清流保全基本計画」では、「100年後も残したい鏡川と流域の姿」として、100年先にも今と同じように、あるいはそれ以上に美しい川の流れであることを目指して、将来の姿をイメージしています。その実現のために鏡川を構成する「水と水辺」、「森」、「生きもの」、「景観」、「まち・ひと・しごと」について、目指す姿を示しています。

図表 A. 23 理想像のイメージ例



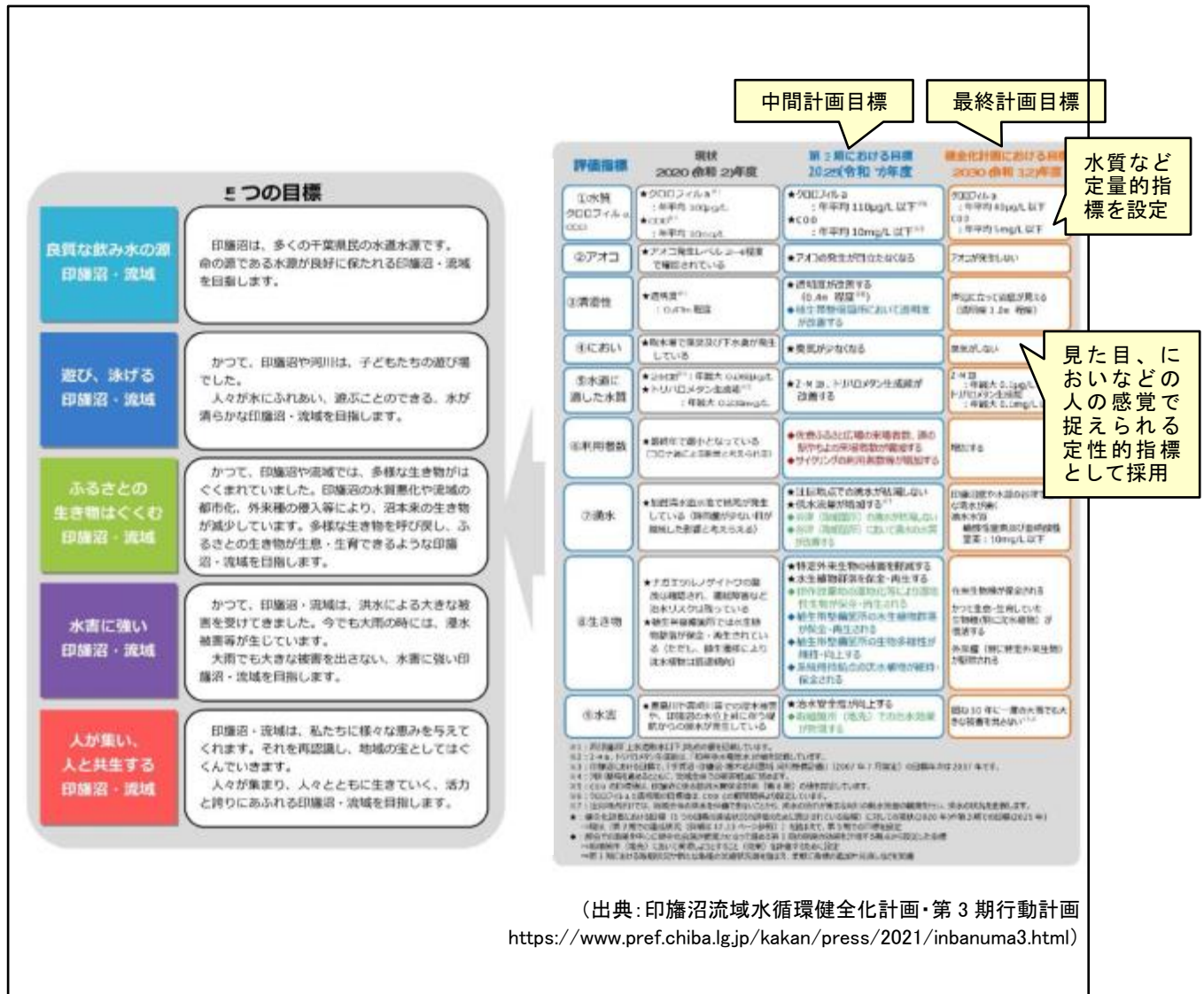
(出典: 2017 鏡川清流保全基本計画 <https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/55629.pdf>)

参考-12 計画目標の設定の参考資料

(計画目標の設定の具体的事例)

○印旛沼流域水循環健全化計画では、5つの目標を設定し、それぞれに対応する評価指標とその目標を設定しています。

図表 A. 24 段階的な計画目標の設定例

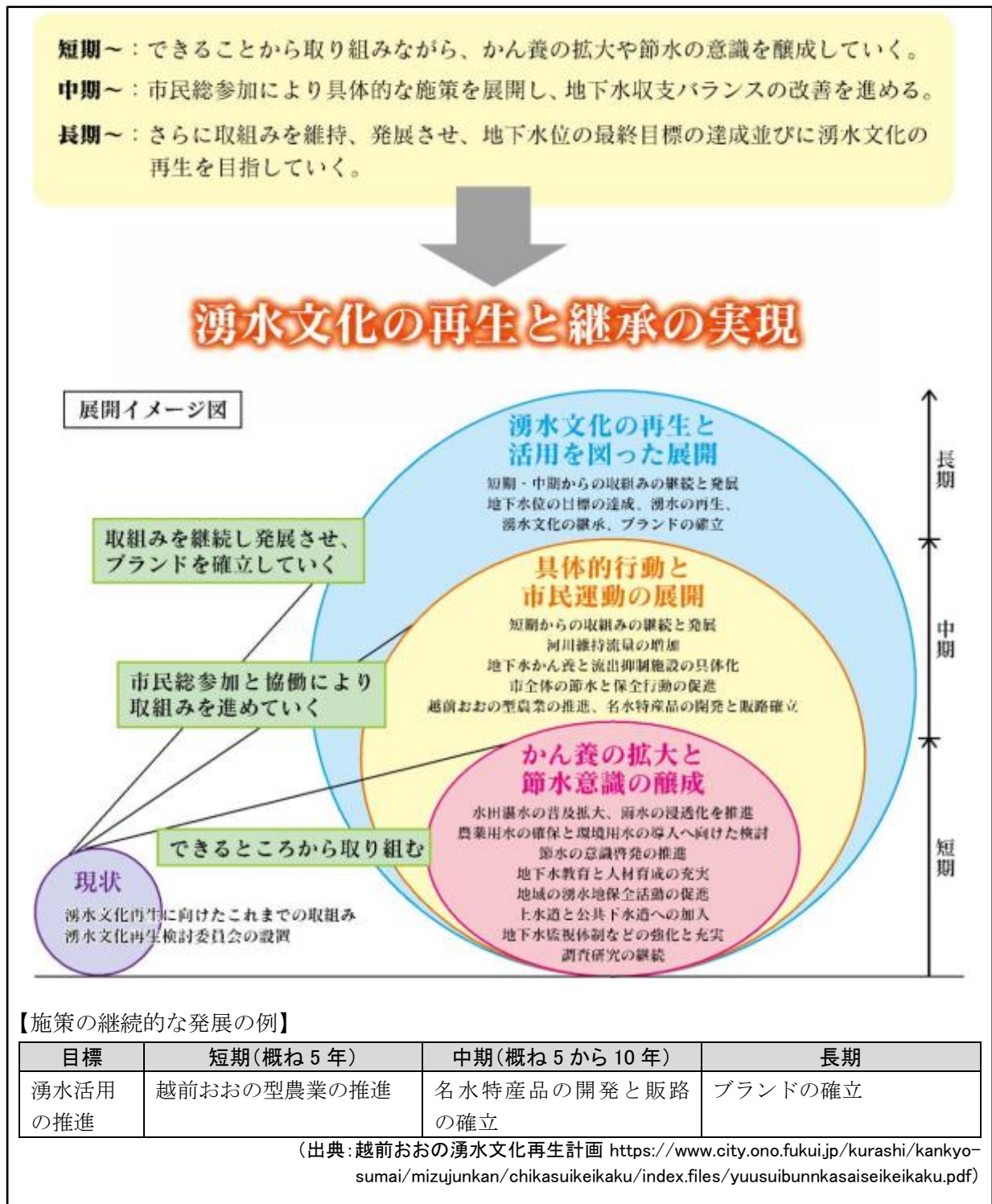


参考-13 施策の設定の参考資料

(施策の継続的な発展を位置づけた具体的事例)

○大野市では、湧水文化再生に向けた施策の推進に当たって、短期、中期、長期の段階的な施策を位置づけて、順次施策のレベルアップを図りつつ継続的に施策を実施して、目標達成に近づけていく計画としています。

図表 A. 25 施策の継続的な発展を位置づけた事例



(重点施策を位置づけた具体的事例)

○「印旛沼流域水循環健全化計画」では、9つの推進テーマを取組の柱（基本方針）として、34の対策群を設定しています。図表 A. 25には、水質改善に関わる推進テーマ（図中の②～④）と強化すべき重点対策が、それらの推進を支援する体制とともに示されています。

図表 A. 26 施策の体系的整理と役割分担の事例



(施策実施の優先順位を検討した具体的事例)

○宮城県では「宮城県水循環保全基本計画」に基づいて、県内の5流域の計画を順次策定しています。図表 A. 26 では県内の5流域の4つの指標の相対比較を行い、各流域の評価課題を抽出した事例を示しています。

図表 A. 27 指標の相対比較の事例

流域	レーダーチャート	各指標の比較と課題
南三陸海岸		清らかな流れ：全流域のうち最も良好 豊かな流れ：全流域のうち最も良好 安全な流れ：全流域のうち最も悪い 豊かな生態系：全流域のうち平均的 課題：河川及び海岸の整備
北上川		清らかな流れ：全流域のうち比較的悪い 豊かな流れ：全流域のうち最も悪い 安全な流れ：全流域のうち比較的悪い 豊かな生態系：全流域のうち最も良好 課題：湖沼等閉鎖性水域の水質環境基準の達成、地下水涵養量の向上
鳴瀬川		清らかな流れ：全流域のうち最も悪い 豊かな流れ：全流域のうち最も悪い 安全な流れ：全流域のうち平均的 豊かな生態系：全流域のうち最も悪い 課題：湖沼や海域の水質環境基準の達成、地下水涵養量の向上、河川生物種の保全
名取川		清らかな流れ：全流域のうち平均的 豊かな流れ：全流域のうち最も悪い 安全な流れ：全流域のうち比較的良好 豊かな生態系：全流域のうち比較的良好 課題：ダム湖や海域の水質環境基準の達成、正常流量の確保
阿武隈川		清らかな流れ：全流域のうち比較的良好 豊かな流れ：全流域のうち比較的良好 安全な流れ：全流域のうち最も良好 豊かな生態系：全流域のうち比較的悪い 課題：河川生物の多様性の保全

(出典：宮城県水循環保全基本計画(第1期変更) <https://www.pref.miyagi.jp/documents/13241/350305.pdf>)

参考-14 施策目標の設定の参考資料

『総合的取組タイプ』の計画策定の概要

○総合的取組タイプでは、地域特定の課題を契機に始まった流域マネジメントとは異なり、マネジメント当初から水循環全般の課題を網羅的に取り上げています。また、特定課題を有している計画に比べると、施策や目標の具体的な対象が明らかでない場合が見られます。このような場合は、より具体的な内容を定める行動計画等の下位計画を改めて作成したり、計画更新時により具体的な内容を追記したりするなどの、段階的な対応も考えられます。

『水質改善タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○水質改善を課題に持つ計画の中には、図表 A. 27 のようなものがあります。水質汚濁の負荷削減としての「産業排水」、「生活排水」、「農業排水」の観点及び直接浄化等による「水環境改善」の観点での施策に整理することができます。

図表 A. 28 具体的な施策の設定例

観点		具体的な施策の設定例
負荷削減	産業排水	事業所系の負荷削減 汚水の高度処理施設の整備促進 環境保全協定の締結推進
	生活排水	下水道の普及（下水道の整備、下水道への接続） 合併処理浄化槽への転換 浄化槽等排水処理機能の維持 家庭における負荷削減 市街地排水の浄化対策の検討
	農業排水	環境にやさしい農業の推進 循環かんがいの推進 畜産業からの負荷削減
直接浄化	水環境改善	水辺エコトーンの保全・再生 水草の保全・活用 河川・水路等における直接浄化 河川・沼の清掃等 水草の刈取

2) 施策目標の設定

○水質改善を課題に持つ既計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 28 のようなものがあります。負荷削減対策の施策目標には、汚水処理人口普及率や下水道整備面積などが多く採用されています。

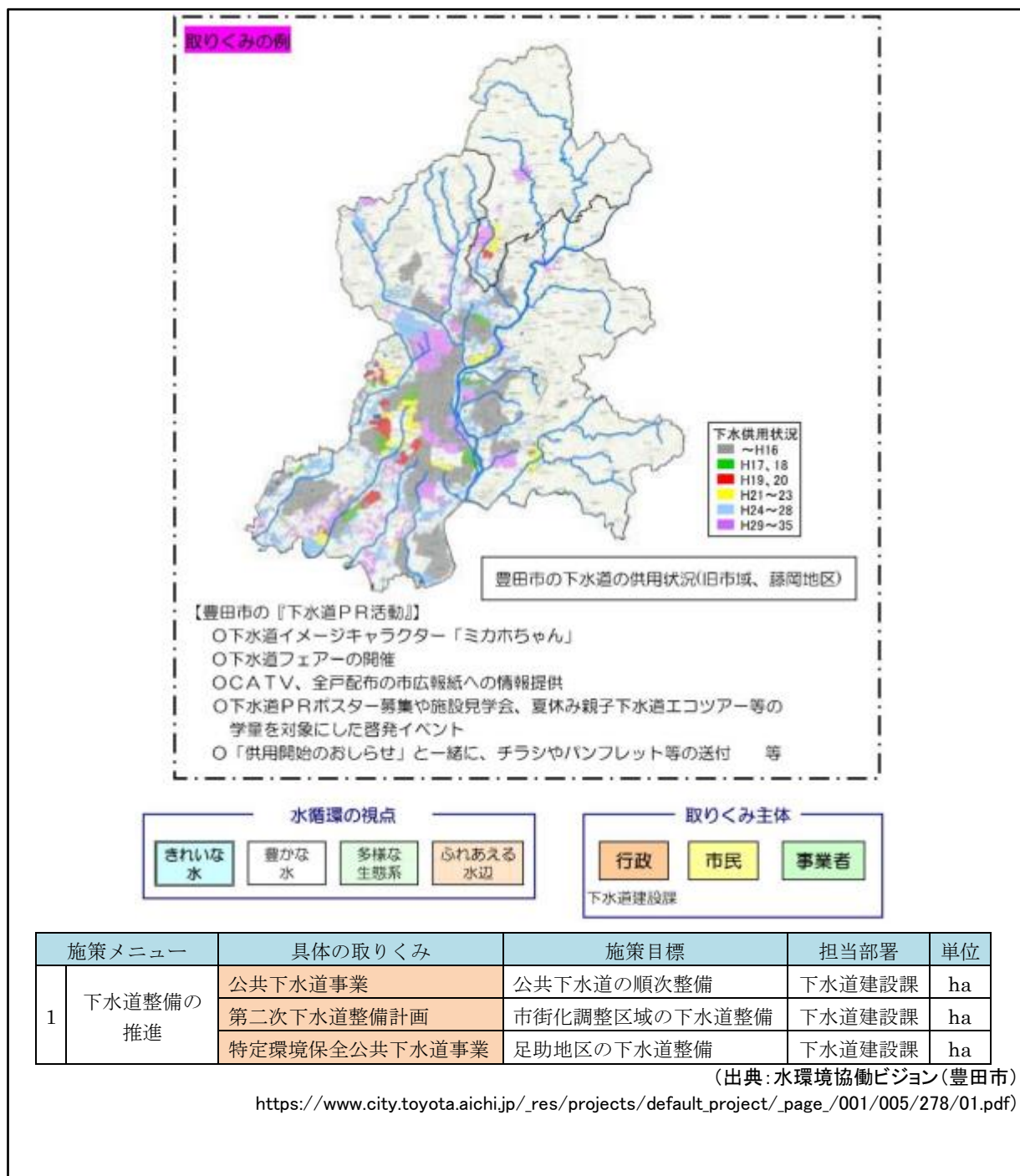
図表 A. 29 施策目標設定の事例

施策目標		単位
負荷削減	排水水質管理値	○mg/l
	汚水処理人口普及率	○%
	下水道普及率	○%
	下水道整備面積	○km ²
	合併処理浄化槽への転換基数	○○基（10年間の総基数）
	生活排水処理率	○%
	合流式下水道の改善面積	○%
	公共下水道接続率	○%
	廃食油収集量	○○kg
	水質調査実施件数（継続監視実施）	継続監視実施○件
	工場などへの立入検査・指導回数	年間延べ○回
	農業集落排水対策の取組面積	○ha
直接浄化	水辺エコトーンの再生	整備方法の確立
	水草刈取船による刈取	○t

3) 具体的事例

○豊田市では、図表 A. 29 に示すように、水質汚濁対策として下水道の整備に力を入れています。中心市街地の公共下水道は昭和 63 年 4 月より供用開始しており、順次供用開始区域を拡大しています。しかし、現在も生活排水を十分処理せずに河川に放流している地域が残っており、河川水質の悪化要因の一つとなっているため、水質改善を目的として未整備地区を対象に下水道整備と下水道への接続促進のための啓発活動に取り組んでいます。豊田市水環境共働ビジョンには施策実施の担当部署と目標値が記載されており、実効性を高める工夫がなされています。

図表 A. 30 具体的な施策及び施策目標の設定例



『効率的な水利用タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○効率的な水利用を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 30 のようなものがあります。「節水」、「水の有効活用」及び「水の適正利用」の観点ではソフト対策が多くの認定計画において採用されています。

○「新規水源の開発」については、ダムなどの比較的大規模なハード対策が必要となる 경우가多く、事業実施の見通しがある場合に計画に位置づけられることがあります。

図表 A. 31 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
節水	節水意識の向上 公共施設や住民による節水活動 節水機器の利用促進
水の有効活用	雨水の有効利用 再生水（中水）利用の促進 井戸水 漏えい地下水の利用促進 既存ストック（ダムや貯水池）の有効活用 余剰水の転用 利水調整の実施 水利用の合理化（農業、工業施設の整備など） 自治体の枠を超えた水利用の促進
水の適正利用	漏水の防止（水道施設の更新） 過度の地下水利用の監視・指導 水需要予測による水利用の適正化
新規水源の開発	新規水源の開発（ダムなどの貯留施設、他の水系などからの導水）

2) 施策目標の設定

○効率的な水利用を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 31 のようなものがあります。節水の施策目標には、水使用量や使用率などが多く採用されています。また、水の有効活用・適正利用の施策目標には、施設設置数や施設整備延長などが多く採用されています。

図表 A. 32 施策目標設定の事例

施策目標		単位
節水	市民 1 人 1 日当たりの水使用量	○m ³
	意識調査による市民の節水意識	—
	水道使用水量減少率	○%
	渇水時の節水目標達成率	○%
水の有効活用	雨水・再生水の利用を開始した庁舎等の施設数	○施設/年
	雨水貯留タンクの設置	○%
	雨水タンク等への補助金交付自治体数	○自治体/年
	雨水利用促進助成金制度等を利用して設置された施設数	○箇所
	下水処理再生水利用施設数	○施設
	下水処理水の再利用	○百万 m ³
	自己処理水比率	○%
水道事業の広域化	水道企業団の設立	
水の適正利用	配水管敷設替延長	○m
	漏水率	○%
	鉛製給水管残存率	○%
	機能診断水路延長	○km
	水道災害対策連絡会議の開催	○回/年

3) 施策及び施策目標の設定の具体的事例

○高松市では、図表 A. 32 に示すように、効率的な水利用に関する施策として「浄化場での水の再利用」等を設定しています。施策目標として再生水利用施設数を採用し、現況値と目標値を示して実施すべき施策を明確にしています。また、施策を推進するための取組の一つ一つに対して市の担当部課を示しており、役割分担を明確化し施策が推進される効果が期待されます。

図表 A. 33 具体的な施策及び施策目標の設定事例

具体的取組.....

◆高松市

- 再生水利用の周知・啓発
 広報紙やパンフレット、ホームページなどにより、循環型水利用の取組に関する理解を深めるとともに、常に利用できる水資源としての下水処理水再生水の利用促進について、周知・啓発を行います。【上下水道局】
- 下水処理場での砂ろ過水の再利用
 下水処理水を、砂ろ過して、汚泥処理用の薬品溶解用水、機器の洗浄用水として、再利用します。また、利用の希望者には、無償で提供します。【上下水道局】
- 浄水場での水の再利用
 ろ過池等の洗浄排水などを、水道原水として再利用します。【上下水道局】

◆市民及び事業者


- 再生水供給区域では、事務所や店舗などで、下水再生水の利用を検討し、家庭でも風呂の残り水を洗濯に使用するなど水の再利用を進めます。

取組目標..... 現況と目標値の併記


取組事項	指 標	現況値(H26年度)	目標値(H31年度)
下水処理水再生水の利用促進	下水処理水再生水利用施設数	61施設	63施設

.....

参 考.....



東部下水処理場では、下水処理水を砂ろ過した水を、希望者に無償提供しています。



浄水場では、洗浄排水を静置して、汚れを取り除いた後、水道原水として、再利用しています。

(出典: 高松市水環境基本計画第2期実施計画 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/mizukankyo/h28_31keikaku.files/28774_L11_26331_L13_nikiishikeikaku.pdf)

『湧水の保全タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○湧水保全を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 33 のようなものがあります。
「雨水浸透の促進」、「水源・涵養域の保全」が多くの認定計画で採用されています。

図表 A. 34 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
雨水浸透の促進	緑地の保全 雨水浸透施設（雨水浸透ますなど）の設置・指導や支援 雨水浸透施設の維持管理の徹底
水源・涵養域の保全	森林、里山の保全、水田の保全、地下水汚染の防止
モニタリングの実施	湧水量や河川水量の保全、地下水位測定
流域連携	河川管理者や流域自治体との連携 流域連携への住民の参加

2) 施策目標の設定

○湧水保全を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 34 のようなものがあります。雨水貯留浸透施設数、雨水浸透が見込める緑地面積、透水性舗装面積などの目標が多く設定されています。

図表 A. 35 施策目標設定の事例

	施策目標	単位
雨水浸透の促進	担保性のある緑の面積	〇ha
	自然緑地等の指定面積	〇ha
	公共施設への雨水貯留浸透タンク設置数	〇基
	雨水貯留浸透施設整備補助	〇件
	流域貯留浸透施設整備事業	〇件
	透水性舗装の整備面積	〇m ²
水源・涵養域の保全	森林面積	〇ha
	農地面積	〇ha
モニタリングの実施	湧水量や河川水量の測定	〇件
	地下水位測定	〇件
流域連携	河川管理者や流域自治体との連携	〇件
	流域連携への住民の参加	〇件

3) 具体的事例

○八王子市では、図表 A. 35 に示すように、「雨水貯留浸透推進計画」を策定して、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を推進しています。また、開発行為への指導、住宅の新・改築時の雨水浸透施設の設置義務を制度化するなどして、強力に雨水貯留浸透施設の設置を進めることとしています。

図表 A. 36 具体的な施策の設定例

1) 雨水流出抑制を兼ねた雨水浸透の推進

市では、総合的な治水対策の指針とするため、雨水浸透及び雨水貯留の組み合わせによって雨水の流出抑制を進める「雨水貯留浸透推進計画」を策定しました。同計画では、河川や水路の流域や雨水の排水区を対象にして、一定量の雨水の流出を抑制するため、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を進め、河川や水路など雨水の流下施設を補完してまちを水害から守ることを目的とします。そして、公共施設での雨水浸透施設設置の強化、開発行為への指導、個人住宅の新・改築時の雨水浸透施設設置の義務化などを制度化し、これまで進めてきた補助事業とあわせて、強力に雨水浸透を進めます。

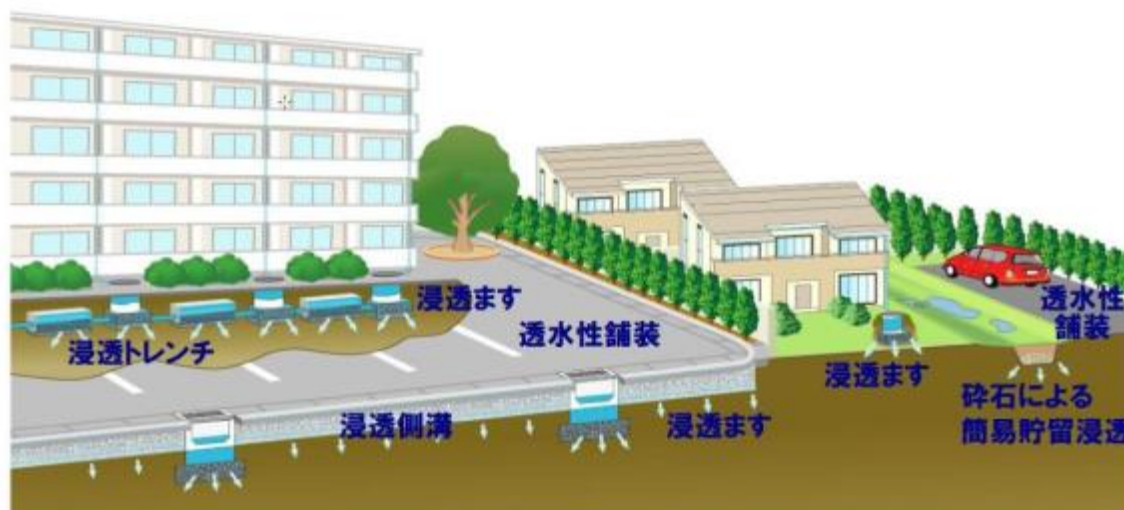


図 4-3 雨水浸透施設の設置のイメージ

(出典: 八王子市水循環計画

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/002/004/006/p006668_d/fil/mizujunkan.pdf)

○また、雨水浸透の促進の取組に対する施策目標には、図表 A. 36 に示すように、雨水浸透施設設置数を採用しています。例えば、水再生課が担当する取組では、補助事業で 1 年に 200 基の雨水浸透施設の設置を目標値として設定し、計画期間完了までの実施スケジュールも示すなど役割分担がより明確になっています。

図表 A. 37 具体的な施策目標の設定例

◎雨水を浸透させる

計画期間目標：湧水に豊かな水量を取り戻す
管理指標：雨水浸透施設設置数

取組み	担当所管	事業目標	実施スケジュール（年度）					
			平成 22～ 平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
(1) 市街地・宅地などでの雨水浸透の促進	水環境整備課	雨水流出抑制の制度構築・体制整備	制度構築・体制整備		計画推進			
		公共施設での雨水浸透施設設置推進	設置推進					
		補助事業で 1 年に 200 基	設置促進					
	水再生課	強化地区の設定による雨水浸透の促進	4 か所で継続		強化地区設定			
(2) きれいな水が湧き出す水源域の保全	水環境整備課 環境保全課 農林課 環境政策課 公園課	ガイドライン作成と保全活動の実施	ガイドライン作成		保全活動			
		主伐・植林の推進	継続推進					
	農林課 環境保全課 水環境整備課 環境政策課	間伐の推進	継続推進					
		保育の推進	継続推進					
		利用の推進	継続推進					
(3) モニタリングの実施	水環境整備課 水再生課	実施						
(4) 流域と連携した取組	水環境整備課	実施						

■ 環境基本計画の成果指標・取組の柱

■ 目標に向けた施策の事前準備や検討調査などを示す

■ 目標に向けた施策の実施を示す

■ 目標達成後の施策の継続的な実施やさらなる展開などを示す

(出典：八王子市水循環計画)

『地下水保全と利用推進タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○地下水保全を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 37 のようなものがあります。

図表 A. 38 具体的な施策の設定例

観点		具体的な施策の設定例
地下水量の保全	水源の保全かん養	土地利用の誘導・保全 緑地の保全 森林の整備・保全 湛水事業の推進 排水者と取水者の連携
	雨水の地下浸透の推進	雨水浸透施設の整備 雨水浸透の促進
	地下水の適正な利用、管理の推進	冬期間の地下水位低下対策 湧水保全管理 ガイドラインの策定 情報の公開 オーバーユース対策 地下水使用量の把握・管理
	節水対策	雨水・再生水利用の促進 節水・水の循環利用の普及 地下水使用料量
地下水質の保全		地下水質の常時監視 浄化作業の継続実施 環境保全型農業の推進 適正な施肥管理の推進（農業対策） 家畜排せつ物の適正管理（畜産対策） 法令に基づく指導・監督
普及啓発		地下水保全活動の機会の提供 地下水保全月間の設定 就学前教育の実施 環境保全活動の支援

2) 施策目標の設定

○地下水保全を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 38 のようなものがあります。地下水量の保全の施策目標には、涵養量や涵養面積などが多く採用されています。また、地下水質の保全の施策目標には、適正な管理や環境への配慮を行った畜産農家の数や行政の指導回数などが多く採用されています。普及啓発の施策目標には、取組の実施回数などが多く採用されています。

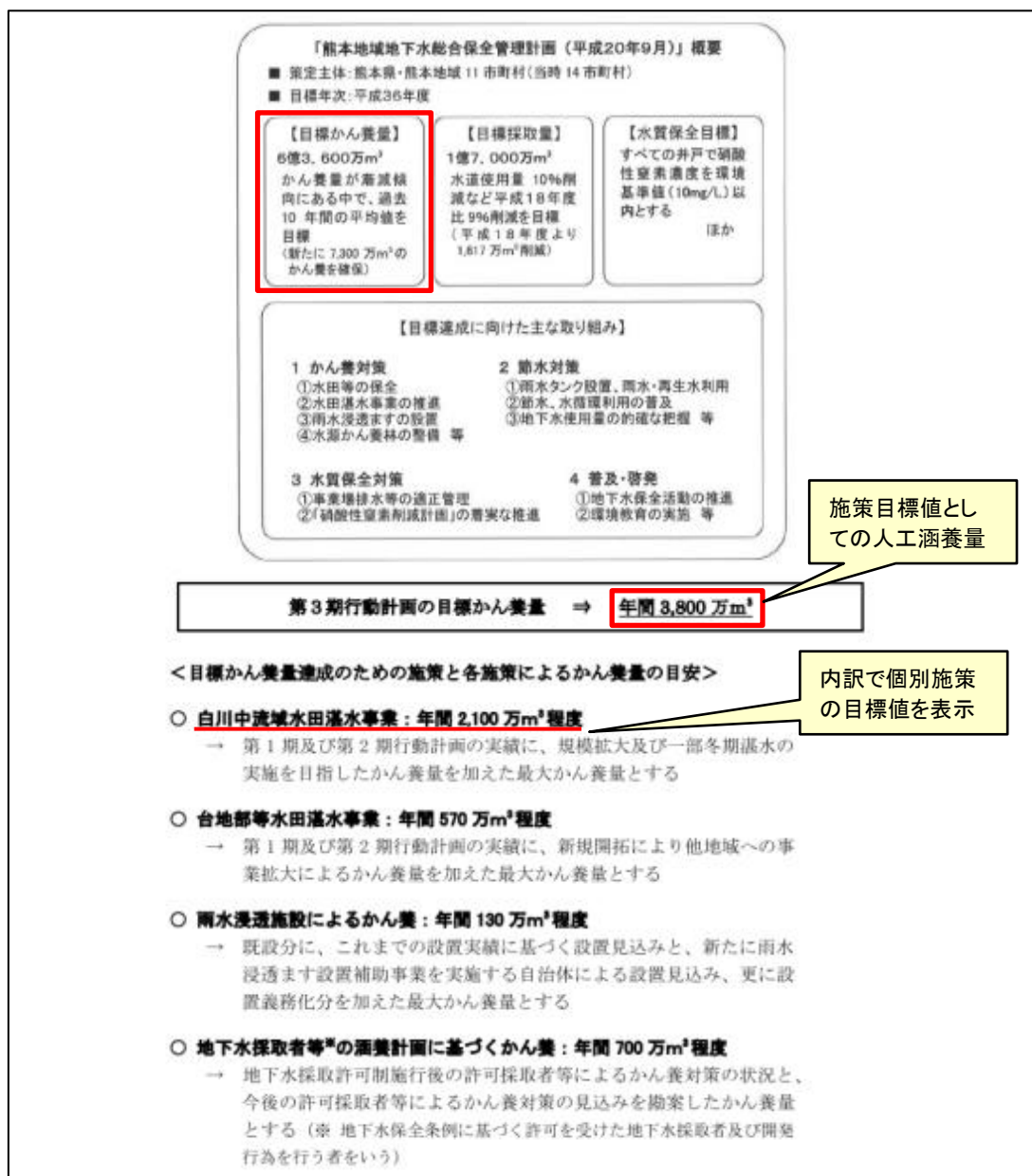
図表 A. 39 施策目標設定の事例

施策目標		単位
地下水量の保全	人工涵養量 涵養面積 地下水採取量 雨水浸透施設の設置と清掃の実施 基準井戸の水位監視	年間〇〇〇〇万 m ³ 年間〇〇〇〇ha 年間〇〇〇〇万 m ³ 〇件 〇〇観測井：年間を通じて地表から〇.〇m 未満 1人あたり1日あたり〇m ³
	水使用量	
地下水質の保全	汚水処理人口普及率 家畜排せつ物の適正処理 農家巡回件数、指導数 適正な管理や環境への配慮を行った畜産農家 適正な施肥管理 研修会等の開催 環境負荷低減技術に関する資料の作成 エコファーマー認定件数	〇% 〇件 〇戸 〇件 〇冊 〇人
	普及啓発	市民・事業者の地下水への理解の促進 広報誌の発行、パンフレット配布、研修の開催等 市民・事業者との協働による地下水保全 調査及び指導数、保全事業実施者数等

3) 具体的事例

○熊本地域では、水道水を100%地下水で賄っている熊本市を中心とした地下水利用地域と白川中流域等の涵養地域が連携した地下水管理が行われています。図表 A. 39 に示すように、涵養量が漸減傾向にある中で、水田湛水事業の推進を主とする複数の涵養対策を計画に基づく施策として設定しています。この施策では、ニンジン収穫と作付けの間期に1~3ヶ月の間、転作田に湛水して地下水を涵養します。平成36年までに、自然涵養量と併せて6億3,600万 m^3 の確保を計画目標としており、それを実現するための施策目標として、3,800万 m^3 の人工的な涵養量を設定し、その内訳として水田湛水事業には2,100万 m^3 を割り当てています。

図表 A. 40 具体的な施策と施策目標の設定例



(出典:熊本地域地下水総合安全管理計画・第3期行動計画
https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/118422_212863_misc.pdf)

『水インフラの戦略的更新タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○水インフラを課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 40 のようなものがあります。水の安定供給や効率的な施設運用の観点での「水インフラの更新や効率化」に類する施策、危機管理の観点での「災害への対応能力強化」などに類する施策、環境への負荷軽減の観点での「下水道施設の整備」等を主な施策としつつも、安定経営の観点での「サービスの充実」、「技術力の継承」、「財政の健全化」など、事業継続性を担保するような施策も重要な施策に位置づけられています。

図表 A. 41 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
水の安定供給	水道管・施設の整備・充実 水質管理・監視の充実 鉛製給水管の更新 簡易水道の統合
効率的な施設運用	水道管・施設の更新 下水道管・施設の改築 水道管の漏水対策 配水ブロック化の推進
危機管理	上下水道管の耐震化 水道施設の耐震化 雨水幹線・ポンプ場の整備 水の相互運用 災害時活動拠点の整備
環境への負荷軽減	森林の整備・保全 下水道計画区域内の整備 水洗化戸数の増加 浄化センターからの放流水質の安定的な維持
安定経営	機能的な組織づくり 企業債残高の適正な管理 適正な債権管理 納収率の向上

2) 施策目標の設定

○水インフラを課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 41 のようなものがあります。水の安定供給、効率的な施設運用、危機管理の施策目標では、施設整備延長や施設設置箇所などが多く採用されています。安定経営に関する施策目標では、財政面に関する目標も採用されています。

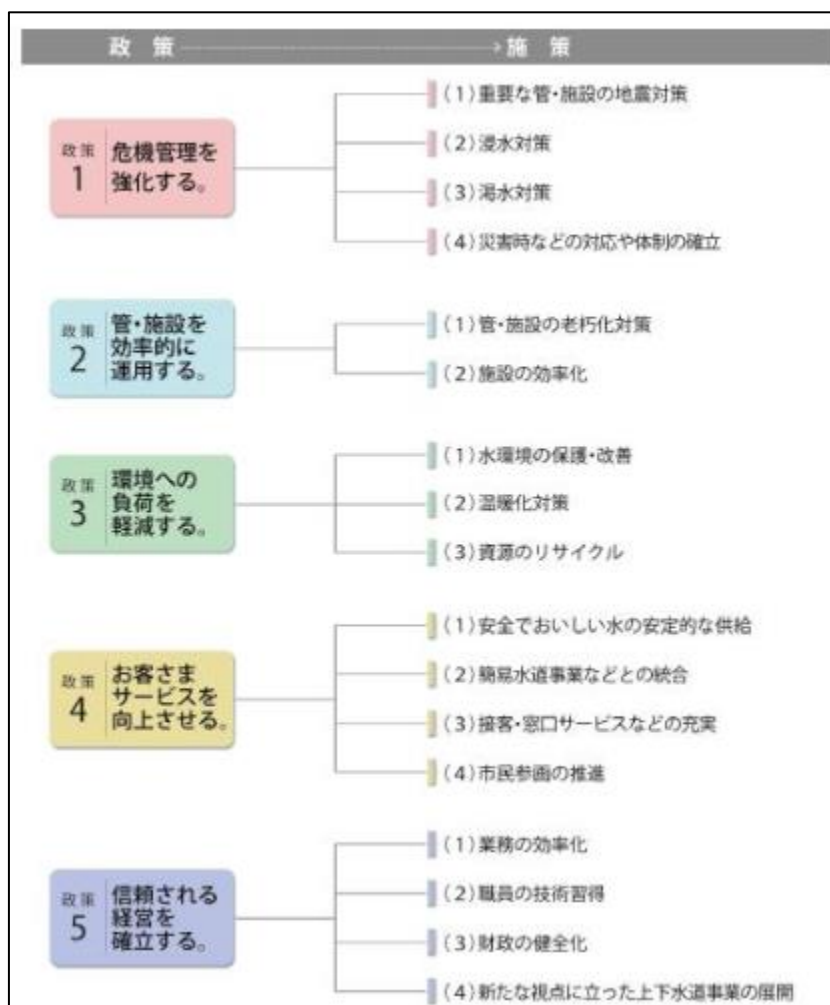
図表 A. 42 施策目標設定の事例

施策目標		単位
水の安定供給	水道管の整備延長／整備率	○km、○%
	水道施設の整備箇所数	○箇所
	水道管路の更新延長／率	○km、○%
	水道施設の更新箇所数／率	○箇所、○%
	水質管理・監視装置の設置箇所数	○箇所
効率的な施設運用	漏水調査箇所数	○箇所
	下水道管の改築延長／率	○km、○%
	下水道施設の改築箇所数／率	○箇所、○%
	下水道管不明水対策箇所数	○箇所
危機管理	配水ブロック化の箇所数	○箇所
	上下水道管の耐震化延長／率	○km、○%
	上下水道施設の耐震化箇所数／率	○箇所、○%
	水の相互運用のための送水管延長	○km
環境への負荷軽減	災害時活動拠点の整備箇所数	○箇所
	下水道整備率	○%
	水洗化戸数	○戸
	下水汚泥等のリサイクル率	○%
	浄化センターからの放流水質	BOD○mg/L 以下、SS○mg/L 以下
	自然エネルギーの活用施設数	○施設
安定経営	省エネルギー機器や低排出ガス車の導入数	○台
	人員配置	○人
	企業債残高	○円
	未収金	○円
	収納率	○%

3) 具体的事例

○静岡市水ビジョンでは、図表 A. 42 に示すように、設定した 5 つの政策のそれぞれに対して 2~4 の施策を設定しており、計 17 の幅広い施策により基本方針の実現を目指しています。危機管理の強化のための施策や、施設の効率的な運用のための老朽化対策、環境への負荷軽減対策のほかにも、サービス向上のための施策として接客や窓口サービスの充実、信頼される経営確立のための施策として業務の効率化や職員の技術習得、財政の健全化等を掲げており、水インフラそのものの維持・向上だけでなく、水インフラ事業としての継続性確保のための施策も位置づけています。

図表 A. 43 具体的な施策の設定事例（しずおか水ビジョン）



(出典:しずおか水ビジョン <https://www.city.shizuoka.lg.jp/000689084.pdf>)

『地域振興タイプ』の計画策定の概要

1) 施策の設定

○地域振興タイプは、豊かな水循環や水環境、またそれに関連する自然環境や流域の文化等をいかして、地域振興を課題として取り組む流域マネジメントです。

○地域振興を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 43 のようなものがあります。

「自然環境の保全」の観点等をはじめとする実施範囲内の施策に加えて、「地域内外との交流」の観点等の実施範囲外も対象に含めた宣伝活動も設定されています。

図表 A. 44 具体的な施策の設定例

観点		具体的な施策の設定例
ブランド化		水のペットボトル販売、 農作物にきれいな水を使用していることを明記しブランド化
地域内外との交流		事業者とのパートナーシップ活動の推進、 国道・県道の整備、 公共交通の整備・活用、 地域コーディネーターの確保・育成
歴史・文化の保全	学習活動	流域の水文化に親しむ機会の拡大、 学習講座の開催
	郷土文化の継承	伝統文化（民話や伝説）・芸能や祭りなどの収集・保全
地域産業の活性化	全般	担い手の確保
	林業	森林組合・ボランティアを活用した森林整備、 森林資源の活用
	農業	鳥獣害対策、 耕作地の保全
	漁業	内水面漁業の振興
	観光	観光農園整備、 体験交流プログラム、 サイクリング振興、 グリーンツーリズム活動の推進
地域情報の発信		多様なツールによる情報発信
自然環境の保全	森林	里山林の保全、 除間伐の推進、 景勝地の借り上げによる景観保全、 針広混交林の拡大など
	宅地	排水対策
	川辺	水辺空間の整備、 多自然川づくり、 水質・生物調査、 動植物の繁殖対策、水辺林の保全

2) 施策目標の設定

○地域振興を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 44 のようなものがあります。流域や地域の住民の意識、地域の活性化につながる施設利用やイベント、地域への訪問者数、水文化継承に関わる行為や施設利用などに焦点が当てられた目標が多く採用されています。これらは水循環に直接的に関連するものではありませんが、豊かな水環境をいかして地域振興を図る施策に対する目標として設定されています。

図表 A. 45 施策目標設定の事例

施策目標		単位
ブランド化	ブランド創出支援事業による支援件数 地域ブランド認証の認証件数	○件 ○件
地域内外との交流	農生活交流人口 グリーンツーリズムの交流人口 ツーリズム施設の利用者数 入漁券の販売額（単年値） 入り込み客数（入り込み客数 3,000 人以上のみ集計）（単年値） 農協直売販売所等における地元農産物の販売額（単年値） 博物館・資料館の入場者数 郷土資料館、歴史民俗資料館の入場者数（単年値） トラストのオーナー数（累計値） 農家民宿の軒数（単年値） 農村漁村ボランティア数 地域産木材の生産量	○人/年 ○人 ○人 ○万円 ○人 ○万円 ○人 ○人 ○人 ○軒 ○人 ○m ³
歴史・文化の保全	伝統祭事の実施状況 祭事の実施数（累計値） 伝統漁法の許可件数（単年の実施件数） 舟大工の人数（単年値） 川漁師（専業）の人数（単年値） シンボリック伝統家屋等 茶堂の箇所数（累計値） 地域と協同してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合	○件 ○回 ○件 ○人 ○人 ○軒 ○箇所 ○%
地域団体の活動	○○ネットワーク推進会議イベント参加件数 農山漁村（中山間地域）と都市部の交流活動支援数 環境保全に取り組む NPO・ボランティアの団体数（累計値） 各種団体（サークル、財団、学会等）の会員数 流域を支援する制度の会員数	○件 ○件 ○団体 ○人 ○人
住民意識	住んでいる地域のことに興味がある人の割合 住んでいる地域に誇りや愛着を感じる人の割合 住まいの市・町には、優れた製品・技術・ブランド力を持った事業者があることを知っている人の割合	○% ○% ○%

3) 施策及び施策目標の設定の具体的事例

○高知県仁淀川流域では、地域の水文化やそれに関する活動を紹介して流域内外に仁淀川の魅力を発信しています。また、高知県四万十川流域では、事業者とのパートナーシップ活動による森づくりや森林セラピーロードの整備など、豊かな森林資源を地域振興に活用する施策を行っています。

図表 A. 46 具体的施策の設定例

【取組】

1. 流域の水文化に親しむ機会の拡大

○ 水文化にふれあうツアーを開催するなど、水文化に親しむ機会の拡大を図ります。

＜流域の水文化 ～代表的なもの～＞

- ・ 秋葉祭り ・ 沈下橋 ・ 安徳水 ・ 大樽の滝 ・ 横倉山 ・ 五色石
- ・ 土佐和紙 ・ 紙のこいのぼり ・ 伝統漁法
- ・ 野中兼山の遺構（鎌田堰・鎌田用水、八田堰・吾南用水、新川の落としなど）



五色石



土佐和紙



八田堰

2. グリーンツーリズム活動の推進

○ 農村に滞在して農作業の体験などをしながら、その地域の歴史や自然に親しみ、流域の水文化を探求してもらうグリーンツーリズム活動の推進を図ります。

（出典：第2次仁淀川清流保全計画（改訂版）
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/files/2010050600066/dai2jiniyodogawakai.pdf>）

図表 A. 47 具体的施策の設定例

4) 企業とのパートナーシップ活動の推進

地域内外の企業とのパートナーシップによる、森林保全・活用を推進します。

事例2：「協働の森づくり事業」

環境先進企業と地域が協働して「森林の再生」と「交流の促進」を柱とした取り組みを行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林の再生を進める。

四万十川流域における協働の森は、平成21年12月現在、13件となる。



5) 豊かな森林資源の活用

地域内の豊かな森林資源を活用した活動（セラピー事業など）を推進します。

事例3：「森林セラピーロードの整備」

津野町、梶原町では森林浴の効果を科学的に顕明し、こころと身体の健康に活かすことのできる森林セラピーロードを整備し、都市との交流人口の増加を目指している。



（出典：四万十川流域振興ビジョン https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/files/2017100600083/2013041600441_www_pref_kochi_lg_jp_uploaded_attachment_93512.pdf）

その他の課題の計画策定の概要

○ここでは、課題タイプ別では取り上げられていないものの、いくつかの認定計画において課題として挙げられている「涵養」、「治水」、「水辺空間」、「生態系」の4つの項目について解説します。

1) 涵養

a) 施策の設定

○涵養を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 47 のようなものがあります。水源地を有する流域では「森林の適切な管理・整備」、都市域では「雨水貯留」や「緑化」が涵養の施策として設定されています。また、農村地帯では「農地の保全」や「ため池の保全」が水源涵養の施策として採用されています。

図表 A. 48 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
涵養機能の維持・回復	森林等の保全 農地、ため池等の保全 水源地域の保全、開発抑制 雨水貯留施設の整備 市街地の緑の創出
涵養促進	森づくりの担い手育成 推進事業等の実施 支援事業の推進

b) 施策目標の設定

○涵養を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 48 のようなものがあります。涵養機能の確保の施策目標では、森林整備面積、圃場整備面積、浸透面積率や関連事業の数などが採用されています。

図表 A. 49 施策目標設定の事例

施策目標		単位
涵養機能の維持・回復	森林面積	○ha
	森林整備（間伐）面積	○ha/年
	里山林（居住地域の近くに広がり、地域住民に継続利用されることで維持管理されてきた森林）の再生	○ha
	農地面積	○ha
	圃場整備面積	○ha/年
	改修済ため池数	○箇所
	多面的機能支払対象農用地面積	○ha
	浸透面積率	○%
	市街地の緑被率	○%
	水道水源保全事業	○件
涵養促進	健全な人工林づくり促進事業によって創出した森林面積	○ha
	森づくりの担い手育成事業	○件
	推進事業への参加団体の活動日数	○日
	市民活動支援事業における活動支援参加団体数	○団体
	森林づくりを推進する集落数	○集落

※多面的機能支払対象面積：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援することを目的とした多面的機能支払交付金の対象となった面積のこと。交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金に分けられている。

2) 治水

a) 施策の設定

○治水を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 49 のようなものがあります。ハード対策としては「河道整備」や都市部における「流域対策」などが施策として設定されています。ソフト対策としては、ハザードマップの作成・周知、河川情報システムの整備などの施策が設定されています。

図表 A. 50 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
河道整備	河道改修 堤防強化 調節池の整備
流域対策	雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進 下水道整備の推進（雨水） 内水排除（排水機場設置・強化）
ソフト対策	地域防災力の強化（ハザードマップ作成・周知） 河川情報システムによる情報提供

b) 施策目標の設定

○治水を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 50 のようなものがあります。河川整備状況の施策目標では、対計画目標に対する整備率が目標値として多く採用されています。

図表 A. 51 施策目標設定の事例

施策目標		単位
河川整備	河川整備率（対計画目標）	○%
	河道改修の区間延長	○km
流域対策	流域対策の進捗状況	雨水貯留タンク○基
	浸透面積率	○%

3) 水辺空間

a) 施策の設定

○水辺空間を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 51 のようなものがあります。水辺空間の施策は、環境や景観を整備・創出する施策と清掃活動などの水辺利用促進のための施策が設定されています。

図表 A. 52 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
水辺空間の整備	親水拠点、遊歩道の整備 水辺環境の整備、創出 水辺景観の保全、創出
水辺空間の利用	水辺の保全活動 水辺の清掃活動

b) 施策目標の設定

○水辺空間を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 52 のようなものがあります。拠点整備数や美化活動実施回数などが目標値として多く採用されています。

図表 A. 53 施策目標設定の事例

	施策目標	単位
水辺空間の整備	親しみやすい水辺環境の保全・創出 用水路整備事業（整備延長） 親水広場の整備	○箇所整備 ○m ○ha
水辺空間の利用	環境学習の実施状況 環境美化活動	○回 ○回

4) 生態系

a) 施策の設定

○生態系を課題に持つ認定計画から施策を抽出すると、図表 A. 53 のようなものがあります。主に生息場の確保、固有生物の保護・保全、外来種対策、生物生息状況や生息環境の監視に分けられます。生息場確保の施策としては、多自然川づくりなど生物に配慮した水辺整備を設定している例が多いほか、湿地の保全を設定している例もあります。

図表 A. 54 具体的な施策の設定例

観点	具体的な施策の設定例
生息生物の多様性	絶滅危惧種の保護 環境調査
生息場の確保	湿地の保全 多自然川づくりによる河川改修 親水性拠点の整備 ビオトープの設置 水辺のエコトーン再生
リスクの排除	外来生物の駆除

b) 施策目標の設定

○生態系を課題に持つ認定計画から施策の進捗状況を表す施策目標を抽出すると、図表 A. 54 のようなものがあります。生態系保全・回復を課題に持つ認定計画から抽出すると、主に水生生物種数、絶滅危惧種の生息地保全、湿地等の維持管理数、多自然川づくりや親水環境の整備数、外来種対策数などが採用されています。

図表 A. 55 施策目標設定の事例

	施策目標	単位
生息生物の多様性	水生生物	○種（5年に1回、種の自然環境調査）
	絶滅危惧種の保全 絶滅危惧種の生息状況 生息地数	○件 ○箇所（生息地数の維持向上）
	主要地域の高山植物種数の維持 生き物調査	○種 ○回
生息場の確保	湿地の維持管理、保護の啓発 多自然川づくりによる河川改修 親水性の高い水辺の整備 学校校内ビオトープの設置 魚の放流量 魚の漁獲量	○箇所 ○箇所 ○箇所 ○件 ○t ○t
水質環境の維持	生物生息環境として適した水質目標の達成状況	○%（達成率の維持向上）
リスクの排除	外来生物駆除	○件

参考-15 計画の実施の参考資料

(活動支援の具体的事例)

○八王子市では、「美しい八王子をつくる会」など町会・自治会を中心に活動する比較的大規模な団体や、個人的に地域活動をしている住民などにより、清掃活動や調査、環境学習などの様々な活動が行われています。このような団体・個人を発掘・登録し、活動に必要な用具の貸し出しや関連資料を提供して支援する「水辺の水護り制度」が、八王子市により設立されています。

図表 A. 56 活動支援の取組事例（八王子市水循環計画）

八王子市 みまも 水辺の水護り制度

水辺の水護(みまも)り制度は、
地域の方々や学校・事業者の方などが、身近な水辺の保全のために、水辺を活用して行う市民活動を、市が支援する制度です。

水辺の市民活動と市の支援

清掃活動

- 清掃用具や草刈り用具の貸出、支給
- ごみの収集、処理

調査

- 調査用具の貸出
- 市民の活動内容のPRや他の市民活動への情報提供
- 調査結果の保存、活用

環境学習・水質調査

- 調査用具の貸出、支給
- 活動団体間の交流、情報交換、情報の共有化

自然体験学習

- 学習用具の貸出
- 国、都の河川管理者との調整

水辺の水護り制度への登録を!

【登録者の流れ】

登録希望者(個人、町会、自治会、市民団体、学校、企業等) → 登録申請 → 登録申請書の受付 → 登録料の発行 → 登録 → 登録完了

活動する場所は?
市内の河川、水辺、湧水等の身近な水辺。

参加出来る団体等は?
個人、町会、自治会、市民団体、学校、企業など。

活動の種類は?
河川、水辺などの清掃、草刈
環境学習、水質、水辺の生きものなどの調査活動
自然体験学習
河川、水辺などの情報誌の市への提供(不正投棄、水位、濁りなど)
湧水などのPRや水辺に関する様々な情報発信活動
などです。

市の支援は?
清掃用具や草刈り用具、調査用具などの貸出・支給
ごみの収集・処理
ボランティア保険の加入
国、都の河川管理者との調整
活動団体の活動内容のPRや活動団体への情報提供
活動団体間の交流、ネットワーク、情報交換、各種情報のデータ収集・蓄積
などを支援します。

水辺の水護り制度に参加するには?
まずは、水循環部水環境整備課まで、お問い合わせ下さい。
登録申込書の提出をいただき、市で審査し、認められると登録証を発行します。

お問い合わせ先
水循環部水環境整備課
電話：042-620-7251 FAX：042-626-3018

水護り制度 をクリック

(出典:八王子市 HP <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/001/004/p000138.html>)

(モニタリングの実施の具体的事例)

○京都市水共生プランでは、前年度実施した施策の進捗状況と今年度の実施計画を示した年次報告書（行動計画）を毎年作成し、関係者（事業者、団体、住民）と情報共有するためにホームページで公表しています。年に1回、実施内容と施策の進捗状況を公表することで関係者間の情報共有がなされ、より積極的な取組につながることを期待されます。

図表 A. 57 年次報告による情報共有（京都市水共生プラン）



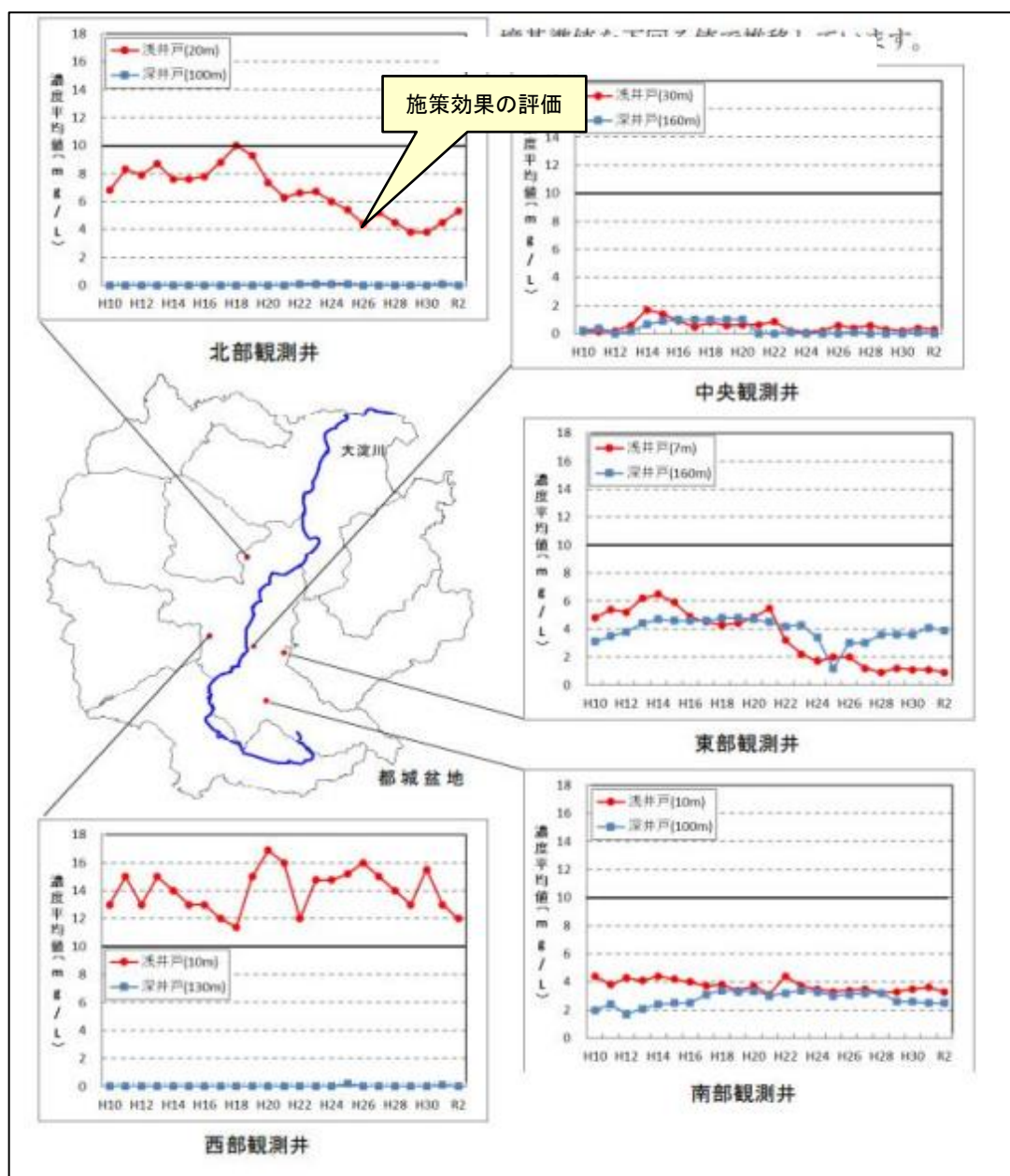
(出典：京都市水共生プラン行動指針[R4 年度版] <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000109305.html>)

参考-16 評価と見直しの参考資料

(定量的な検証の具体的事例)

○都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画では、盆地内全ての井戸の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度を環境基準の 10mg/L 以下とすることを計画目標としています。この計画目標に対し、盆地内の 5 か所に設けている観測井の硝酸性窒素濃度の年平均値を整理し、計画目標の達成状況を評価しています。大淀川左岸側の西部浅井戸は環境基準を毎年超過しているものの、北部浅井戸は平成 18 年までは窒素濃度が 8~10mg/L で推移していました。平成 18 年以降は窒素濃度が減少傾向にあり、計画目標を達成し施策の効果が現れていることが確認できます。

図表 A. 58 施策の効果検証の事例

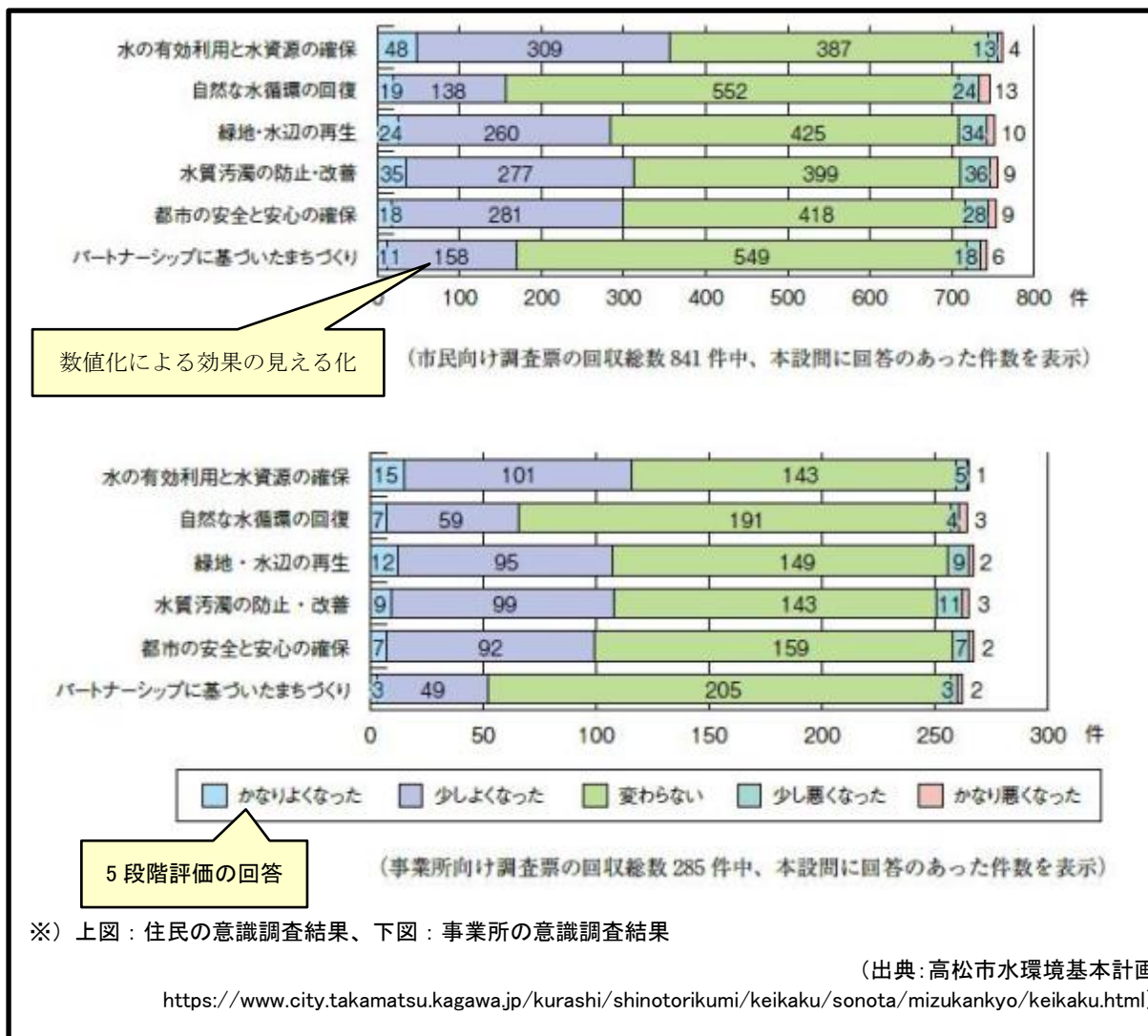


(出典: 都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画(最終ステップ)https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/miyakonoyo_valley/)

(定性的な目標の検証の具体的事例)

○高松市水環境基本計画では、その前計画にあたる高松市水循環健全化計画についての施策評価の実施結果を掲載しています。住民・事業者を対象に、計画に掲げている6つの計画目標について「ここ数年でどのように変化したと思うか」を5段階で評価してもらった意識調査を行いました。この方法は、住民の主観的判断ではあるものの数値化による効果の見える化がなされるため、定性的な計画目標の検証の有力な手法の一つと考えられます。

図表 A. 59 意識調査による施策の検証の事例



(施策見直しの具体的事例)

○印旛沼流域水循環健全化計画では、PDCA サイクルを着実に進めるために、行動原則として「印旛沼方式」を位置づけており、その一つである「みためし行動」の考え方にに基づき、取組を実施しながら、社会情勢の変化等を踏まえつつ、計画をより良いものに随時見直しています。みためし行動はアダプティブマネジメント（順応的管理）*を意味しており、モデル地域等で小さく活動を始め、そこで成功した施策を流域全体の施策として広げていくという考え方で、印旛沼流域では着実かつ無理のない行動計画とする工夫を行っています。

(*金子ら、冬季湛水が水田雑草に及ぼす影響、景観生態学 14(1) 67-72. 2009)

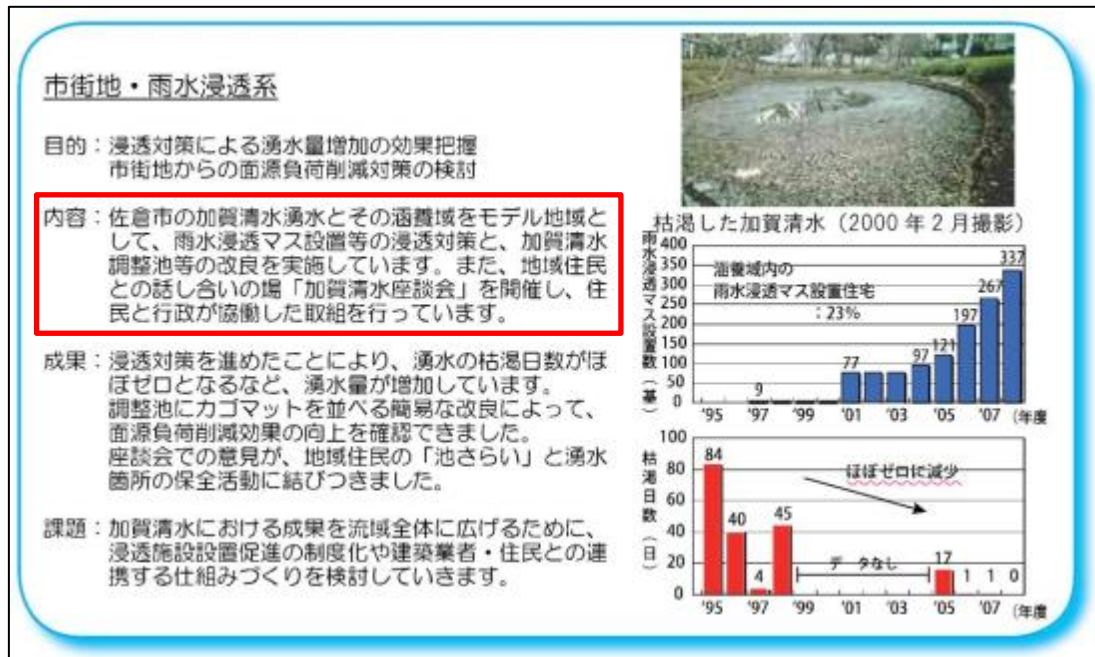
○これは毎年の PDCA サイクルで計画の見直しをしている事例ですが、計画の見直しの取組として、他でも参考になる特徴ある事例と考えられます。

図表 A. 60 印旛沼の PDCA サイクル



(出典: 印旛沼流域水循環健全化計画 https://inba-numa.com/wp/wp-content/uploads/2022/03/kenzenka_2022.pdf)

図表 A. 61 みためし行動による施策の見直し事例



(出典: 印旛沼流域水循環健全化計画 https://inba-numa.com/wp/wp-content/uploads/2022/03/kenzenka_2022.pdf)

(水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き (R6.1版))

水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き (R6.1版)
(評価指標・評価手法の説明書)

1. はじめに

流域マネジメントの更なる展開と質の向上を図るためには、流域マネジメントの主体である地方公共団体等の流域の関係者が、取組の柱となる流域水循環計画（以下「計画」という。）策定の目的、効果、課題等を理解・共有するとともに、課題に応じた施策を効果的、効率的に実施することが重要です。

本手引きは、水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」するため、健全性や取組の効果を評価する指標（評価指標）の決め方や、評価するための手法（評価手法）として階層分析法(AHP)の計算方法等を説明するものです。この評価指標・評価手法を使うことで、評価指標ごとに健全性や取組の達成状況等を把握することができ、施策の効果等を「見える化」することができます。これにより、より効果の高い施策や取組が進んでいない施策への重点化など、施策を効果的、効率的に実施することが期待できます。

令和2年6月に閣議決定された「水循環基本計画」において、重点的に取り組む主な内容の1つとして、「流域マネジメントによる水循環イノベーション～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～」が位置づけられました。水循環基本計画においては、流域マネジメントとは、「森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆地等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動すること」とされています。

流域マネジメントの質の向上を図るためには、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法を確立させ、健全性や取組の達成状況等を把握する必要があります。健全性や取組の達成状況等を把握することにより、より効果の高い施策や取組が進んでいない施策を重点的に実施するなど、効果的、効率的な施策の実施が期待できます。

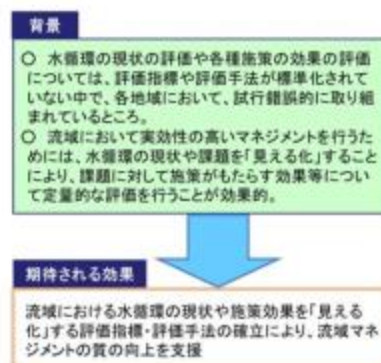


図1 流域マネジメントの取組効果等の「見える化」の背景・期待される効果

水循環政策本部事務局ではこれまで、「水循環施策の推進に関する有識者会議（座長：沖大幹東京大学大学院工学系研究科教授）」からの助言を受け、水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果を「見える化」する評価指標・評価手法について検討して参りました。

本手引きは、この検討結果を踏まえ、水循環の健全性や取組の効果を評価する指標（評価指標）の決め方や、評価するための手法（評価手法）として階層分析法（AHP: Analytic Hierarchy Process）の計算方法等を説明するものです。

なお、令和3年6月に水循環基本法の一部改正が行われ、水循環における地下水の適正な保全及び利用が明確に位置付けられたこと等を踏まえ、令和4年6月には地下水に関する内容の充実化等を図る「水循環基本計画」の一部見直しが行われています。このような背景を踏まえ、R6.1版では、地下水に関する健全性等の評価に際して参考となる事項をとりまとめています。

2. 評価の流れ

- (1) 評価軸、評価指標の設定
- (2) アンケート調査
- (3) アンケート結果の入力・見える化（ソフトにより計算）

(1) 評価軸、評価指標の設定

階層分析法(AHP)を用いた評価指標・評価手法では、まず初めに、「評価軸」と「評価軸を構成する「評価指標」」を設定します。設定の仕方は「3. 評価指標と評価軸の設定」で詳述しますが、評価軸、評価指標は、それぞれの流域の取組や流域水循環計画の内容に応じて自由に設定します。

【例】

- 評価軸 : 貯留・涵養機能の維持・向上
評価指標 : ①森林の状況、②河川の状況、③農地の状況

(2) アンケート調査

評価はアンケートの結果をもとに計算します。アンケートでは、調査対象者に対し（1）で作成した評価指標ごとに「評価指標の達成状況（質問タイプA）」と「評価指標の重要度（質問タイプB）」をそれぞれ質問します。

「評価指標の達成状況（質問タイプA）」は、調査対象者が理想と考える状態に対する現状評価を調査対象者の主観で評価してもらうものです。「評価指標の重要度（質問タイプB）」は、それぞれの評価指標が評価軸の中でどれだけ重要と考えるかを調査対象者の主観で相対的に評価してもらうものです。なお、「評価指標の重要度（質問タイプB）」を質問する方法は3つの方法があり、アンケート調査の実施者がその方法を決めることができます。

【例】

質問タイプA：森林の状況	悪い	←	普通	→	理想的		
	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点
質問タイプB：「森林」の指標の重要度	低い	←	普通	→	高い		
	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点

(3) アンケート結果の入力・見える化（ソフトにより計算）

アンケート結果は、「評価指標の達成状況（質問タイプA）」による達成状況の平均値に、「評価指標の重要度（質問タイプB）」の結果を基に計算された重要度の値を掛け合わせた（達成状況の平均値×重要度の値）数値を、評価軸ごとに足し合わせ、評価軸の評価値とします。各評価軸の評価値をレーダーチャートとして表すことで、地域住民等にも理解しやすく「見える化」することができます。

分析結果は、評価指標ごとの達成状況や評価指標の重要度等を考慮することで、今後、重点的に進める取組・対応の検討に活用することができます。

【階層分析法（AHP）を用いた計算例】

評価軸を「貯留・涵養機能の維持・向上」、評価指標を「森林」、「河川」、「農地」と設定した場合の計算方法の例を示します。（なお、「森林」、「河川」、「農地」には様々な機能、効果がありますが、この評価軸では、「森林」、「河川」、「農地」の「貯留・涵養機能」の状況について評価します。他の評価軸でも、「森林」、「河川」、「農地」を評価指標とすることも可能です。）

アンケート調査における質問例は、図2のとおりです。評価指標の達成「状況」と「重要度」についてそれぞれ質問します。

以下の評価指標について現在の状態に点数をつけてください（あてはまる点数に○）	
1-1 A 森林の状況	悪い ← 普通 → 理想的 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点
B 「森林」の指標の重要度	低い ← 普通 → 高い 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点
1-2 A 河川の状況	悪い ← 普通 → 理想的 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点
B 「河川」の指標の重要度	低い ← 普通 → 高い 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点
1-3 A 農地の状況	悪い ← 普通 → 理想的 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点
B 「農地」の指標の重要度	低い ← 普通 → 高い 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点

図2 アンケート調査の質問例

階層分析法（AHP）を用いた計算例を表 1 に示します。「評価指標の達成状況（質問タイプ A）」の値は、評価指標毎の回答の値（1～7）の平均とします。「重要度（質問タイプ B）」の値については後述しますが、本質問タイプ（タイプ B-1）の場合、「各指標の平均値」を「平均値の和」で除した値です。なお、どの質問タイプでも、各評価指標の重要度の値を全て加算すると 1.0 になります。達成状況（質問タイプ A）の平均値と重要度（質問タイプ B）の値の積を合計した値 4.37 が評価軸の評価値となります。

表 1 アンケート結果と計算例

	達成状況の値 質問タイプ A ①	重要度の値 質問タイプ B ②	①×②
貯留・涵養機能の維持・向上			
森林	4.45	0.35	1.56
河川	4.09	0.32	1.31
農地	4.55	0.33	1.50
合計		1.00	4.37

同様に他の評価軸についても計算し、計算結果を図 3 のように示したレーダーチャートが評価指標・評価手法の最終的な結果（「見える化」したもの）です。



図 3 軸別総合評価値のレーダーチャート

3. 評価指標と評価軸の設定

評価指標は、それぞれの流域における取組や流域水循環計画の内容に応じて設定します。流域の水循環に関する課題とそれに伴う取組は様々であり、流域の関係者の意向を反映した評価指標を設定することが重要です。

取組や目標が類似している複数の評価指標をカテゴリーごとにまとめて評価軸を設定します。階層分析法(AHP)では、評価軸(カテゴリー)ごとに分析した達成状況をまとめ、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの取組効果等についてレーダーチャートを用いて「見える化」します。

【評価指標の設定】

評価指標は、流域における取組や流域水循環計画の目標をもとに設定します。指標としては、「流域マネジメントの手引き」(内閣官房水循環政策本部事務局 令和6年1月)の48頁、52頁に示されている定量的な目標や、「流域マネジメントの手引き 参考資料」(内閣官房水循環政策本部事務局 令和6年1月)の50頁、52頁に示されている定性的な目標が参考になります。

取組や計画に明確な目標がある場合は、定量的な目標であるか、定性的な目標であるかに関わらず評価指標の候補となります。明確に目標が設定されていない場合などは、計画の中で目標に相当する箇所の文章を抽出し、評価指標の候補とします。

評価指標は、流域の特性(課題)、計画の策定目的、流域における水循環に対する関心内容等により多岐にわたるため、一様ではありません。

【評価軸の設定】

取組や目標が類似している複数の評価指標をまとめて評価軸に設定します。

複数の評価軸に跨る評価指標や計画全体に関係する評価指標は、関連する全ての評価軸に入れます。評価軸の設定については、図4に示されている18種類が参考になります。流域の特性や計画の内容に応じて、独自の評価軸を設定しても構いません。

上述のとおり、複数の評価軸に跨る評価指標や計画全体に関係する評価指標は、関連する全ての評価軸に入れますが、アンケートでは、評価軸毎の比較(重要度比較)等を行わないため、各評価指標がどの評価軸に属するか整理しておくことが肝要です。複数の評価軸に属する評価指標は、属する評価軸の他の評価指標の重要度によって評価値が変わってくる場合があります。



図 4 評価軸（カテゴリー）ごとの評価値とレーダーチャートによる見える化

4. アンケートの作成

評価指標に対するアンケート（質問）を作成します。

アンケートは、評価軸ごとに全ての評価指標に対して2種類の質問（質問タイプA、質問タイプB）を行います。質問タイプAは評価指標の達成状況を問うもので、調査対象者が理想と考える状態に対する現状評価を調査対象者の主観で評価してもらうものです。質問タイプBは評価指標の重要度を問うもので、それぞれの評価指標が評価軸の中でどれだけ重要と考えるかを調査対象者の主観で相対的に評価してもらうものです。

【質問タイプA】

現状を問う質問タイプAは、左端を最低点、右端を最高点に設定し、評価指標ごとに、達成状況を質問します。

【質問タイプB】

質問タイプBは、以下の3つのタイプがあります。どのタイプにするかは、アンケートの調査対象者の作業量等を考慮して決定します。

質問タイプB-1：重要度を評価指標ごとに直接評価する質問タイプ

質問タイプB-2：同じ評価軸に属する評価指標を総当たりで一対比較する質問タイプ

質問タイプB-3：同じ評価軸に属する評価指標を順位付する質問タイプ

（質問タイプB-1）

評価指標の重要度を直接問う質問タイプB-1を選択する場合は、指標ごとに重要度を、左端を最低点、右端を最高点に設定します。

本質問タイプ（タイプB-1）の場合、評価指標ごとの重要度は、アンケート結果の「評価指標ごとの算術平均値」を「評価軸の算術平均値の総和」で除した値です。

回答と計算例)

「森林」の評価値の重要度は、各回答の平均値 5.0 を評価軸「貯留・涵養機能の維持・向上」の平均値の総和 10.66 で除した、0.47 となります。

表 2 タイプ B-1 におけるアンケート結果と計算例

		回答			算術平均	重要度の値
貯留・涵養機能の維持・向上						
森林		4	5	6	5.00	0.47
河川		3	2	5	3.33	0.31
農地		2	2	3	2.33	0.22
合計					10.66	1.00

(質問タイプ B-2)

各評価軸に属する評価指標の重要さを総当たりで一対比較する質問タイプのアンケート調査(質問タイプ B-2)を用いる場合は、評価軸を構成する評価指標の数によってはアンケート数が膨大になります。

総当たりで一対比較するため、評価軸当たり【評価指標の数×(評価指標の数-1)÷2】問のアンケート数が生じます。例えば、評価指標数が 5 つの場合 10 問、6 つの場合 15 問、7 つの場合 21 問、8 つの場合 28 問となります。

本質問タイプ(タイプ B-2)の場合、評価指標ごとの重要度の値は、アンケート回答の点数を算術平均し、一対比較毎に左側指標からみた重要度の設定から換算した値をもとに、評価指標ごとの総当たりで一対比較し、「評価指標ごとの幾何平均値」を「評価軸の幾何平均値の総和」で除した値です。

回答と計算例)

「森林」の評価値の重要度は、一対比較のアンケート回答をもとに、表 3-1 のとおり「森林—河川」、「森林—農地」、「河川—農地」それぞれの算術平均から、左側指標からみた重要度の設定に換算し、表 3-2 のとおり、各指標間で幾何平均した 6.32 を、総和 11.86 で除した、0.53 となります。

表 3-1 タイプ B-2 におけるアンケート結果と計算例(アンケート結果の重要度の一対比較)

	回答			アンケート 平均値	左側指標からみた 重要度の設定(換算値)
森林—河川	1	0	1	0.66	2.32
森林—農地	3	-1	1	1.00	3.00
河川—農地	-2	-3	1	-1.33	1/3.66

【一対比較する際の評価】



表 3-2 タイプ B-2 におけるアンケート結果と計算例（各評価指標間の幾何平均からの重要度算定）

	森林	河川	農地	幾何平均	重要度
森林	1	2.32	3	1.91	0.55
河川	1/2.32	1	1/3.66	0.49	0.14
農地	1/3	3.66	1	1.07	0.31
合計				3.47	1.00

（質問タイプ B-3）

評価指標同士の重要度を問う質問タイプ B-3 を選択する場合は、複数の評価指標間の相対比較に基づき順位付けをさせるよう設定します。

本質問タイプ（タイプ B-3）では、アンケートの調査対象者一人一人の回答について以下の手順で評価指標毎に重要度を点数化し、調査対象者全ての点数を算術平均した値が（全体の評価指標の）重要度になります。

（ 質問タイプ B-3 の点数のつけ方の考え方 ）

（回答例）「14 市民の学びの推進」が最も重要で、以降「10 事業所系の負荷軽減」「8 循環かんがいの推進」の順に「7 家庭における負荷削減」が最も重要でない場合。

重要度区分	下記に示す 1~14 の各評価指標を 1~7 点の重要度で区分し……						
7点 非常に重要	14						
6点 とても重要	10	8					
5点 相当重要	6	11	13	2	5	9	12
4点 中程度に重要	4						
3点 比較的重要							
2点 いくらか重要	1						
1点 わずかに重要	3	7					

- ① 「評価指標 14」は得点 7
- ② 6点で最も順位の高い「評価指標 10」は得点 6、順位 2 番目の「8」は 6点と 5点の中間の得点 5.5
- ③ 5点で最も順位の高い「指標 6」は得点 5、順位 2 番目の「11」と「13」は同点（○で囲ったものは、同点とする）で、5点と 4点の 3/4 地点にあたる得点 4.75。順位 3 番目の「2」「5」「9」は 5点と 4点の 1/2 地点にあたる得点 4.5。順位 4 番目の「12」は 5点と 4点の 1/4 である 4.25
- ④ 「評価指標 4」は得点 4
- ⑤ 「評価指標 1」は得点 2
- ⑥ 1点についても同様に、最も順位の高い「3」は得点 1、順位 2 番目の「7」は 1点と 0点の 1/2 地点にあたる得点 0.5 となる。
- ⑦ アンケートの調査対象者毎に①から⑥までの手順で重要度を点数化し、算術平均したもの（全体の評価指標の）が重要度になります。

回答と計算例)

アンケートの回答がそれぞれ以下の場合の、「森林」の評価値の重要度は、各回答の点数を上記の考えをもとに7点、5.5点、6点となり、これらを算術平均した6.17を、算術平均値の総和15.66で除した、0.39となります。

回答A) 「1森林」7、「2河川」6、「3農地」5

回答B) 「1森林」6、「2河川」6、「3農地」4 (森林と河川同点で、河川の方が上位)

回答C) 「1森林」6、「2河川」4、「3農地」4 (河川と農地同点で、河川の方が上位)

表4 タイプB-3におけるアンケート結果と計算例

	回答			算術平均	重要度の値
	A	B	C		
森林	7	5.5	6	6.17	0.39
河川	6	6	4	5.33	0.34
農地	5	4	3.5	4.16	0.27
合計				15.66	1.00

【その他の留意点】

アンケートの聴取には、インターネットの回答フォームを使用することもできますが、アンケートの調査対象者の属性（インターネットへのアクセス可否等）を考慮し、実施の可否を判断する必要があります。

5. 参考資料の作成

アンケートを実施するにあたり、必要に応じて、取組の内容について参考資料の作成を行います。地下水などアンケートの調査対象者が普段目にするのでできない評価指標に関しては、指標に関する定量データを参考資料に掲載し、調査対象者に正確な情報を提示することが重要です。

アンケートは、流域の現状や計画の内容など幅広い質問をすることとなり、地域の特性や評価対象により質問の内容は大きく変わります。アンケートの回答には一定程度の基礎的な知識が必要となるため、調査対象者がアンケートに回答する際の情報として、評価軸および評価指標についてとりまとめた参考資料をアンケートとともに配布することで、より適切な回答が期待できます。

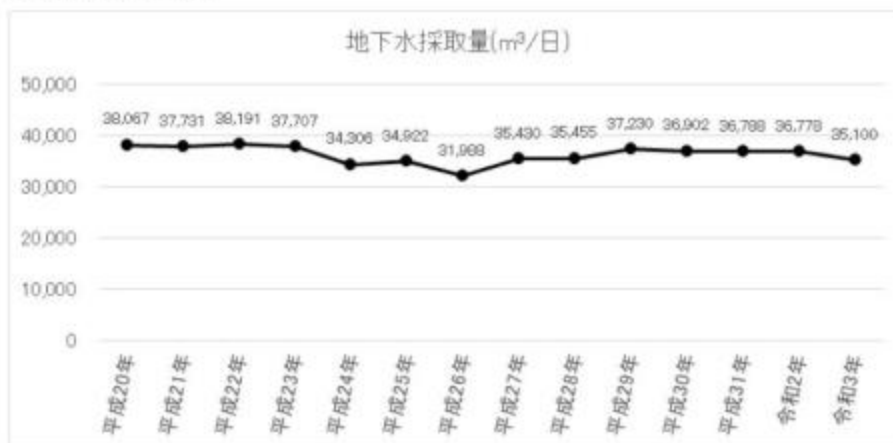
流域内で流域水循環計画が策定されている場合は、計画の中に記載されている評価軸および評価指標に対応する目標等を計画書から抜粋して参考資料に記載します。計画が策定されていない場合は、評価軸及び評価指標に対応する現状や根拠等を参考資料に記載します。

(地下水を評価する際の留意点)

地下水や湧水などを評価する場合には、調査対象者は普段その状況を目にするのができず、現状を評価することが難しいと考えられることから、定量データ（例：地下水位（観測値）の経年変化など）を参考資料として提供することが有効です。

ただし、定量データの記載により、アンケートの回答を誘導することにならないよう配慮が必要です。「計画の目標は〇〇ですが、現在は△△です。」などと文章で記載をすると、評価結果の誘導につながる可能性があります。このため、参考資料は、例えば経年変化のわかるグラフ等とし、計画の策定前から現在までの状況を掲載するようにします。

(参考資料掲載グラフ例)



6. アンケートの調査対象者の選定とアンケートの実施

アンケートの調査対象者を決定しアンケートを行います

アンケートは、流域の実態・状況・課題や計画の内容など幅広い質問に対して回答する必要があるため、アンケートの回答には一定程度の基礎的な知識が必要です。

また、アンケートを行う際は、調査対象者の属性等を把握しておくことで、基礎的な知識や専門性の有無、取組への関わり等による回答の差異について分析が可能になります。

7. アンケート結果の入力と階層分析法(AHP)を用いた評価値の計算

アンケート結果をソフトに入力し、階層分析法(AHP)を用いて、評価軸ごとの評価値を計算します。

アンケート結果は、「水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き(評価値計算ソフト等の取り扱い説明書)」に従って水循環政策本部から提供する所定のソフト(エクセルファイル)に入力します。

重要度について、評価指標ごとに直接評価する質問タイプ(質問タイプ B-1)を用いたアンケートを実施した場合は、評価値計算ソフト等の取り扱い説明書に沿って作業を行うことで、「水循環指標 AHP 解析ソフト」上でのデータ入力等が不要となります。

【質問タイプ B-2、B-3 の場合】

水循環政策本部事務局から提供する「水循環指標 AHP 解析ソフト」に点数を入力する際は、アンケート結果を取りまとめ、評価指標ごとにアンケート A タイプ、B タイプそれぞれについて評価段階数ごとの人数等をまとめておく必要があります。

8. 階層分析法(AHP)による解析結果の分析

階層分析法(AHP)による解析結果をもとに分析を行います。評価結果はレーダーチャート上に描画することで「見える化」することができます。

【レーダーチャートの作成（見える化）】

評価軸ごとの評価値をレーダーチャート上に描画させます。レーダーチャートは、外に広がっている評価軸ほど理想に近い状態です。

なお、評価軸間の数値の比較・調整等を行っていないため、それぞれの理想状態に対する評価比較を行うことはできませんが、評価値の数値比較はできません。例えば評価軸 α の評価値が6、評価軸 β の評価値が3の場合、「評価軸 α の方が評価軸 β より理想に近い」という解釈はできても、「評価軸 α の方が評価軸 β より理想に2倍近い」と解釈することはできません。

レーダーチャートは、「水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き（評価値計算ソフト等の取り扱い説明書）」に従って、水循環政策本部から提供する所定のソフト（エクセルファイル）の結果を用いて作成します。解析結果の画面（下図）の赤枠囲みのデータを用いて作成します。

【解析結果画面】

評価軸	項目	数値	数値的評価値
評価軸1	河川も活用できる	4	2.00000000
	さまざまな河川も活用できる	4	2.00000000
評価軸2	水質が向上する	4	2.00000000
	水質が向上する	4	2.00000000
評価軸3	水循環の健全性を高める	4	2.00000000
	水循環の健全性を高める	4	2.00000000
評価軸4	水循環の健全性を高める	4	2.00000000
	水循環の健全性を高める	4	2.00000000

評価軸	項目	アンケート平均値	指標の重要度	指標の平均値(重要度)	指標の重み(重要度)	重み率 (%)	アンケート評価値
評価軸1	河川も活用できる	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
	さまざまな河川も活用できる	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
評価軸2	水質が向上する	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
	水質が向上する	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
評価軸3	水循環の健全性を高める	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
	水循環の健全性を高める	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
評価軸4	水循環の健全性を高める	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4
	水循環の健全性を高める	4	0.40000000	1.60000000	0.40000000	40.00000000	4

【評価指標ごとの分析】

評価指標ごとに、質問タイプAと質問タイプBの結果を比較することにより分析を行うことが可能です。図5に示すとおり、評価指標ごとに達成状況、重要度の比較・組み合わせにより、①重要な対策が順調に進んでいると認識されている指標、②必要とされる対策が進んでいないと認識されている指標、③十分に対策が進んでいると認識されている指標、④対策は進んでいないが優先順位は低いと認識されている指標に分類することができます。

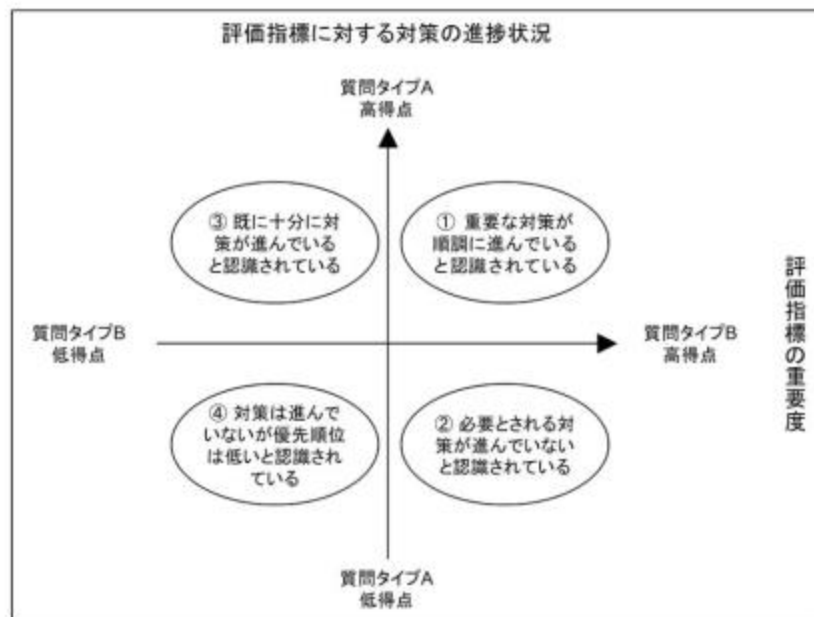


図5 評価指標に対する対策の進捗状況と重要度による考察

9. 既存データ（定量データ）との比較

地下水などの定量データ・定量目標がある場合は、必要に応じて定量データとアンケートで得られた結果を比較することや、定量データによる経年変化の状況と階層分析法(AHP)を用いて得られた評価指標ごとの分析の傾向を見ることで、計画の目標等について再検討することが可能です。

階層分析法(AHP)は、アンケート回答者の主観を元に解析する手法です。定量データと定量目標を提示した上で、アンケートにより得られた結果と定量データの結果が異なる場合や、定量データの経年変化の状況と階層分析法(AHP)による評価指標毎の分析の傾向が異なる場合は、調査対象者がより高い又は低い目標を設定すべきと考えている可能性もあります。例えば、地下水位データは回復傾向にあるにもかかわらず、AHPの分析で地下水対策にもっと取り組むべきという結果であれば、より高い目標を設定すべきと考えている可能性があることに留意します。

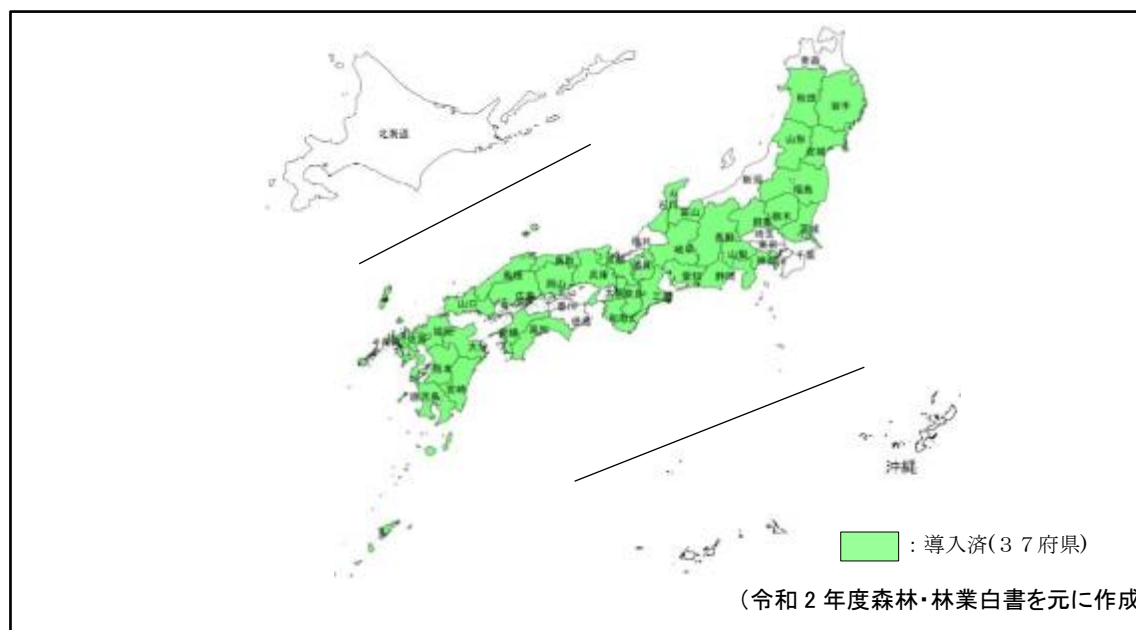
(以上)

参考-17 地方公共団体による法定外目的税の参考資料

(地方公共団体による法定外目的税の具体的事例)

○代表的なものとして、森林整備・管理のために行われる森林環境税が挙げられます。森林の整備を主な目的として、地方公共団体が独自に課税制度を導入する取組であり、超過課税を導入した府県の多くは課税期間を5年間としています。平成15年に全国に先駆けて、高知県の森林環境税や愛知県のあいち森と緑づくり税等が導入された後、令和2年度現在、37府県において同様の制度が導入されています。

図表 A. 62 都道府県による独自課税（森林環境税）の導入状況



○多くの地方公共団体においてこのような税収は基金化されています。神奈川県、岐阜県のように森林整備につながる取組として、水質保全のための水質モニタリング調査や汚濁負荷削減施策等に活用されている事例もあります。

○神奈川県(水源環境保全税)や岐阜県(清流の国ぎふ森林・環境税)の法定外目的税の事例の概要を図表 A. 62 に示します。

図表 A. 63 法定外目的税の概要

税名	基金名	目的	URL
神奈川県 水源環境保全税	神奈川県水源環境保全・再生基金	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・再生 ・河川の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減 	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4832/
岐阜県 清流の国ぎふ森林・環境税 (導入年：H24) (R9.3まで延長)	清流の国ぎふ森林・環境基金	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を目的とした水源林等の整備 ・里山林の整備・利用の促進 ・生物多様性・水環境の保全 ・公共施設等における県産材の利用促進 ・地域が主体となった環境保全活動の促進 	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/kankyo_uzei.html

図表 A. 64 神奈川県の水源環境保全税の事例

【神奈川県の水源環境保全税】

なぜ、水源環境の保全・再生が必要なの？

私たちが使う水は、ダムの上流に広がる森林や河川など、水源地域の自然環境によって育まれています。ところが、今、水源地域では、森林の荒廃や、生活排水によるダム湖の水の汚濁など、深刻な問題が起きています。

そこで、県では、豊かな水資源を次世代に引き継ぐため、水源地域の自然環境が再生可能な今のうちから、様々な取組を行っています。

この取組の趣旨にご賛同いただける法人・団体・個人の皆さまからご寄付を募っておりますので、皆さまのご理解・ご協力をぜひともお願い申し上げます。



草を食べるシカ
⇒シカの採食により、土がむき出しになる



アオコの発生(相模ダム)
⇒アオコは、水道水のカビ臭の原因となる

水源環境保全・再生事業のめざす姿

森林の保全・再生

- 水源かん養をはじめとする公益的機能の高い森林づくり
私有林の公的な管理・支援と森林資源の持続的活用のもとで適切な整備を計画的に行うことにより、森林の荒廃に歯止めをかけ、水源かん養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざします。

河川の保全・再生

- 県民の水がめにふさわしいダム湖の水質
アオコの発生にかかわりのある窒素・リンの濃度を極力抑えるとともに、様々な対策を多面的に講じて、アオコが発生しにくい湖内環境の創造をめざします。
- 自然浄化機能の高い河川・ダム湖
河川や水路、渓流、ダム湖において、水辺の生態系を保全・再生することにより、自然浄化機能を高め、環境と調和した持続的な水利用をめざします。
- 貯水機能の高いダム湖
しゅんせつなど継続的な堆砂対策によりダム湖の貯水機能の持続的な保全をめざします。

地下水の保全・再生

- 持続可能な地下水利用
地下水の適正な利用と保全により、将来にわたり、地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持し、持続可能な水利用をめざします。
- 地下水汚染のない水道水源地域
地下水を水道水源として利用している地域において、地下水の水質が環境基準以下の数値となることをめざします。

水源環境への負荷軽減

- 水質・水量両面における負荷の軽減
河川やダム湖に流入する生活排水をはじめとする様々な水質汚濁負荷を、総合的に削減することにより、水源水質を改善し、さらにおいしい水道水が数めることをめざします。また、効率的な水の活用に努め、水利用に伴う水環境に対する負荷を最小限にとどめます。



**神奈川県
水源環境保全・再生基金**

～かながわの水源地環境の
保全・再生をめざして～

おいしい水を
いつまでも飲めるように
皆さまからのご寄付をお願いします



水源環境保全・再生
イメージキャラクター
しずくちゃん

神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課
〒231-8586 横浜市中区日本大通1 Tel.045-210-4352(直通)
メールアドレス suigenkankyo@pref.kanagawa.jp

(出典：神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/29776/781662.pdf>)

図表 A. 65 岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税の事例

【岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税】

清流の国ぎふ森林・環境税について

森林・環境税は清流の国ぎふづくりに役立てられています

岐阜県では、平成18年5月の「全国植樹祭」、同22年6月の「全国豊かな海づくり大会」を契機に、森・川・海のつながりの中での環境保全に対する意識が高まってきています。

一方、適切に管理されていない森林や野生動物による農作物の被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっています。これらを放置すると私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

県は、こうした意識の高まりと森林・環境対策の緊要性から、豊かな自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するための費用を、県民の皆様等に等しくご負担いただく「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入しました。



【県民の生活や地域の産業を支える様々な森や川の働き(公益的機能)】

(出典：岐阜県 HP <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/283027.html>)

参考-18 条例等による協力金の参考資料

(地下水利用料金に関する制度の具体事例)

○地方公共団体で定めた条例、要綱に基づいて納入された協力金が、主に地下水の保全及び利用の適正化を図るための活動資金として用いられています。

○熊本地域（熊本市を含む 11 市町村）では、行政が地下水採取量に応じて一定の負担金を拠出することにより率先して保全に取り組むとともに、事業共同体として「基金」を母体とする「公益財団法人くまもと地下水財団」を設立し、賛助会の組織を通じて会費、寄付金という形で協力金を募り、事業資金とする仕組みを作り上げています。

【許可採取者の寄付金の目安】

例えば、地下水採取量 50,000 m³の重点地域（熊本地域）の許可採取者が、財団への寄付等により涵養対策を講じる場合、「重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法に許可採取者が、例えば地下水財団が実施する涵養事業に寄付等を行うことにより涵養対策を講じる場合は、採取量 1 m³当たり 0.3 円を採取量に乗じて得た額を目安とする」との記載により

$$50,000 \text{ m}^3 (\text{採取量}) \times 0.3 \text{ 円} = 15,000 \text{ 円} (\text{寄付金額})$$

○秦野市では、昭和 50 年に「秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱」を制定し、平均 20m³/日以上地下水利用事業者に対して「地下水利用協力金」の納入を義務付けました。

○地下水利用協力金の額を 1m³あたり水道水供給単価の 3 分の 1 以内である 5 円と決定し、協力金の納付については、制度開始当初 29 事業所と協定を締結しました。これらの事業所の井戸すべてに量水器を設置し、地下水利用協力金の納付が始まりました。その後、現在（平成 25 年度）では、31 事業所と協定を締結し、協力金単価は 20 円/m³となっています。

○要綱の第 8 条において、協力金を納入しないものに対しては、水道水の供給を停止することができますと規定されています。

【秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱（抜粋）】

（協力金）

- 第 3 条 地下水利用者は、第 1 条の目的を達成するために必要な協力金を本市に納入しなければならない。
- 2 前項の規定する協力金は、第 5 条に定める地下水使用水量に本市水道事業会計の前年度決算に計上された水道水の平均供給単価の 3 分の 1 に相当する額を乗じて得た額を限度として、関係者協議の上、定めるものとする。
- 3 協力金は、4 半期ごとに市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

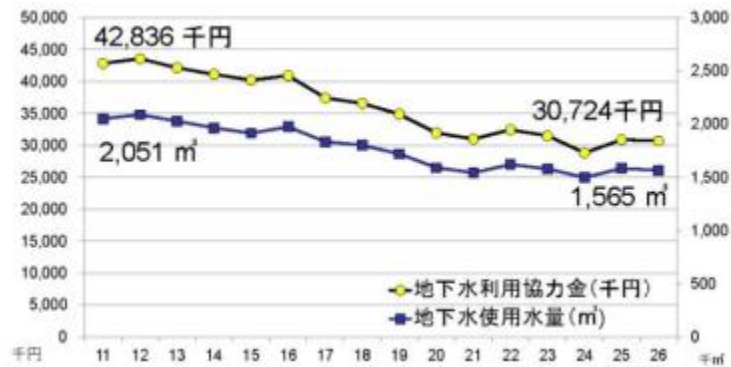
（市長の責務）

- 第 4 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、地下水利用者の協力を得て総合的な施策を講じ、地下水資源の適正な保全と利用に努めるものとする。

（非協力者に対する措置）

- 第 8 条 市長は、この要綱により納入すべき協力金を正当の理由なく納期限内に納入しないものに対しては、以後の当該地下水の採取を禁止し、又は水道水（生活用水を除く。）の供給を停止することができる。

図表 A. 66 地下水利用協力金収入額の推移



（出典：<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000639/simple/2705shiryo7.pdf>）

図表 A. 67 協力金の事例（神奈川県秦野市・地下水利用協力金）

【秦野市の地下水利用協力金】

2 地下水利用協力金制度の創設について

昭和30年代後半
人口増加、都市化 → 地下水くみ上げ量の増加

昭和40年代
農地開発、道路の舗装化等 → 雨水浸透面積減少

↓

地下水の将来的な枯渇の恐れ

3 地下水利用協力金制度の創設について

水道審議会意見（昭和49年4月）

「水資源保全に要する費用は、水道利用者（主に市民）が間接的に負担することになるが、他に地下水を利用している事業所が何ら負担しないのは不公平であり、地下水採取を規制する意味からも何らかの負担を事業所に求めるべきである。」

協力金の導入に当たって、科学的知見に基づいた説明を実施

4 地下水利用協力金制度の内容

昭和50年4月
秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱

1日当たり20㎡以上の地下水利用事業者

↓

「地下水利用協力金」を納入

協力金単価

水道水供給単価の3分の1以内で各関係者と協議の結果で設定

5 地下水利用協力金単価の変遷

	昭和50年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和62年	平成7年	平成26年
協力金	5円	7円50銭	10円	15円	17円	20円	20円
供給単価	28.69	54.90	77.99	78.79	89.18	105.93	104.62
上記1/3	9.56	18.30	26.00	26.26	29.73	35.31	34.87

（単位：円）

6 H26 地下水利用協力金協定締結事業者

No.	業種	地下水利用水量(㎡)	No.	業種	地下水利用水量(㎡)
1	製造業	585,833	17	製造業	8,572
2	製造業	182,842	18	商業施設等	8,229
3	製造業	181,848	19	飲食業	7,127
4	製造業	98,479	20	娯楽施設	6,162
5	ゴルフ場	88,321	21	娯楽業	6,106
6	ゴルフ場	80,376	22	製造業	4,938
7	ゴルフ場	67,576	23	商業施設等	4,367
8	教育機関	32,475	24	事業団体	3,238
9	製造業	32,100	25	製造業	3,141
10	総合小売業	28,627	26	製造業	2,908
11	研究機関	21,798	27	ガソリンスタンド	1,225
12	製造業	20,702	28	福祉施設	465
13	製造業	9,853	29	ガソリンスタンド	154
14	飲食業	9,646	30	ガス業	0
15	運輸業	9,903	31	商業施設等	0
16	製造業	8,670	合計		1,985,983

7 協力金の充当事業（平成26年度決算見込み）

事業名	内 容	支出額
地下水観測等業務	将来の地下水流動予測を可能とするモザルの構築のため、地下水位等を観測	2,407,860円
家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業	雨水を地下に浸透させてかん養する「家庭用雨水浸透ます」の設置者に対する補助金の交付	25,000円
水田かん養事業	保原田や冬期水田に水を張り、地下に浸透させて、地下水の人工かん養を行う。	1,175,573円
地下水注入事業	地下水のかん養のため、循環冷却水の地下水注水	512,421円
雨水浸透施設事業	雨水浸透施設を設置して、地下水の人工かん養の実施	23,175円
森林づくり事業負担金	水田かん養機能をさらに高められるよう、一般会計の森林づくり事業費（133,173,600円）の一部負担	4,700,000円
地下水保全事業	地下水利用事業者の水量を測定する量水器の設置や観測井の維持管理などの地下水保全全般	21,838,873円
合 計		30,682,902円

（出典：秦野市水道局 <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/100100000639/simple/2705shiryu7.pdf>）

○座間市では、「座間市の地下水を保全する条例」の中で「地下水保全対策基金」を設置しており、地下水調査等の施策を実施するために要する費用について、地下水採取事業者に対し、協力金の納入を求めることができます。

○事業者が「地下水保全対策基金」を支払わない場合、その事実について公表することが罰則規定となっています。

【座間市の地下水を保全する条例（抜粋）】

（基金）

第 34 条 市長は、市民の浄財を受けて、地下水を保全する事業その他必要な事業を行うために地下水保全対策基金を設置することができる。

（公表）

第 35 条 市長は、この条例の規定に対して悪質な違反をした者があるときは、その事実について公表することができる。

○長岡京市では、長岡京市内において、地下水を採取し、業務の用に供する者のうち、「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」に定める地下水採取者を対象として、1m³につき、1～2.5 円の負担金の納入が求める「長岡京水資源対策基金」を設置しています。

【公益財団法人長岡京水資源対策基金水資源対策負担金に関する要綱（抜粋）】

（負担金に係る協定）

第 3 条 負担金の負担について地下水利用者の同意を得たとき、理事長は、当該地下水利用者と別記様式の協定書による協定を締結するものとする。

2 前項の規定により基金と協定を締結した地下水利用者は、基金の正会員とする。

（負担金の額）

第 4 条 負担金の額は、別表に定める算出基準により算出するものとする。

【負担金の算出基準】

取水量区分（1か月あたり）	金額
0～3,000m ³ まで（基本金額）	2,000 円
3,001～10,000m ³ まで（1m ³ につき）	1 円
10,001～30,000m ³ まで（1m ³ につき）	2 円
30,000m ³ を超える（1m ³ につき）	2.5 円

図表 A. 68 協力金の事例（(公財)長岡京水資源対策基金の地下水負担金）

【(公財)長岡京水資源対策基金の地下水負担金】

● 負担金協定の対象となる者

長岡京市内において、地下水を採取し、業務の用に供する者のうち、「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」に定める地下水採取者を対象とします。

但し、次の場合は負担金協定の対象外とします。

1. 市水道事業に供する場合
2. 産業用に供する場合
3. 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2つ以上ある場合はその断面積の合計）が19cm²未満の場合
4. 動力を用いずに地下水を汲み上げる場合

● 算出基準

取水量区分（1か月あたり）	金額
0～3,000m ³ まで（基本金額）	2,000円
3,001～10,000m ³ まで（1m ³ につき）	1円
10,001～30,000m ³ まで（1m ³ につき）	2円
30,000m ³ を超える（1m ³ につき）	2.5円

（H15.4.1改正）

（出典：(公財)長岡京水資源対策基金 http://www.kyoto-wave.or.jp/nagaokakyo_mizushigen/futan.html）

参考-19 寄付・会費の参考資料

(公益団体や民間団体による助成事業の検索サイト)

○公益団体や民間団体による助成事業の内容についてインターネットで検索するサイトが各種あり、活用していくことが有効です。助成金情報が検索できるサイトの一部を以下に紹介します。

図表 A. 69 助成事業の検索サイト事例

検索対象	紹介団体名	紹介ページ名	URL
全国情報	公益財団法人 助成財団センター	助成金情報	https://search.jfc.or.jp/grant-search/c_search.php5
	公益財団法人 日本財団	助成制度／助成制度一覧	http://fields.canpan.info/grant/
地域情報	NPO 法人 北海道市民環境ネットワーク	環境保全・保護 NPO への助成事業 リンク集	http://www.kitanet.org/josei/josei.htm
	とちぎボランティアNPOセンター ぽ・ぼ・ら	助成金一覧	https://www.tochigi-vnpo.net/db/jyoseikin/jyoseikin_list.html
	千葉県庁	民間団体等からの助成情報	https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/joseijouhou.html
	東京ボランティア・市民活動センター	助成金等	https://www.tvac.or.jp/sagasu/?cat=joseikin
	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	助成金・補助金関連サイト	https://www.azarea-navi.jp/joseihojo/
	みんなの森 ぎふメディアコスモス	助成金情報一覧	https://g-mediacosmos.jp/center/joseikin/post_1.html
	京都市市民活動総合センター	助成金・補助金・融資・アワード・コンテスト情報	https://shimisen-kyoto.org/subsidies
	ひょうごボランティアプラザ	助成金情報 検索	https://www.hyogo-vplaza.jp/givinginfomation/information/posted_ev_info/gr_search_list.html
	愛媛ボランティアネット	助成情報一覧	https://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai?filename=JoseiList

(民間企業による流域マネジメント活動への資金助成事例)

図表 A. 70 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト

〔森林の適切な管理等〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
民間企業				
株式会社武蔵野銀行	公益信託武蔵野銀行みどりの基金	埼玉県内における自然環境保全および創出に資する活動を行う個人または団体等の活動資金の一部を助成	1給付先につき、必要金額の範囲内かつ100万円以下	2023年4月1日～2024年3月31日
民間企業が作った財団等				
公益財団法人 コメリ緑育成財団	コメリ緑資金助成	原生の状態を維持している山林、原生的自然と都市の中間に位置する里地里山、都市の緑地帯などで行う環境保全活動や地域住民が自ら行う植栽活動、また美化活動に資する活動を対象に助成	助成額の上限・下限の設定なし	2023年4月1日～2024年3月31日に実施される活動を対象
全国森林組合連合会	公益信託農林中金森林再生基金（農中森力（もりぢから）基金）	「施業集約化」や「搬出間伐等」の取組みを更に加速化させるため、荒廃林の再生事業の中でも、特に、地域の模範になり、高い波及効果が見込まれる事業や先進性のある事業に重点助成し、地域の中核を担う林業事業体（非営利の法人）を支援	1助成先あたり上限は年間300万円	助成は単年度ごとであり、毎年申請し、審査を経てから複数年助成を許可
公益財団法人				
公益財団法人 都市緑化機構	緑の都市賞	明日の緑豊かな都市づくり・まちづくりを目指し、緑の保全・創出活動に卓越した成果を上げている市民活動団体及び企業等、並びに公共団体を顕彰し、これにより広く都市の緑化推進、緑の保全による快適で地球にやさしい生活環境を創出することを目的とする	「緑の市民協働部門」の受賞団体には、副賞として活動助成金（5～20万円）を贈呈	記載なし
公益財団法人 高原環境財団	緑化を伴うヒートアイランド対策事業 子供たちの環境学習活動事業	【緑化を伴うヒートアイランド対策に関する助成事業】自然環境（緑・水・大気）の破壊が急速に進んでいる現代、環境の悪化防止と再生を目指して緑化を推進することにより、ヒートアイランド対策の一環となることを目的として助成 【子供たちの環境学習活動に対する助成事業】緑化や自然体験などの環境学習活動の実践を通じて、自然環境の保全と改善について、地域の子供たちの意識向上を図ることを目的として助成	【ヒートアイランド】助成対象費用の額、または250万円のいずれか少ない額（1件当たり）予算額1,700万円 【環境学習】助成対象費用の額、または100万円のいずれか少ない額。（1件当たり）予算額400万円（4件～8件程度）	【ヒートアイランド】2022年7月1日から2023年3月15日までの間に実施・完了するもの 【環境学習】事業は2023年4月1日から2023年12月15日までの間に実施・完了するもの
公益社団法人 国土緑化推進機構	緑と水の森林ファンド	幅広い民間の非営利団体等の主体的・多様な参加による「国民参加の森林づくり」運動の推進を図るため、「緑と水の森林ファンド」事業の公募を行い、毎年100件程度の事業を実施	団体100万円、個人70万円を限度	2023年7月1日～2024年6月30日

実施地域	対象	実績	URL
埼玉県内	埼玉県内の営利を目的としない法人・団体もしくは個人	2022年度： 17件	https://www.musashinobank.co.jp/company/socially/environment/midori.html
原生の状態を維持している山林、原生的な自然と都市の中間に位置する里地里山、都市の緑地帯など	①団体所在地が活動地域の市町村外ではないこと ②営利を目的とした団体・活動ではないこと ③他の団体・個人への助成ではないこと ④業者に植樹・植栽を委託し実施する活動ではないこと（地域住民が自ら行う活動であること） ⑤自治体の指定管理者として管理している施設・場所で行う活動ではないこと	2021年度： 33件	https://www.komeri-midori.org/midori/koubo/guide.html
日本国内	(1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等 (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。 (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。	2022年度： 8件	https://www.nochutb.co.jp/csr/
記載なし	【緑の市民協働部門】主に市民団体（町内会・自治会等の地縁団体、NPO法人、学校・病院等での活動を展開している団体等）（行政や民間事業者と協働で実施している場合を含むが、応募の主体が市民団体であること） 【緑の事業活動部門】主に民間事業者（市民団体や行政と協働で実施している場合を含むが、応募の主体が民間事業者であること） 【緑のまちづくり部門】主に市区町村（市民団体や民間事業者と協働で実施している場合を含むが、応募の主体が行政であること）	2021年度： 10件	https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho/green-city
【ヒートアイランド】日本国内の都市部またはその周辺地 【環境学習】 （イ）活動参加者が、おおむね日本国内の都市部またはその周辺地域居住者 （ロ）おおむね宮城県居住者が参加する、緑化を伴う活動であること	【ヒートアイランド】日本国内に所在する法人、地域活動団体 【環境学習】第40回全国都市緑化仙台フェアが開催される北海道内の保育園、幼稚園、小学校、およびNPO法人等の地域活動団体	【ヒートアイランド】 2022年度： 9件 【環境学習】 2022年度： 14件	https://takahara-env.or.jp/subsidy/
日本国内 海外	民間の非営利団体 非営利の法人 個人（調査研究に限る）	2022年度： 96件	https://www.green.or.jp/news/news-green-fund/

図表 A. 71 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト
〔生態系・水辺空間・水文化等〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
民間企業が作った財団				
公益財団法人 法人イオン環 境財団	環境活動助成	基本テーマである「里山コモンズの再生」に 基づいた7つの事業に取組む非営利活動団体 を対象に、活動費の一部を助成	総額1億円	1年間
公益財団法人				
公益財団法人 あしたの日本 を創る協会	あしたのま ち・くらしづ くり活動賞	地域が直面するさまざまな課題を自らの手で 解決して、住み良い地域社会の創造をめざ し、独自の発想により全国各地で活動に取り 組んでいる地域活動団体等を表彰	副賞5～20万円	記載なし
一般財団法人				
一般財団法人 ハウジングア ンドコミュニ ティ財団	住まいとコ ミュニティづ くり活動助成	今日の人口減少社会、少子高齢化社会等を背 景にした住まいとコミュニティに関する課題 に取り組む市民の自発的な地域づくり・住ま いづくり活動で、地域住民が主体的に関わっ ている取組を助成	120万円以内	原則として1年間
一般財団法人 自然環境研究 センター	公益信託増進 会自然環境保 全研究活動助 成基金助成	絶滅のおそれのある小動物に関する調査・研 究を行っている研究者（特に若手）や機関の 活動に対して助成	5件以内、1件50万円を予定	原則として1年間。た だし、研究のスケ ジュールによっては助 成金交付後2年間にわ たって使用することも 可

実施地域	対象	実績	URL
活動地は共有地であること 世界各地どこでも可能※ただし、団体は日本国内に窓口があり、電話とメールを介して日本語で連絡が取れることが必要	・団体が自ら企画・主催し、地域の皆さまと実施する参加型の活動が対象 ・申請時点で、設立後1年以上の活動実績を有する非営利活動団体が対象	2022年度： 83件	https://www.aeon.info/ef/environmental_activities_grant/
市区町村地域程度まで	地域住民が自主的に結成し運営している地域活動団体、または、地域活動団体と積極的に連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校等。活動に2年以上取り組み、大きな成果をあげて活動している団体	2022年度： 28件	http://www.ashita.or.jp/prize/
記載なし	営利を目的としない民間団体（特定非営利活動法人、法人化されていない任意の団体など） 団体として、代表責任者が明確であること、意思決定のしくみが確立されていること、予算決算を含む会計処理が適切に行われていること	2022年度： 21件	http://www.hc-zaidan.or.jp/josei.html
日本国内	調査・研究主体の応募資格は次の方々、もしくはその方を含むグループ (1)小・中・高・大学などの教員 (2)大学および大学院に在籍する者 (3)各種研究機関等に所属する者 (4)学会または然るべき専門家の推薦を受けた者 (5)対象となる生物の保全活動に実績のある者	2022年度： 4件	http://www.iwrc.or.jp/service/shintaku/zoshinkai.htm

図表 A. 72 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト〔環境全般〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
民間企業				
積水ハウス株式会社	積水ハウスマッチングプログラム	ESG経営のSocialの活動の一環として、SDGsの目標達成に向け、グループの役員及び従業員から拠出金を募り、積水ハウス株式会社から同額のマッチングギフトを実施。地域課題の解決に取り組み、「地域の幸せづくり（「子どもが幸せに暮らせる社会・環境共生社会」を実現）」に寄与するとともに、積水ハウスグループとの連携・協働の可能性のある団体に助成	【団体助成】30万円 【プロジェクト助成】最大100万円	2023年4月1日から2024年1月31日まで
大成建設株式会社	公益信託大成建設自然・歴史環境基金	現在および将来の人類共通の財産である自然環境や、歴史的建造物等の保全に資する事業に助成することにより、これらを次世代に継承し、もって人類の健康で文化的な生活を確保することを目的とし、国内ならびに開発途上国の自然・歴史環境の保全活用にかかわる活動や研究を支援	助成金総額：1,500万円程度、助成件数：30件程度	原則として助成金振込日より1年間
宝ホールディングス株式会社	公益信託タカラ・ハーモニストファンド	以下の(1)～(3)の内容に関する実践的な活動及び研究に対して、助成を行う。 (1)日本国内の森林・草原、木竹等の緑を保護、育成するための活動または研究。 (2)日本国内の海・湖沼・河川等の水辺の良好な自然環境を整備するための活動または研究。 (3)日本国内の緑と水に恵まれた良好な自然環境の保全及び創出に資するための活動または研究。	2023年度の助成金総額は、合わせて500万円程度とし、助成件数は10件程度	原則として助成金贈呈日より1年間（ただし、助成金を2年間にわたって利用することも認める）
TOTO	TOTO水環境基金	【国内】地域の水とくらしの関係を見直し、再生することを目指した創造的な取り組みを支援 【海外】地域および地球規模での社会的課題の解決を目指した創造的な取り組みを支援	【国内】1件あたり上限80万円／年×最長3年（最大240万円） 【海外】1件あたり上限なし（目安300万円程度） ※国内、海外とも、申請された活動内容・予算内容を精査の上、助成金額を決定	【国内】2024年4月1日～2027年3月31日（最長）※計画に応じて助成期間（1～3年）を設定 【海外】2024年4月1日～2025年3月31日
TOYO TIRE株式会社	TOYO TIREグループ環境保護基金	環境保護活動を行う非営利団体を資金面で支援することを目的に、従業員からの寄付金に会社が同額を上乗せして拠出するマッチングギフト方式を採用して助成	1団体・事業につき上限150万円	2024年4月1日から2025年3月31日までの間における1年間の事業活動
日本郵便株式会社	年賀寄付金配分事業	「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に基づいて、日本郵便株式会社が「寄付金付年賀葉書」および「寄付金付年賀切手」の寄付金を、法律に定められている10の事業のいずれかの事業を行う団体に配分	【一般枠】上限50万円～500万円 【特別枠】上限500万円	年賀寄付金を配分することが決定した日以降に実施し、2024年3月末日までに完了するものを対象
パタゴニア日本支社	環境助成金プログラム	環境保護活動にのみ助成。市民のサポートによる強い基盤を創りだしているグループにフォーカス	50万円から200万円までの範囲	記載なし
株式会社ラッシュジャパン	LUSH JAPANチャリティバンク	自然環境の保護活動、動物の権利擁護活動、人権擁護/人道支援/復興支援活動の分野で活動する小規模な草の根団体を支援	10万円～200万円	原則1年以内

実施地域	対象	実績	URL
記載なし	①積水ハウスグループのグローバルビジョン及び各基金の目的に適合し、公益的な活動を行う非営利団体であること ②事務所の所在地が日本国内にあり、積水ハウスグループの営業エリアで活動を展開していること ③3年以上の活動実績があること（任意団体での活動期間を含む） ④活動主体の経営の健全性及び透明性が確保されていること ⑤団体を構成する会員が5人以上いること ⑥下記に当てはまらないこと ・政治、宗教、営利が主目的の団体 ・反社会的勢力との関係がある団体 ・個人の趣味や娯楽が目的の団体 ・その他、積水ハウスグループに不利益が生じる可能性のある活動が目的の団体	2022年度：94件	https://www.sekisuihouse.co.jp/matching/
国内ならびに開発途上国	国内に拠点を置き、自然・歴史環境の保全活用のために、活動や研究を行う非営利団体（個人による申請は不可）で適正な運営、会計処理、情報公開を行っていること	2022年度：26件	https://www.taisei.co.jp/corp/society/kikin/gist.html
日本国内	(1)具体的に着手の段階にある活動・研究 (2)営利を目的としない活動・研究 (3)活動及び研究主体の資格は問わないが、次の条件を満たす ①個人の場合：助成金の使途が助成の目的に沿って適確であり、当該事業に係わる施設の利用や助成金の使途等の面で本人あるいは親族など特別な関係のある者に特別の利益を与えない者。 ②任意の団体の場合：助成金の使途が助成の目的に沿って適確であり、代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が、特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、運営されている団体。また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体。	2023年度：10件	https://www.takara.co.jp/environment/fund/
日本国内 海外	●営利を目的としない市民活動団体（法人格の有無や種類を問わない） ●目的や内容が、特定の宗教や政治などに偏っていない団体 ●暴力団、暴力団員、暴力団関係者他、反社会的勢力等と交際、関係がない団体 【国内】活動内容：地域の水環境や生物多様性の保全・再生につながる実践活動、スタートアップ・ステップアップをめざす市民団体の活動 【海外】活動内容：各国・各エリアの水資源保全または衛生的かつ快適な生活環境づくりに向けた実践活動	2021年度：19件	https://jp.toto.com/company/csr/mizukikin/spirit/
記載なし	公益に資する事業を計画している団体、環境保護・環境保全関連の事業活動 里山・森林・緑化整備運動／生態系保護活動／水・河川環境保全活動／地域環境整備活動／リサイクル活動／環境教育・体験学習活動／啓発活動・イベント活動／研究・開発活動／その他	2023年度：22件	https://www.tovotires.co.jp/press/2023/23062901.html
記載なし	次の法人のうち申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人 【一般枠】社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人） 【特別枠】一般枠申請可能団体に加え、営利を目的としない法人	2022年度：155件	https://www.post.japanpost.jp/kifu/nenga/about.html
パタゴニアがビジネスを展開している国のうち、以下の国内を拠点に活動しているグループ； 日本国内、他海外	以下のグループに助成 ・多様性、公平性、かつ包括性のある環境ムーブメントを構築している ・環境政策やアウトドアにおける体系的な偏見、差別、不公正に立ち向かうもの ・行動志向であること ・計測可能であること ・市民を巻き込み、支持を得ている ・ターゲットと目標において戦略的に活動している ・問題の根本的原因に焦点を当てている ・成功が効果的に測定できる特定のゴールと目標を達成している	記載なし	https://www.patagonia.jp/how-we-fund/
日本国内 海外	1)小規模な草の根活動を行っている団体 2)他の企業や助成団体からの助成金や寄付が集まりにくい団体 3)より良い社会を目指して変革するために問題の根本を見極め、その解決に取り組む努力をしている団体 4)波及効果があるプロジェクトを行っている団体 5)非暴力で直接的なアクションを行う団体	記載なし	https://weare.lush.com/ip/lush-life/our-giving/charity-pot/charitybank-guideline/

図表 A. 73 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト〔環境全般〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
民間企業が作った財団				
一般財団法人 セブン-イレブン 記念財団	環境市民活動 助成	お客様がセブン-イレブンの店頭募金を通して、地域の環境市民活動を支援する助成制度	①地域美化助成：1団体あたり最大50万円 ②活動助成：1団体あたり最大100万円 ③NPO基盤強化助成：1団体あたり最大400万円(原則3年間、最大で総額1,200万円の継続助成)	①地域美化助成 1年間 ②活動助成 1年間 ③NPO基盤強化助成 原則3年間
公益財団法人 緑の地球防衛 基金/SMBCファイ ナンスサー ビス株式会社	『地球に優しい カード』による助成	地球温暖化、森林破壊、砂漠化、大気・海洋汚染、野生動物の絶滅を防ぐなどの、自然環境の保全に取り組む諸活動への助成	助成金額は各テーマのカード会員によるカードショッピング利用額をもとに計算されるため、テーマ、年度ごとに金額が変わる	原則として1年間(4月1日～翌年3月31日まで)を限度
公益財団法人 旭硝子財団	研究助成プロ グラム	次世代社会の基盤を構築するような自然科学の独創的な研究、および社会の重要課題の解決に指針を与えるような人文・社会科学の研究を助成	①研究奨励(300万円以内/件) ②サステナブルな未来への研究助成(100～600万円/件) ③若手継続グラント(800万円以内/件) ④ステップアップ助成(800～1,400万円以内/件) ⑤ブループラネット地球環境特別研究助成(1,000～3,000万円/件) ※①、②、③は一部応募年齢制限あり	①研究奨励(1～2年間) ②サステナブルな未来への研究助成(1～4年間) ③若手継続グラント(3～4年間) ④ステップアップ助成(3～4年間) ⑤ブループラネット地球環境特別研究助成(2～4年間)
公益財団法人 サイサン環境 保全基金	サイサン環境 保全基金	埼玉県における、環境保全に関する、自主的な、非営利・民間の活動、及び学術的調査研究に対する助成	50～250万円	1年間
公益財団法人 日本生命財団	研究・地域活 動助成 環境問題研究 助成	21世紀の社会が活力あふれる真に豊かな社会となるためには、調和のとれた社会・自然環境に支えられた、活力と創造性ある人間性豊かな生活環境を一層確立していくことが重要と考え、豊かな人間生活にとって欠かせない基盤の一つである、環境の改善・充実に資する研究に対し助成	【学際的総合研究】1,000万円～1,500万円 【若手研究・奨励研究】50～150万円	【学際的総合研究】2年間 【若手研究・奨励研究】1年間
公益財団法人 SOMPO環境財団	環境保全プロ ジェクト助成	環境問題に取り組むNPO・NGOや任意団体の環境保全プロジェクトが、より充実したものとなるよう資金助成	1プロジェクトにつき20万円を上限(10団体程度、総額200万円を予定)	記載なし
公益財団法人 コカ・コーラ 教育・環境財 団	コカ・コーラ 環境教育賞	コカ・コーラ環境教育賞「活動普及部門」は、小・中学生およびその指導者を対象に、各年度の環境関連のテーマに応じた持続性に貢献する活動、地域社会での環境保全・教育に関する活動を表彰・支援 コカ・コーラ環境教育賞「企画・研究推進部門」は、高校生、高専生、大学生、大学院生およびそれら学生を活動主体とする非営利団体による、各年度の環境関連のテーマに応じた持続性に貢献する新しい企画・仕組みについての提案・研究・活動を表彰・支援	【活動普及部門】 ・小学生 最優秀賞1組：活動助成金30万円 優秀賞2組：活動助成金10万円 ・中学生 最優秀賞1組：活動助成金30万円 優秀賞2組：活動助成金10万円 【企画・研究推進部門】 最優秀賞1組：活動助成金100万円 優秀賞3組：活動助成金10万円	記載なし
公益財団法人 住友財団	環境研究助成	環境問題の解決のためには、多面的アプローチによる分析と様々な対応策の構築が必要と考え、そのためのいろいろな観点(人文科学・社会科学・自然科学)からの研究に対する支援	【一般研究】総額7,000万円、1件当たり最大500万円、助成件数40件程度 【課題研究】総額3,000万円、1件当たり最大1,000万円、助成件数3件程度	【一般研究】原則として1年間 【課題研究】原則として2年間

実施地域	対象	実績	URL
日本国内	<ul style="list-style-type: none"> ●環境活動を行っている国内のNPO法人、一般社団法人、任意団体（自治会、町内会含む） ●日本国内に活動の場を有する団体 ●地域住民が主体的に行う非営利の活動であること ●政治、宗教活動を目的としておらず、反社会的な勢力とは一切関わりがないこと ※活動助成、NPO基盤強化助成は別途申請条件あり	2022年度：258件	https://www.7midori.org/joisei/dantai/
日本国内 海外	地球温暖化、森林破壊、砂漠化、大気・海洋汚染、野生動物の絶滅を防ぐなどの、自然環境の保全に取り組む諸活動を行う団体	2023年度：13件	https://green-earth-japan.net/act_card.html
日本国内 海外	国内の大学とその附置研究所、大学共同利用機関、高等専門学校に勤務し、主体的に研究を進めている原則として常勤の研究者。任期付研究者の場合には、当財団の定めたガイドラインあり	2022年度：新規採択件数134件	https://www.af-info.or.jp/research/
日本国内（埼玉県）	個人：私的な活動ではなく、地域、社会、人々に働きかけ、好ましい影響を与えるものであること 団体： <ol style="list-style-type: none"> ①法人格は問いませんが、代表者、所在地、及び会計内容（記帳、出納）が明確であること ②営利を目的とする団体・企業は除く ③学生の学校周辺地域における環境保全活動、地域の人々との協働による環境保全活動は助成対象。ただし、学内での活動は助成対象としない ④小中高校における地域の環境保全に係る部活動・委員会活動（上限10万円、授業は対象外） 	2021年度：37件	http://saisanec.org/2youryou.html
記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・代表研究者の国籍・所属や資格は原則として問わないが、以下に該当する人は代表研究者にはなれない。 （海外居住者、営利の追求を目的とする機関（企業）に所属する者） ・若手研究・奨励研究については、年齢は45歳未満とする。但し、学生（院生を含む）には応募資格はなし 	2022年度：26件	http://nihonseimeizaidan.or.jp/kankyo/index.html
原則として国内	次の2つの条件を満たす団体が対象 <ol style="list-style-type: none"> ①公益法人、NPO法人または任意団体としての環境保全活動実績が2年以上あること ②助成対象となったプロジェクトの実施状況および収支状況について適正に報告できること 	2022年度：10件	https://www.sompo-ef.org/project/project.html
記載なし	【活動普及部門】 <ol style="list-style-type: none"> (1)それぞれ小学生・中学生を中心に環境教育に関する活動を行うボランティア団体もしくは学校 (2)日本国内に拠点を持つボランティア団体もしくは学校（拠点が国内であれば、活動地域は国内外を問いません） 【企画・研究推進部門】 <ol style="list-style-type: none"> (1)高校生、高専生、大学生、大学院生およびそれら学生を活動主体とする非営利団体 (2)日本国内に拠点を持つ団体または個人であること（拠点が国内であれば、活動地域は国内外を問いません） (3)成人以上の責任者を有すること 	2021年度：10件	https://www.cocacola-zaidan.jp/environment/env-prize/
日本国内 海外	研究者個人または研究グループ <ol style="list-style-type: none"> ①国籍に関係なく、日本の大学等の研究機関に所属し、申請に関する所属機関の長の承諾がとれるのであれば応募可 ②上記①以外であっても、日本国籍を持つ者または日本に永住を許可されている外国人は応募可。なお、海外の大学等の研究機関に所属している者は申請に関する所属機関の長の承諾を得ることが必要 申請者の所属が営利企業等（兼務を含む）の場合には応募不可	2022年度：42件	http://www.sumitomo.or.jp/index.html

図表 A. 74 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト〔環境全般〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
公益財団法人等				
公益財団法人 自然保護助成 基金/公益社団 法人日本ナ ショナル・ト ラスト協会	ナショナル・ トラスト活動 助成	希少な生きものすみかや、将来世代に引き 継ぎたい美しい風景であっても、保護区に指 定されず、失われていく自然がたくさんあり ます。このような自然を未来の子どもたちへ 残していくため、各地のトラスト活動を支援 し重要な土地を確保していくための助成	A. 土地所有状況調査助成：1件あ たり上限30万円 B. 活動実践助成：今年度の助成金 総額は500万円（助成件数は1～2 件）1団体1案件につき、最長5年 間での助成総額は800万円を限度	1～5年
公益財団法人 自然保護助成 金	PRONATURAFUND （プロ・ナ トゥーラ・ ファンド）助 成	自然保護のためのフィールドワークに基づい た基礎的な研究や、地域に根ざした自然保護 活動、当財団が年度ごとに定める特定のテー マに取り組むプロジェクトに対して助成	A. 国内研究助成：日本国内におけ る自然保護の基礎となる調査・研 究 1件あたり上限100万円/1～2 年間 B. 国内活動助成：日本国内におけ る自然保護のための保全・普及・ 啓発活動 1件あたり上限100万円 /1～2年間 地域NPO活動枠：日本国内の地域 のNPOによる自然保護のための保 全・普及・啓発活動 1件あたり 上限100万円/1～2年間 C. 海外助成：開発途上地域におけ る自然保護のための調査・研究、 および教育・普及・啓発活動 1件 あたり上限150万円/1年間	※助成期間は「助成対 象カテゴリー」により 異なる
公益財団法人 河川財団	河川基金	河川に関する様々な調査・研究、市民団体等 の川づくり団体が行う河川への国民の理解を 深める活動、学校への助成として河川・流域 を通じて環境・防災・歴史文化等を学習する 河川教育の支援	【研究者・研究機関部門】20～ 300万円 【川づくり団体部門】30～500万 円 【学校部門】10～50万円	【研究者・研究機関部 門】1～2年 【川づくり団体部門】 1～5年 【学校部門】1年
公益財団法人 国際花と緑の 博覧会記念協 会	花博記念協会 助成事業	「自然と人間との共生」という花の万博の理 念の継承、発展を目的	【調査研究】1件当たり100万円以 内で、4分の3以内 【活動・行催事】1件当たり50万 円以内で、4分の3以内	4月1日～2月末
公益財団法人 日本財団	ボランティ ア・NPO活動向 け助成	海や船に関する事業、社会福祉、教育、文化 などの事業を審査。いま、どこで何が最も必 要とされているかを見極め、そのニーズに対 して重点的に支援	事業内容により、助成金の上限金 額・事業費総額に対する助成金の 補助率が異なる	1年間
公益信託地球 環境日本基金	公益信託地球 環境日本基金 助成プロジェ クト	民間からの寄付による資金により、わが国の NGO等が世界の開発途上地域で実施する地球 環境保全に役立つ活動に助成	総額1,600万円を交付予定。（助 成対象件数10件程度） うち1,030万円は野生生物保護 （生物多様性の保全に資するもの も含む）、森林保護、砂漠化防止 に特定して交付	記載なし
公益社団法人 日本ユネスコ 協会連盟	プロジェクト 未来遺産	失われつつある豊かな文化や自然を、子ども たちの未来に継承しようとする“活動”を 「プロジェクト未来遺産」として登録し、地 域から全国へ発信し、日本全体で応援	「プロジェクト未来遺産」登録時に 応援金20万円を贈呈	記載なし
公益信託経団 連自然保護基 金	経団連自然保 護基金	アジア太平洋地域を主とする開発途上地域に おける自然環境の保全に関する非営利の民間 組織（外国の組織を含む）が行うプロジェク トに対する助成 わが国のすぐれた自然環境保全のために行 う保護活動、及び持続可能な活用に関するプロ ジェクトに対する助成	①はじめて助成（100万円以下） ②後発開発途上国NGOを対象とし た助成（100万円以下） ③標準事業助成（1,000万円以 下） ④協働事業助成（2,000万円以 下）	①はじめて助成（3年 まで） ②後発開発途上国NGO を対象とした助成（3 年まで） ③標準事業助成（3年 まで） ④協働事業助成（3年 間）
公益財団法人 信頼資本財団	共感助成	環境・地域活性・農林水畜産業・福祉・教 育・人権等で、公益財団法人信頼資本財団 （以下、財団という。）が信頼資本としてい る社会関係資本の増大につながる事業に対す る支援	助成額に限度の定めなし（助成金 の原資は市民からの寄付金。寄付 者は助成先を指定して寄付。その 金額のうち、10%を財団の事業 費、その他クレジットカード決済 手数料等を除いた金額を助成金と して交付。）	原則1年間。ただし、1 年毎に継続申請を受け 付け

実施地域	対象	実績	URL
記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有している（NPO法人、一般財団法人、公益財団法人など） ・非営利の活動団体で、地域の自然環境の保全を目的としている ・特定の政党や宗教への偏りをもたない団体である ・助成対象事業を行うための組織体制が整っている 	2022年度：1件	http://www.ntrust.or.jp/gaiyo/joseikin.html
日本国内 海外	<p>【共通】</p> <p>①3人以上のグループである。</p> <p>②自然保護のための調査・研究・活動を企画、遂行できる。</p> <p>【B. 国内活動助成の地域NPO活動枠】 地域に根ざした活動を3年以上続けているNPO法人（特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人）</p> <p>【C. 海外助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施地域で活動したことがある日本人メンバーが1名以上含まれている。 ・会計責任者が日本人メンバーである。 ・代表者は、プロジェクトを実施する地域の自然保護に貢献する研究や活動の実績を持っている。 ・日本人メンバーは、グループの代表者またはグループメンバーと共同でプロジェクトを実施した経験があり、十分な信頼関係を有している。 ・代表者が日本語でのコミュニケーションが難しい場合は、日本人メンバーが必要な役割を果たすことができる。 ・成果をプロジェクト実施地域の自然保護に役立てる能力がある。 	2021年度：31件	https://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund.html
記載なし	<p>【研究者・研究機関部門】 大学、高等専門学校、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等</p> <p>【川づくり団体部門】 公益法人等、特定非営利活動法人、河川協力団体、任意団体、その他</p> <p>【学校部門】（学校助成）幼稚園、保育所、認定こども園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等</p>	2023年度：266件	https://www.kasen.or.jp/kin/tabid289.html
日本国内	<p>(1) 公益法人（財団法人、社団法人）</p> <p>(2) 特定非営利活動法人（NPO）</p> <p>(3) 人格なき社団のうち非収益団体で代表者の定めがあるもの</p>	2021年度：18件	https://www.expo-cosmos.or.jp/main/zvosei/
日本国内 海外	一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体	複数のプロジェクトあり	https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/programs
海外	<p>助成対象は、つぎの事業を行なう団体もしくは個人。</p> <p>(1) 開発途上地域における地球環境の保全に資する調査・研究事業</p> <p>(2) 開発途上地域における地球環境の保全に資する情報・知識の普及に関する事業（国際協力に関する活動等を含む）</p> <p>(3) 開発途上地域における地球環境保全に資する植林、森林保護、野生生物保護（生物多様性の保全に資するものも含む）、砂漠化防止等の事業</p>	2022年度：11件	https://www.gef.or.jp/activity/another_group/fund/
日本国内	<p>①市民が主体となって運営していること。</p> <p>②特定の宗教や政治に偏らない非営利団体（公益法人・任意団体）であること。特定の宗教、政治活動を目的とする団体ではないこと。</p> <p>③ユネスコ協会、国・地方公共団体、自然・文化関連団体などの団体からの応募団体に対する推薦を得られること。</p> <p>④2年以上の団体活動実績があること。</p> <p>※行政機関や小・中・高等学校・大学等教育機関・企業の申請不可ただし、地方公共団体が出資している第三セクターの企業等は検討</p>	2022年度：6件	https://www.unesco.or.jp/activities/isan/heritage-for-the-future-project/
アジア太平洋地域を主とする開発途上国および日本国内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ・法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ・3年以上の自然保護活動の実績がある団体 その他、助成に応じて、以下の制限あり <p>①はじめて助成：これまでにKNCFからの助成実績がない団体</p> <p>②後発開発途上国NGOを対象とした助成：国連が指定する「後発開発途上国」における草の根（現地）の団体</p> <p>④協働事業助成：複数団体による協働実施プロジェクトであること</p>	2022年度：56件	https://www.keidanren.net/kncf/fund/project
日本国内 海外	非営利の法人および法人格のない団体（当面、対象は、日本に本拠地をおく法人・団体に限定）	具体的な年度の記載なし	https://shinrai.or.jp/loan-grant/grant/

図表 A.75 民間企業による流域マネジメント活動への資金助成リスト〔環境全般〕

企業名	事業名	概要	助成金額	助成期間
一般財団法人				
一般財団法人 全日本冠婚葬 祭互助協会	社会貢献基金 制度	地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動を行う各種団体等への助成、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に対する助成	助成金は、総額およそ10,000千円を目途とし助成（1件当たりの助成総額上限は2,000千円）	原則として、令和5年度事業（令和5年4月～令和6年5月の間に開始し、終了する事業）を対象
一般財団法人 自然環境研究 センター	公益信託富士 フィルム・グ リーンファン ド(活動助成・ 研究助成)	活動助成は、身近な自然の保全や、自然とふれあいを積極的に行っている人々に対し助成 研究助成は、身近な自然環境の保全・活用の促進に関する具体的な研究や、ふれあいの場としての緑地の質的向上を目指した実証研究等を行っている人々に対し助成	8件程度、総額850万円	1年 内容によって助成金を2年に渡って利用することも可
一般財団法人 自然環境研究 センター	公益信託四方 (しかた)記 念地球環境保 全研究助成基 金	若手研究者による海外を場とした地球環境の保全に関する研究を助成	4件程度、助成総額200万円程度	2年以内
一般社団法人 コンサベ ション・アライ アンス・ジャ パン	アウトドア環 境保護基金	アウトドアフィールドの環境保全のために活動している団体に活動資金を援助	上限は1回当たり50万円	原則3年までを限度
その他				
独立行政法人 環境再生保全 機構	地球環境基金 助成金	地球環境基金は、環境NGO・NPOの自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政と協力し、その活動を支援	50万円～1,200万円 ※助成金額は、助成メニューにより異なる	1～3年間 ※助成メニューにより異なる
日本水大賞委 員会	日本水大賞	21世紀の日本のみならず地球全体を視野に入れて、水循環系の健全化を目指し、美しい水が紡ぎ出す自然の豊かさの中にも水災害に対して強靱な国土と社会の実現に寄与することを目的	①大賞【グランプリ】賞状・副賞200万円 ②大臣賞（国土交通大臣賞、環境大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞）賞状・副賞50万円 ③市民活動賞【読売新聞社賞】賞状・副賞30万円 ④国際貢献賞 賞状・副賞30万円 ⑤未来開拓賞 賞状・副賞10万円 ⑥審査部会特別賞 賞状・副賞10万円 ⑦タイムリー賞	記載なし
全国労働者共 済生活協同組 合連合会	全労災地域貢 献助成事業	豊かで安心できる社会をめざして「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」を重点分野と位置づけ、積極的に地域社会へ貢献する活動を展開。その一環として、「人と人とがささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに、これらの活動の輪を広げて、安心のネットワークをひろげていく取り組みを支援	1団体あたり1事業のみとし、助成額は50万円を上限 助成総額は2,000万円（上限）を予定	2024年1月1日～2024年12月31日の間に実施、完了する活動

実施地域	対象	実績	URL
記載なし	<p>非営利組織（財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、任意団体、市民ボランティアグループも対象）で、助成対象事業の趣旨に合致する事業を行おうとしている団体等（個人資格による申請は対象外）</p> <p>(1) 定款に準ずる規約を有し、自ら経理、監査できる会計機能を有する</p> <p>(2) 団体等の主たる事務所を日本国内に有する</p> <p>(3) 団体等の意志を決定し、活動を執行する体制が確立している</p> <p>(4) 団体の活動実績を3年以上有し、活動のニーズが高く今後も継続性が期待できる</p> <p>(5) 申請事業に対し、他の民間団体等からの助成を除く自己資金を保有</p>	2022年度：8件	https://www.zengokyo.or.jp/social/fund/
日本国内	<p>(1) 営利を目的としない活動及び研究</p> <p>(2) 活動及び研究が行われるフィールドは、日本国内</p> <p>(3) 活動助成は、活動フィールドができる限り申請者によって既に確保されている等、基盤がしっかりしている。研究助成は、フィールドでの研究に対し地権者の許可もしくは協力関係が保たれている。</p> <p>(4) 研究助成は、研究成果を調査対象地域に還元することを目的として、積極的に地域の人との交流にも取り組む</p> <p>(5) 個人もしくは団体において、活動及び研究の実績がある</p> <p>(6) 個人の場合、助成金の使途が助成の趣旨に沿って適確・厳正であり、本人あるいは親族等、特別な関係のある者に利益を与えないもの</p> <p>(7) 団体の場合、代表者または管理者の定めのある団体で、役員その他の機関の構成、選任方法、その他事業の運営に重要な事項が特定の者、あるいは特別の関係者等の意志に従わずに、決定・運営されている団体。また、特定の者等に特別の利益を与えていない団体</p> <p>(8) 大学に所属する教職員や研究者が行う研究は、他の研究費による成果との切り分けが明確なもの</p> <p>(9) 科学研究費による研究が好ましいと思われる研究は、助成対象としない</p> <p>(10) 過去に当ファンドの助成を受けた個人・団体は助成対象としない</p>	2022年度：10件	http://www.iwrc.or.jp/service/shintaku/fgf_ken.htm
海外	若手研究者（大学院生等を含む）、または研究グループ	2022年度：4件	http://www.iwrc.or.jp/service/shintaku/shikata.htm
記載なし	<p>1. 生物多様性に恵まれた特定の陸域や水域を、野生生物の生息地として、またはアウトドアレクリエーションの機会を確保するために、持続的に保全することを目的としているプロジェクト</p> <p>2. 草の根の市民活動が主導、あるいは支援しているプロジェクト。ただし、一般的な教育プロジェクトや科学調査には助成できない。</p> <p>3. アウトドア・コミュニティと協働している、またはアウトドア・レクリエーションに便益があるプロジェクト</p> <p>4. 測定可能な具体的な目標や活動対象、行動計画が策定されており、成果を図るために明確な判断基準が含まれているプロジェクト</p> <p>5. 5年以内に最終的な成果（アウトカム）、または3年以内に測定可能な顕著な前進が見込めるプロジェクト</p>	2022年度：4件	https://outdoorconservation.jp/promotion-support
1. 日本国内 2. 開発途上地域 ※助成メニューにより異なる	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、任意団体 ※条件あり	2022年度：162件	https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/index.html
記載なし	水循環系の健全化に寄与すると考えられる活動で、以下のような方々が実施する諸活動を対象。なお、個人、法人、グループの種別、年齢、職業、性別、国籍等を問わない。	2022年度（第25回）：12件	https://www.japanriver.or.jp/taisyo/about.htm
日本国内	<p>日本国内を主たる活動の場とする、下記(1)～(2)のすべてに該当する団体を対象とします。</p> <p>(1) NPO法人、一般社団法人、任意団体、市民団体など</p> <p>(2) 設立1年以上の活動実績を有する団体</p>	2022年度：70件	https://www.zenrosai.coop/zenrosai/csr/josei.html

(流域マネジメント等に関する基金事例)

図表 A. 76 森林の適切な管理等に関する基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
神奈川県	公益信託道志水源基金	H9	信託法	山梨県道志村における自然環境の保全及び社会生活基盤の向上に資する事業に対して助成を行い、水源地の保全、地域の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与する。	-
	かながわ森林基金	H2	かながわ森林基金条例	森林の有する水源かん養、自然環境の保全、木材の供給その他の機能を高度かつ持続的に確保できる森林を育成するための経費として積み立てることを目的としている。	昭和63年に、21世紀の神奈川県にふさわしい森林・林業はどうあるべきかについて検討を行うため、「未来の森林づくり委員会」が組織された。この委員会から持続的な森林の保護育成を図る仕組みづくりなどの提言を受けて、平成2年4月1日に施行した「かながわ森林基金条例」に基づき、「かながわ森林基金」を設置した。
山梨県	甲府市 水道水源かん養林保護基金	H5	甲府市水道水源かん養林保護基金条例	水道原水の安定的確保と良好な水質の保全対策として、水源涵養林保護育成事業を推進するため。	水源かん養林は、保水、土砂流出の防止、水質浄化など多くの機能をもっている。この貴重な財産である水源かん養林を後世まで守っていくため、平成5年度に基金条例を制定して原資の積立てを行い、その運用益で「水源かん養・育成事業」を実施している。
長野県	沢川水源の森林整備基金	H5	沢川水源の整備条例	箕輪ダムの集水区域の森林の水源かん養機能維持のため、森林整備を促進する。啓発活動を通じて地域住民の理解、協力を得る。	-
	木曾森林保全基金	H16	木曾森林保全基金条例	木曾川「水源の森」森林整備協定に基づき、水源地域における森林整備を促進し、健全な水循環社会の構築を図るため。	-
静岡県	静岡市森林環境基金	H11	静岡県森林環境基金条例	市民共有の財産として、森林を次世代へ伝えていくため「森林の公益的機能を維持・増進し、貴重な自然環境の保全と創造を推進するとともに、これらの活動への市民参加を促進することにより、健康で文化的な市民生活の確保に寄与する。」ことを目的とする。	-
	静岡市興津川保全基金	H6	静岡市興津川保全基金条例	興津川の良好な水質、適正な流量及び興津川流域の優れた自然景観を保全するための事業に資する経費の財源に充てる。	第二東名自動車道や中部縦断自動車道など、国家的プロジェクトが進められ、また、昭和の終わりのバブル期から、興津川上流部にゴルフ場建設の計画が多数持ち上がった。北部山間地域の乱開発の防止と、地域特性を生かしながら、調和の取れた保全と開発を進めるため、平成4年3月に「北部山間地域環境管理計画」を策定した。そして、当該計画に位置づけられた興津川の良好な水質、適正な流量及び興津川流域の優れた自然景観を保全するため平成5年10月1日に「興津川の保全に関する条例」を施行するとともに、その事業展開を図るため、平成6年4月1日に「興津川保全基本条例」を施行し、一連の諸制度を整備した。
	浜松市森林環境基金	H18	浜松市森林環境基金に関する条例	森林、河川等の自然環境を守り育て、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図る。	浜松市では、森林、河川等の自然環境を守り育て、森林の有する水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図るため、平成18年4月に「浜松市森林環境基金」を創設した。この基金は、市の積立金や皆様からのご寄附を基に、森林、河川等の自然環境の保全に活用していく。
愛知県	豊田市水道水源保全基金	H6	豊田市基金条例	水道水源保全基金は、水源涵養や水質保全の環境整備などを進める目的の基金であり、水道料金のうち、使用量1トンあたり1円を、平成6年4月から積み立てている。	この基金は、水源かん養事業や水質保全の環境整備を進め、安全でおいしい水道水を供給していくために、全国に先駆けて設けられたものである。平成18年度までは間伐を中心とした水源かん養機能の維持向上に取り組んできたが、平成19年度からは、矢作川上流域の森林を保全し水量確保を目的とする「水源の森事業」と、水源の水質保全を目的とした「水質保全対策事業」に事業転換した。そして平成27年度からは、新たに「水道水源林間伐事業」「水道水源林確保事業」「水道水源林モニタリング事業」の3事業をスタートさせた。全5事業を展開し、水道水源の恒久的な保全に取り組んでいる。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						出典URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出損金	運用収益、利子	その他基金等からの繰入金	その他	
横浜市 道志村	横浜市 水道局	(1) 自然環境保全活動 (2) 生活基盤向上に資する活動事業	信託法に基づく基金				○			http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/torikumi/suigen-hozen/suigen-kikin.html
神奈川県	神奈川県環境農政局緑政部 森林再生課	・ ボランティアによる森林づくり活動の実施や自主的に森林づくり活動を行う団体の育成 ・ 森林インストラクターの育成及び派遣 ・ 森林に関する普及啓発	都道府県条例に基づく基金	○		○	○		○	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/shinrinsaisei/kanagawashinrinkikinn.html
甲府市	甲府市 上下水道局	・ 水源林植樹の集い ・ 水源林観察会 ・ 水源林保護看板の設置 ・ 水源地クリーン作戦 ・ 関係機関等の事業への協力	市町村条例に基づく基金		○		○			https://www.water.kofu.yamanashi.jp/general/suigen/20170224152242.html
長野県 伊那市 駒ヶ根市 箕輪町 南箕輪村 宮田村 木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村	長野県 上伊那広域水道用水企業団	水源の森整備事業及び環境保全計啓発事業を推進するための補助金及び助成金に充てる。	都道府県条例に基づく基金		○		○			http://kamiina-suidou.jp/reiki/7-5.pdf
	木曾広域 連合	水源涵養機能の高度発揮に向けた森林整備の促進を図る必要があると認められる事業	市町村条例に基づく基金	○		○	○			http://www.kisoi.com/data/open/cnt/3/942/1/500shinrin.pdf
静岡市	静岡市 経済局農 林水産部 中山間地 振興課	(1) 森林環境基金自主事業 ・ 間伐、林道整備 ・ 普及啓発活動、森林環境巡査事業、里山緑化推進事業 ・ 地域づくりモデル事業 (2) 森林環境基金補助支援事業 (3) 森林環境基金補助事業	市町村条例に基づく基金			○			○	https://www.city.shizuoka.lg.jp/youkou/yokoudata/00286.pdf
静岡市	静岡市 環境局環 境創造課	「興津川保全市民会議交付金」 ・ 市民の森づくり、環境教育、興津川クリーン作戦、興津川保全基金の募金活動、研修会、講習会の実施 「興津川保全啓発派遣員」 「興津川河川敷清掃委託」 「啓発冊子の作成」	市町村条例に基づく基金			○	○			https://www.chihousai.or.jp/08/r04ir_pdf/49shizuoka2.pdf
浜松市	浜松市 環境部環 境政策課	・ 森林環境教育推進事業 ・ 市有林管理事業 ・ 森林認証推進事業 ・ 生物多様性保全事業 ・ 森林環境教育推進事業 ・ 市有林管理事業 ・ 森林認証推進事業 ・ 生物多様性保全事業	市町村条例に基づく基金			○	○			https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/env/forest/index.html
豊田市	豊田市 上下水道 局総務課	(1) 水源の森事業 (2) 水質保全対策事業 (3) 水道水源林間伐事業 (4) 水道水源林確保事業 (5) 水道水源林モニタリング事業	市町村条例に基づく基金		○ (1円/㎡)					https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/ivogesuidou/1018247/1055209/1003587.html

図表 A. 77 森林の適切な管理等に関する基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
愛知県	蒲郡市水道水源基金	H13	蒲郡市水道水源基金条例	水道用水の全てを豊川用水に依存している状況を鑑み、水源地域の森林の崩壊が水道用水の安定供給に与える影響は市民生活に直結した課題を認識している。このため、水道用水を将来にわたり良質な状態で安定的に確保することと、市民が水の大切さ、水源地に対する認識をさらに深めることを目的とした基金を創設し、水源保全と交流事業の充実を図る。	昭和43年6月の豊川用水事業の全面通水を契機に受水を開始し、昭和46年9月からは愛知県営水道用水供給事業から100%受水となっている。豊川用水受水圏域の住民生活の進展、人口増加や産業経済の発展などを要因として、豊川用水に対する依存度が高まってきた。このため、新たな豊川用水事業として寒狭川頭首工、同導水路、大島ダム並びに各地調節池が計画され、順次整備されてきた。今後、東三河地域全体への安定給水を確保するため、新たな水源の確保が切望されている。一方、水源地域においては、過疎化と高齢化の進行と林業の経済性が保てないことから、森林の崩壊による水源涵養機能の低下が現実の問題となっている。
	水道水源環境保全基金	H13	愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金条例	①水源である長野県である木曾町を始めとする6町村が実施する森林整備事業を支援し、水源林の保全を推進する。 ②水源である豊田市が実施する森林整備事業を支援し、水源林の保全を推進する。	愛知中部水道企業団は平成12年8月、長野県の木曾広域連合と「交流のきずな」の調印を機に上下流の交流事業が始まった。また、平成12年12月に「水道水源環境保全基金」を創設し、平成13年から積み立てを開始した。この基金は、住民の皆さまの水道料金から使用量1m ³ あたり1円を積み立て、水源地域の森林保護・育成など水道水源環境保全事業に充てている。さらに、上流においても、木曾広域連合が森林整備を目的とした木曾森林保全基金を創設し、平成16年3月から積み立て始めている。このような水源地の環境保全を目的とした取り組みは、矢作川水系の水源である豊田市稲武地区との間にも行っている。平成22年4月に締結した矢作川「水源の森」森林整備協定では、豊田市稲武地区の3財産区の森林を対象に、平成34年度までの間に、「水道水源環境保全基金」によって森林整備等費用の助成を行うことを決定した。
和歌山県	水源の森基金	H9	白浜町各種基金条例	水源かん養林の育成等を行うことにより、水源の保全を図る。	—
山口県	水源かん養基金	H10	宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例 宇部市水源かん養事業実施要綱	宇部市の主要な水源である小野湖周辺の水源かん養に要する経費の財源を確保するため。	宇部市は、平成10年9月に小野湖周辺の水源かん養機能の向上を図る目的で、「水源かん養基金」を設置した。また、平成14年4月に水源かん養事業を実施するため、実施要綱を定め、水源かん養事業推進協議会を設置し、この協議会において、毎年度の水源かん養事業を協議し、基金の管理を行っている。この基金の財源は、事業が終了した山陽自動車道関連事業基金と、水道使用量1m ³ につき1円として算出した水道事業会計からの積立金等で構成されている。この基金を財源として、小野湖周辺の整備や水源保全の啓発活動などを実施し、宇部市の水源の恒久的な保全対策に取り組んでいる。
	岩国市水源かん養基金	H11	岩国市水源かん養基金条例	水道水源の保全のため、水源かん養調査、水源かん養林の取得・整備及び水源かん養意識に係る普及啓発活動等を行う。	錦帯橋の下を流れる清らかで豊かな錦川などの水環境を守り、将来の世代に引き継ぎ、森林の水源かん養機能の増進を図ることを目的として、「岩国市水源かん養基金条例」を制定した。この基金は、水源かん養林の調査、水源かん養林の取得・整備、水源かん養意識に係る普及啓発活動などを進めるために活用される。
愛媛県	松山市水源の森基金	H11	松山市水源の森基金条例	水道水を将来にわたり安定的に確保することを目的に、松山市の水道水源の涵養機能を高め、水源地域の活性化に資するため。	—
	愛媛の森林基金	S61	公益財団愛媛の森林基金定款	愛媛県における森林及び緑化に関する普及啓発を行い、並びに森林の造成整備、緑化等を促進することにより、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充並びに緑資源の維持及び造成を図り、もって地域経済の振興及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	公益財団法人愛媛の森林基金は、緑輝く豊かな郷土づくりを目指して、県民の皆様をはじめ、県、市町村、団体、企業等、各界各層の方々から温かいご理解と格別の支援をいただき昭和61年に設立された。これまで、緑化思想の普及啓発、森林の整備、緑化の推進など、森林の公益的機能の拡充強化に資するさまざまな活動に取り組んできたが、今日では、山村地域における過疎化や高齢化の進行、長期にわたる木材価格の低迷などから、森林・林業を取り巻く環境は大きく変化し、森林の荒廃に歯止めがかからない状況になっている。愛媛の森林基金では、県民共有の財産である森林を守り育て、健全な姿で次の世代に引き継ぐことを願っている。
福岡市	福岡市水道水源かん養事業基金	H9	福岡市水道水源かん養事業基金条例	将来にわたり良質な水道水源を安定的に確保するとともに、市民が水の大切さや水源地域への認識さらに深めることを目的に設置し、水源林の整備や水源地域の活性化事業への支援を水源地域と協力して実施する。	筑後川上流域では、過疎化や林業従事者の高齢化、木材価格の低迷などが要因で森林の手入れを行う担い手が不足しているため、森林の荒廃が進んでおり、森林の持つ水源かん養機能が低下し、将来における安定的な水源の確保が難しくなっている。このため、基金を設置し、水源林の整備や水源地域との交流事業などを行うことにより、水道水源のかん養機能の向上や水源地域の活性化を図っている。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出損金	運用収益、利子	その他基金等からの繰入金	その他	
蒲郡市	蒲郡市	宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例、宇部市水源かん養事業実施要綱	市町村条例に基づく基金		○ (1円/m ³)					http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kikaku/suigenkikin.html
愛知中部水道企業団	愛知中部水道企業団	「水源の森」森林整備協定造林事業	市町村条例に基づく基金		○ (1円/m ³)					https://www.suidou-aichichubu.or.jp/suidou/koho/suigen/suigen3
白浜町	白浜町生活環境課	-	市町村条例に基づく基金			○				http://www.town.shirahama.wakayama.jp/ku-rashi/gomishinvo/shizen/1452760030031.html
宇部市	宇部市総務企画課	・水源地における緑地の保全及び整備事業 ・水源地における緑地の用地取得事業 ・民有林の維持・管理への補助 ・市有林の維持・管理 ・森と川と海に関する啓発活動 ・その他水源かん養のために必要な事業	市町村条例に基づく基金		○ (1円/m ³)				○	https://ubesuido.jp/pages/161/
岩国市	岩国市環境保全課	・水源かん養林についての調査 ・水源かん養林の取得 ・水源かん養林の整備 ・水源かん養意識に係る普及啓発活動等	市町村条例に基づく基金	○		○ (水道局より有収水量1m ³ につき10銭寄付)				https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/water/17408.html
松山市	松山市水資源対策課	・植樹イベント関係	市町村条例に基づく基金	○					○ (企業会計)	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/kihu-boranthia/kihu/suigennomorikinn.html
県、市町、企業・団体、県民	公益財団法人愛媛の森林基金	(1) 森林基金事業 えひめ山の日の集い、木材の利活用の促進、木工作品製作キット配布事業、愛媛の森林基金助成事業、森林・山村の多面的機能発揮対策事業 (2) 緑の募金事業 募金活動の推進、森林整備等事業、森林整備等を行う者に対する助成金の交付 (3) 森林適正管理事業 森林受託管理事業、林地流動化事業、広葉樹林化モデル事業	行政・企業・団体・県民の基金			○				http://www.emk.jp/index2.html
福岡市	福岡市水道局	1水源かん養林の整備 2水源地域交流事業 3水源林ボランティアとの共働事業 4福岡都市圏流域連携基金事業への参画 5他の基金への参画((公財)福岡県水源の森基金、(公財)筑後川水源地域対策基金)	市町村条例に基づく基金	○ (0.5円/m ³)	○ (0.5円/m ³)					http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/ryuiki/0037.html

図表 A. 78 地下水保全に関する基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
神奈川県	秦野市地下水汚染対策基金	H12	秦野市地下水保全条例	化学物質による地下水汚染に防止等により地下水の水質を保全する。	地下水の水質を保全する事業その他必要な事業を行うため、秦野市地下水汚染対策基金を設置する。
	(秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱)	S50	秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱	この要綱は、本市内に貯蔵する地下水(湧水を含む。)は、市民共有にして有限な資源であるとの考えに立脚し、地下水利用者に一定の義務の履行を求め、もって地下水資源の保全と秩序ある利用を図ることを目的とする。	—
	地下水保全対策基金	H10(条例)	座間市の地下水を保全する条例	市民共有の貴重な資源である地下水の保全を図り、市民生活に必要な水を確保し、健康で文化的な生活に寄与する。	市長は、市民の浄財を受けて、地下水を保全する事業その他必要な事業を行うために地下水保全対策基金を設置する。
千葉県	千葉市地下水浄化事業推進基金	H11(条例)	千葉市地下水浄化事業推進基金条例	本市の地下水の水質浄化事業を推進するため。	本市の地下水の水質浄化事業を推進するため、千葉市地下水浄化事業推進基金を設置する。
福井県	大野市地下水保全基金	H12	大野市地下水保全基金設置条例	地下水の保全により地下水位の低下を防止し、市民の生活用水の確保を目的とする。	市民の共有財産ともいえる地下水の保全に向け、平成12年12月から、「大野市地下水保全基金」を設置している。地下水を守り、水と緑に恵まれたふるさとを将来の世代に引き継ぐための協力をお願いしている。
京都府	大山崎町水資源保全基金	H24(条例)	大山崎町水資源保全基金条例	本町域における地下水等の水資源を保全するために行う地下水の涵養に関する事業及び地下水の合理的な利用に関する事業に要する資金を積み立てる。	本町域における地下水等の水資源を保全するために行う地下水の涵養に関する事業及び地下水の合理的な利用に関する事業に要する資金を積み立てるため、大山崎町水資源基金を設置する。
	長岡京水資源対策基金	S57	公益財団法人長岡京水資源対策基金定款	地下水は地域共有の「公水」であるとの認識に立ち、地下水利用者から取水量に応じて一定の負担金を求める。	地下水の利用が増すにつれて、水位低下を生じ、将来枯渇するのではないかと危惧されていた。昭和57年10月に財団法人長岡京水資源対策基金を設立し、有限の資源である地下水を将来にわたり長く利用していくため、その保全と適正な活用について、広く市民や企業の関心を深め、地下水を公水と認識する環境づくりに努めてきた。平成12年秋には、長岡京市において水資源の安定を目指して取り組まれてきた表流水導入事業が完成した。
熊本県	公益財団法人くまもと地下水財団	H24	熊本地域地下水総合安全管理計画	熊本地域での地下水保全について、広域のかつ長期的な対策に取り組むため。	熊本地域11市町村は、地域全体で一つの地下水盆を共有しており、そこから得られる地下水は、約100万人の住民の生活水を始め、農業や工業用水等として利用されている。しかしながら、近年、硝酸性窒素濃度の上昇といった水質悪化、水田などかん養域の減少に伴う地下水量の減少など、地下水を取り巻く環境は厳しさを増していることから、調査研究等の成果を踏まえた、効率・効果的な地下水保全対策の実施に取り組み、地下水環境の改善を図る観点から、既存の地下水保全組織を統合した新たな地下水保全組織を設立することになった。
	公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金	H4	—	くまもとの水とみどりの保全の啓発・助成活動を行い、県民の水保全についての関心と実践行動を呼び起こすことを目的とする。	昭和62年に肥後銀行は「ふるさとの貴重な財産ともいべき地下水を枯渇と汚染から守ろう」と提唱し、熊本県、熊本日日新聞社との共催で「肥後の水資源愛護賞(現：肥後の水とみどりの愛護賞)」を創設した。この活動は、平成4年設立の財団法人肥後の水資源愛護基金に引き継がれ、基金では、シンポジウムの開催、節水器具展、水源涵養林への植樹等々、幅広活動を行っている。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						出典URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出 捐金	運用収 益、利子	その他 基金等 からの 繰入金	その他	
秦野市	秦野市環境保全課	地下水汚染の防止と浄化及び地下水のかん養と水量の保全等	市町村条例に基づく基金			○	○			http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/act/frame/frame110000380.htm
秦野市	秦野市環境保全課	地下水資源の保全と秩序ある利用	市町村の要綱に基づくもの						○ (協力金)	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/act/frame/frame110000964.htm https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000639/simple/2705shiryo7.pdf
座間市	座間市環境政策課環境係	・地下水を保全する事業 ・その他必要な事業	市町村条例に基づく基金			○			○ (協力金)	https://en3-jg.d1-law.com/zama/dlw_reiki/h410901010019/h410901010019.html
千葉市	千葉市	・地下水の水質浄化施設の建設及び維持管理に関する事業 ・その他地下水の水質浄化に関する事業	市町村条例に基づく基金	○		○	○			http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000757.html
大野市	大野市湧水再生対策室	・市民や市内の団体が行う地下水の保全に関する啓発活動、調査研究事業、合理的利用のための施設整備などへの補助 ・上流地域での地下水かん養事業	市町村条例に基づく基金			○			○ (水の販売)	https://www.city.onofukui.jp/kurashi/kanryo-sumai/mizujunkan/chikasui/groundwater_protect.html
大山崎町	大山崎町	・地下水の涵養に関する事業 ・地下水の合理的な利用に関する事業	市町村条例に基づく基金	○			○			http://www.town.ovamazaki.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/k114RG00000609.html
市、市民団体、事業所等	公益財団法人長岡京水資源対策基金	(1) 地下水採取の適正化 ・地下水の実態及び有効利用等の調査 (2) 地下水の合理的な利用 ・水の使用合理化促進のための啓発及び指導 ・使用水の再生利用促進等の調査 (3) 地下水の涵養 ・緑化植栽事業の実施 ・地下水保全及び涵養事業への支援	公益財団法人の要綱に基づくもの						○ (負担金)	http://nagaokakyo-mizushigen.com/
熊本地域11市町村	公益財団法人くまもと地下水財団	(1) 地下水環境調査研究事業 (2) 地下水水質保全対策事業 (3) 地下水涵養水質事業 (4) 地下水採取・使用適正化推進事業	—			○			○ (ウォーターオフセット等)	http://kumamotogwf.or.jp/about.html
団体・個人等	公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金	(1) 助成金事業 ・肥後の水とみどりの愛護賞 (2) 啓発事業 ・水資源愛護をテーマとしたシンポジウム・セミナー等の開催・後援 ・水資源愛護の広報普及活動 ・DVD「水はみんなの命」を製作 (3) 阿蘇事業 ・植樹・下草刈り等の実践活動 ・水田湛水事業 ・草原ボランティア活動支援	—			○				http://www.mizutomidori.jp/info.html

図表 A. 79 水質改善に関する基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
福島県	「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金 (湖美来クラブ)	H14 (会則)	湖美来クラブ 会則	湖美来クラブは、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境保全に関する活動を情報発信し、広く理解と支援の輪を広げることにより、流域における水環境保全活動の推進を図り、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として設置した「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金の運営に寄与することを目的とする。	—
千葉県	印旛沼環境基金	S59	公益財団法人 印旛沼環境基金 定款	当基金は、印旛沼と周辺地域の水質・環境の保全に役立てようと、千葉県と印旛沼流域13市町をはじめ、関係団体が一体となって設立した公益法人である。	印旛沼は周辺の都市化に伴う人口の増加などによって、水質汚濁の進んだ沼になってしまった。今こそ、みんなで力を合わせて水と自然環境を保全し、沼の再生に努めなければならない。そして、きれいな印旛沼を次代に引き継ぐことは私たちの願いである。そのようは背景から当基金は設立された。
滋賀県	びわ湖の日基金	H23	公益財団法人 淡海文化振興 財団定款	広く市民の誰もがびわ湖の日に、市民によるびわ湖の環境保全活動を応援し、参加できる仕組み。	「びわ湖の日基金」は、2011年7月1日にびわ湖の日制定30周年を記念して開設した。
岡山県	児島湖流域水質保全基金	H1	公益財団法人 児島湖流域水 質保全基金定 款	児島湖及びその流域河川の水質浄化に関する事業を行い、児島湖及びその流域の良好な環境の保全に寄与することを目的とする。	児島湖及びその流域河川の水質浄化のため、県、流域市町及び流域住民が一体となって水質浄化意識の高揚を図り、児島湖及びその流域河川の良好な環境保全に資することを目的として、平成元年6月に財団法人として設立され、その後平成25年に公益財団法人に移行した。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						出典URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出損金等	運用収益、利子	その他基金等からの繰入金	その他	
猪苗代湖 裏磐梯湖 沼水環境 保全対策 推進協議 会	福島県水 大気・環 境課	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境保全に関する実践活動 ・水環境保全に関する調査研究活動 ・水環境保全に関する普及啓発活動 ・人と水の関わり、文化・歴史等に関する調査研究活動 ・その他協議会が認める事業 	—			○			○ (会費等)	https://mizu-mirai.jp/shien-jigyo2/
千葉県、 印旛沼流 域13市 町、関係 団体	公益財団 法人印旛 沼環境基 金	助成対象活動 1. 自然環境調査 2. 印旛沼、水に関係した歴史、民俗調査 3. 自然環境の保全、復元に関する活動 4. 水質汚濁対策に関する活動 5. 環境美化に関する活動	—			○	○			http://www.i-kouiki.jp/imbanuma/outline.html
事業者、 市民等	公益財団 法人淡水 ネット ワーク	市民による琵琶湖と琵琶湖につながる河川、森林、生活にかかわる環境保全活動と調査活動、びわ湖の日に関連した環境保全活動と啓発活動に助成を行う。	—			○				https://ohmi-net.com/jyosei/kikin_syokai/jyosei3/
岡山県、 流域市 町、各種 団体	公益財団 法人児島 湖流域水 質保全基 金	環境保全推進のための啓発活動や、地域において展開されるさまざまな水質浄化実践活動への支援	—			○	○			http://koiimako.jp/index.html

図表 A. 80 生態系、水辺空間、水文化基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
茨城県	アサザ基金	H11	—	学校、漁協、森林組合、生協、農業団体、自然保護団体、企業など様々な分野の組織が参加し、ローカルアジェンダ、各種条例案、政策提言などを行うと同時に、霞ヶ浦とその流域の環境調査を実施する。	特定非営利活動法人アサザ基金は、霞ヶ浦北浦流域のネットワーク組織である「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」の一事業部門として、1999年に設立された。「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」は1981年に設立され、現在14の団体と50名の個人会員によって運営されている。
栃木県	わたらせ未来基金	—	「わたらせ未来基金」会則	渡良瀬湿地帯に氾濫原の生態系を再生させ、40年後にコウノトリを生息させることを目標として、渡良瀬エコミュージアム・プランの実現を図り、自然と調和した流域社会システムの構築を行う。	渡良瀬川上流の足尾は、約100年前の鉱毒事件による煙害などで、大規模に森林がなくなってしまった。その時、土砂も流された。一方、下流の渡良瀬湿地帯(遊水池)は今、日本で本州以南最大のヨシ原を有する低層湿原となり、そこに依存する絶滅危惧種が多く、ヨシの保全・湿地再生が課題である。わたらせ未来プロジェクトは上流・下流の連携を進め、渡良瀬川流域の自然環境の保全・再生と環境保全型社会の構築をめざす。
神奈川県	横浜市環境保全基金(ふるさと納税制度)	H1	横浜市環境保全条例	本基金は、良好な環境の保全・創造を図るために、環境保全に関する知識の普及や実践活動を支援し、地域に根ざした環境保全活動を展開する。	—
長野県 愛知県 岐阜県	水源の里基金	H20	—	木曾川上流域のミネラルウォーター、伝統的な手づくり味噌、地酒、木工製品などの商品を下流の人々が購入して、上流への感謝や上流へのまごなしをはぐむ取り組みを目的とする。	「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」を合言葉に、木曾川流域(木曾川、飛騨川、愛知用水)の上下流交流・連携を目的に2008年9月から活動を始めた。
京都府	母なる川・保津川基金	H22	—	四季折々の美しい表情を見せる保津川とその流域は、多くの人々に親しまれているが、環境の悪化など多くの課題を抱えている。これらの課題解決に向けて様々な活動を行う市民団体とその活動を支援する市民の双方の思いをつなぎ、保津川流域がより多くの人々に親しまれ、暮らしと共にある水辺となることをめざす。	母なる川・保津川基金は、特定非営利活動法人プロジェクト保津川とカップ研究会からの申請により、17団体の協力のもと2010年4月28日に設置された。
高知県	四万十川基金	H6	—	全国の企業や個人の皆様から寄せられた多くの寄付金を基に1994年に設立された。この基金は財団が管理運営し、環境学習や水難事故防止活動、森林保全事業、環境保全型地域づくり、地域振興のバックアップなど、四万十川を守り育てるための取り組みに活用する。	四万十川財団は、高知県と四万十川流域5市町が共同で基本財産を出資して2000年2月に設立された。行政や民間団体と連携・協働し、四万十川の保全と地域の振興を目的とした活動をする民間組織である。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出 損金	運用収 益、利子	その他 基金等 からの 繰入金	その他	
団体、個人会員等	NPO法人 アサザ基金	<ul style="list-style-type: none"> 湖の自然再生 水源地の自然再生 流域での展開 SAVE! 霞ヶ浦 その他の地域での展開 	—			○			○ (販売収 益、会費 等)	http://www.asaza.jp/
団体、個人会員等	わたらせ 未来基金	<ul style="list-style-type: none"> ・チョウヒ等の繁殖が可能となるように湿地帯においてヨシの計画的管理を進める事業 ・伐採したヨシを足尾の緑化事業に活用し、上下流の交流および地場産業の活性化を進める事業 ・渡良瀬川流域全体を視野に入れた活動を通して流域管理の実現をめざす等 	—						○ (会費等)	https://watarase-mirai.jimdo.com/
企業、団体等	横浜市環境創造局 政策課環境保全基金担当	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する出前講座の実施 ・小学生に対する環境行動促進 ・公園愛護会の活動支援 など 	市区町村条例に基づく基金			○ (ふるさと納税等)				https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/jyoho/kikin/kankyohozenkikin.html
団体、個人会員等	水源の里 を守ろう 木曾川流域 みんなの会	モノづくり・商品を通して「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」上下流の”温かい関係”づくりを進める。	—						○ (販売収 益、会費 等)	http://www.kisogawaminmin1.net/category/kikin/index.html
企業、団体等	公益財団法人京都地域創造基金	保津川及びその流域において行う水辺を活用した活動、水をテーマとした講演会や調査研究に関わる活動の支援。	—			○				https://www.plus-social.jp/project.cgi?piid=14
高知県、流域市町、団体、個人会員等	公益財団法人四万十川財団	<ul style="list-style-type: none"> ・四万十川流域一斉清掃 ・四万十パーマイスター制度 ・四万十川すみずみツーリズム連絡会 ・四万十稚養成塾 ・四万十川環境学習支援事業 ・文化的景観推進事業 など 	—			○			○ (会費等)	http://www.shimanto.or.jp/kihu/kikin.html

図表 A. 81 環境全般の基金事例

都道府県	基金名	設立年度	根拠条例等	目的	基金創設の背景、経緯等
神奈川県	神奈川県水源環境保全・再生基金	H19 (税導入)	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	施策大綱の取組を進めるために必要となる財源として、個人県民税の超過課税を県民の皆様にお願いするとともに、この取り組みの趣旨に賛同いただける法人・団体・個人からの寄付を募る。	県民の生活を支える水資源は、これまでの水源開発により概ね確保されたが、水源環境に目を向けると森林の荒廃が進み、生活排水等による水質汚濁などが問題となっている。先人が築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民が利用できるようにするため、県では、水源環境保全・再生に向けた様々な取り組みを行っている。
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境基金	H23 (条例)	清流の国ぎふ森林・環境基金条例	税の使いみちを明確にするため、税収相当額を「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、目的とする施策のための財源とする。	豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、新たに行う森林・環境施策の財源として、平成24年4月1日から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入した。この税の使いみちを明確にするため、基金を創設した。
福岡県	流域連携基金	H17 (条例)	福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例	福岡都市圏は、地理的に水資源に恵まれていないため、水道水の約3分の1を筑後川に頼っており、水源地域・流域の理解と協力は、水道水を安定的に供給するための根幹となるものである。こうした福岡都市圏の水事情を踏まえて、福岡都市圏と水源地域・流域の相互理解を深めるため、交流推進事業などを行って連携を図る事業である。	福岡都市圏共通の水源地域及び流域に対して、交流推進事業や森林保全、環境対策、地域振興等の支援事業を行って連携を図るとともに、もって相互理解を深めるため、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金を設置する。

構成員	事務局	主な事業、または活動	備考	基金の財源						URL
				一般会計	水道事業会計 (水道料金に上乗せも含む)	寄付、出損金	運用収益、利子	その他基金等からの繰入金	その他	
神奈川県	神奈川県水・緑部水源環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全・再生 ・河川の保全・再生 ・地下水の保全・再生 ・水源環境への負荷軽減 	—	○ (水源環境保全税)		○				http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23531.html
岐阜県	岐阜県林政部恵みの森づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全を目的とした水源林等の整備 ・里山林の整備・利用の促進 ・生物多様性・水環境の保全 ・公共施設等における県産材の利用促進 ・地域が主体となった環境保全活動の促進 	都道府県条例に基づく基金	○ (森林・環境税)		○	○			http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/kankyouzei.html
福岡都市圏(17市町)	福岡都市圏広域行政事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・交流推進事業 ・地域振興支援事業 ・森林保全支援事業 ・環境対策支援事業 ・広報・啓発事業 ・その他支援が適当と認められる事業 	市町村条例に基づく基金		○ (特別会計)					https://fukuoka-tosiken.jp/fundbusiness/

(流域マネジメントに関する寄付事例)

図表 A. 82 森林の適切な管理等に関する寄付事例

区分	名称等	事務局	開始年	活動内容
自治体	水のふるさと道志の森基金	横浜市水道局	H18年度	①道志の森サポーターにご登録された企業及び団体からの寄付 ②水道用地に自動販売機を設置した企業からの寄付 ③一般の個人、法人、団体からのご寄付 などを基金に積み立て、水道局と市民ボランティアが協働で実施する道志水源林ボランティア事業の活動資金として活用
	水と緑のふるさと基金	王滝村役場 水と緑のふるさと寄付金担当	H18.9	平成18年9月に村内外からの寄付を通じた参加型の地方自治を実現し、王滝村の地域にあった活力あるむらづくりに資することを目的とした「水と緑のふるさと基金」を創設し寄付をつのっている。使い道は、次の5つのメニューがある。木曾御嶽山の環境整備に関する事業、森林整備及び水源涵養に関する事業、自然エネルギーの利用促進に関する事業、教育の推進並びに文化保全及び育成に関する事業、交流人口の増加に関する事業。
	あいち森と緑づくり基金	愛知県農林水産部 農林基盤局森林保全課	H21.4	愛知県では、森と緑が有する様々な公益的機能の発揮を目的に、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、県内の森林や里山林、都市の緑を整備・保全するあいち森と緑づくり事業を実施している。事業に必要な財源を確保するための基金として「あいち森と緑づくり基金」を設置し、森と緑づくりの施策に活用。あいち森と緑づくり基金には、税収のほかに、個人や企業からの寄附金を随時受け付けている。
	高知県森林環境保全基金	高知県林業振興・環境部林業環境政策課	H19.12	高知県は、県土の84%を森林が占める日本一の森林県ですが、過疎化や高齢化による担い手不足などにより、森林の手入れが行き届かず、森林の荒廃につながる懸念されている。こうした森林を守るため、高知県では平成19年12月から、森林環境保全に取り組むための寄附金の受付を行っており、寄附金は高知県森林環境保全基金に積み立て、森林環境税を活用した事業の実施に活用。
公益法人等	緑の募金	公益社団法人国土緑化推進機構・各都道府県緑化推進委員会	1950年	きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、森林はわたしたちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれている。しかし、いま国内では手入れ不足等によって森林が本来のはたらきを発揮できていない。「緑の募金」を通して、身近な地域や国内外の森づくりにつながり、さまざまな「森づくり・人づくり」活動の活性化に活かす。
	地球環境基金	独立行政法人環境再生保全機構	1993年	民間団体(NGO・NPO)による環境保全活動への支援を行い環境保全に向けた国民的運動の展開を図ることを目的として、1993年5月に「地球環境基金」が創設された。地球環境問題に対処していくためには、国や自治体、企業だけでなく、民間団体の自主的な取組が必要不可欠であり、民間団体(NGO・NPO)の活動は、問題が生じればすぐ行動する機敏性、地元のニーズに基づく地域密着性や国境を越えて活動する柔軟性をもち、その活動に大きな期待が注がれている。地球環境基金は、このような背景を踏まえ、環境NGO・NPOに更なる支援の充実を図るとともに、環境保全活動を行う次世代の人材育成に力を入れて持続可能な社会の実現に貢献する。
	公益財団法人Save Earth Foundation	公益財団法人Save Earth Foundation	H26.10	美しい地球を子どもたちに残すため、限りある自然資源を有効利用し、持続可能な循環型社会づくりに貢献するため、自然資源の地域循環と再生利用システムの構築・普及・森林並びに森林を中心とした里地里山の再生・保全活動と活動主体形成の支援、環境意識向上のための、よりよいきっかけの提供を行う。
NPO法人	樹木・環境ネットワーク協会	NPO法人樹木・環境ネットワーク協会	1995年	森づくりや里山再生、人材育成、普及啓発活動などを実践しながら、「人と自然が調和する持続可能な社会」を目指すために、フィールド活動(全国の森や里山、緑地の整備、保全とフィールドを活用した普及啓発活動。)、グリーンセイバー資格検定(植物や生態系の知識を持つ人材の育成を目的とした検定制度を運営。)、環境コミュニケーション事業(さまざまな主体と協働で、CSR、環境活動、普及啓発活動などを実施。)を行う。
	時ノ寿の森クラブ	NPO法人時ノ寿の森クラブ	2006年	時ノ寿の森の持つ豊かな多様性と多面的な機能をプラットフォームとして、広く社会の人々に対し、森林をはじめとする自然環境の大切さを訴求し、その保全に必要な活動を行い、未来の子どもたちへ豊かな森を引き継ぐとともに「森と共生する循環型社会」の実現を目指す。
	どんぐり1000年の森をつくる会	NPO法人どんぐり1000年の森をつくる会	1996年	大淀川上流域の代表的な樹木である「どんぐり」を山に植え、森(どんぐりの森)を再生し、生活を育む自然風土を後世に引き継ぐことを目標とし、主な活動として、大淀川流域の伐採された後の山林に「どんぐりの木」の植樹、その苗木の育成、植樹する山林の整地などを行う。
	秩父百年の森	NPO法人秩父百年の森	H22.8	秩父地域の森林と林業の維持・発展を目指し、森林に関わる調査・研究及び森林の保全・育成活動を行うとともに、優れた森林を次世代に引き継ぐための環境教育活動を推進することを目的とし、山村と都市との交流促進、持続可能な森林林業モデルの形成、環境教育支援、地域活性化ビジネスモデルの形成を行う。
	森林の風	認定NPO法人森林の風	2010年	県民及び国民に対して、豊かな森を育て未来に継承するための森林づくり及び多くの人が森に関わり、緑の大切さを伝えることに関する事業を行い、もって自然環境の保護に寄与することを目的とし、人工林総合施策(植樹・草刈・枝打ち・間伐など)、里山の再生、竹林の整備、森林施策基礎研修会、森林活動体験研修会、間伐材の有効活用を行う。
	共存の森ネットワーク	NPO法人共存の森ネットワーク	2003年10月	森と共に生きてきた生活者の伝統的な知恵や技の集積の中に持続可能な社会の基本があることを見据え、広く一般市民及び青少年に対して、人の暮らしと自然をテーマとした学習・教育・調査研究に関する事業、森づくり、地域づくりに関する事業、本法人の目的に賛同するあらゆる個人、団体、行政とのネットワークを構築する事業等を行うことにより、人と自然・人と人との「共存」を基本とした社会づくり及び新たな価値観の創造に寄与することを目的とし、先人の知恵を未来に継承「聞き書き甲子園」、若者がつなぐ地域の未来「共存の森づくり」等、目的を共有し、多様な主体と連携する「企業・団体・行政との協働」を行う。
	ひらた里山の会	NPO法人ひらた里山の会	平成21年9月8日	中山間地の創造的再生に向けて、地域住民、行政、企業、地縁組織、法人などと協力し、住民の多様な提案を実現していくもので、中山間地の特性を活かした地域づくりを行い、住民の生活向上に貢献していくことを目的とし、地域住民、行政、他団体などと連携し、中山間地域資源の調査と利活用、美しい里山を未来につなぐ整備作業、イベントを通して交流人口の増加などを行う。

寄付の内容、または方法	特典	主な寄付者	URL
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業・団体からの寄附 ・寄附方法は、「金融機関での振り込み」と「クレジットカード利用」の2種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市外に住所を有する個人の方に限り、「横浜市水のふるさと道志の森基金」に寄附された場合は、希望者に以下のどちらかの寄附金額に応じた一品目を贈呈 ・専用返礼品（オリジナルバッジ、木製ネームプレート、木製感謝状）を贈呈。 ・「横浜らしい」、「横浜ならではの」横浜の魅力を体感いただける「全寄附メニューの共通返礼品」 ・寄附の税控除あり ・2年以上継続して毎年10万円以上寄附をいただける市民や企業を「道志の森サポーター」として登録して、広報紙やHP上で公表 	個人、団体、企業等	http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/torikumi/suigen-hozen/doshi-kikin.html
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局で払い込み ・クレジットカードでの支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと納税制度」による優遇税制適用 	個人、団体、企業等	http://www.vill.otaki.nagano.jp/kikin/kikintop31.html
<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での振り込み ・現金の持ち込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置の適用 	個人、団体、企業等	https://www.pref.aichi.jp/sos/hiki/shinrin/morimido-kikin-reiwa.html
<ul style="list-style-type: none"> ・個人・団体からの寄附 ・寄附方法は、「金融機関での振り込み」 	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状贈呈 	個人、団体、企業等	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kikin-kifu.html
<ul style="list-style-type: none"> ・振込用紙等で直接、インターネット ・街頭や店頭の募金箱 ・自治会・学校・職場で共同で募金 ・緑の募金協賛商品の購入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇・顕彰制度あり ・緑の募金顕彰制度（一定額以上の寄付） 	個人、団体、企業等	http://www.green.or.jp/bokin/
<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 ・金融機関からの振込 ・ファミリーマートのマルチコピー機募金受付サービス ・物品等の販売収益からの寄付 ・商店、地方公共団体などさまざまな場所に設置している募金箱からの寄付 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌（年2回発行） ・ホームページ、ニュースレター、パンフレットに名前や寄付事例の紹介 ・感謝状の贈呈 ・税制上の優遇措置（所得控除・損金算入）あり 	個人、団体、企業等	https://www.erca.go.jp/ifge/donation/index.html
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込、郵便振替等による寄附 ・クレジットカード、AmazonPayによる寄附 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置の適用 	個人、団体、企業等	http://save-earth.or.jp/member/donation
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込 ・ハチドリ電力で支援 ・KDDI「キボウのカケハシ」から寄付 ・ソフトバンク「つながる募金」から寄付 ・物品による寄付 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材で作ったバッジ「間伐ッジ」（一定額以上の寄付） ・ホームページに名前や寄付事例の紹介 	個人、団体、企業等	http://www.shu.or.jp/profile/index.html
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便振替 ・銀行振込 	<ul style="list-style-type: none"> 年に4回、時ノ寿通信（活動やイベントの情報、活動報告） 	個人、団体、企業等	http://tokinosunomori.com/#
<ul style="list-style-type: none"> ・年会費1,000円/1人・家族会員は無料 ・どんぐり株主制度（1株500円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員には名刺大のすてきな会員証を発行 ・株主になると、株主名簿に登録 	—	https://www.donguri1000nen.jp/
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便振替 ・正会員 年会費2,000円、賛助会員 年会費 1口2,000円、サポート会員 	—	個人、団体、企業等	http://www.faguscrenata.com/
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便振込 ・寄付/賛助会員会費 個人1口3,000円(年間)/法人1口10,000円(年間) ・「東海ろうきん」のNPO寄付システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の優遇措置 ・年3回発行の機関紙「もりのかぜ だ・よ・り」 ・各種案内の送付 	個人、団体、企業等	https://www.morinokaze.info/support/
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込 ・会費 【正会員】一般会員：5,000円、ユース会員：3,000円、 【賛助会員】一般会員：（一口）3,000円、企業・団体会員：（一口）20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員になると①年に2回、会報誌がお手元に届きます、②共存の森ネットワークが主催する活動やセミナーの情報をお送りします、③「聞き書き甲子園 聞き書き図書館」の閲覧が可能です（「正会員」の方のみ） 	個人、団体、企業等	http://www.kyouzon.org/
<ul style="list-style-type: none"> ・正会員：年会費2,000円、賛助会員：年会費1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員は議決権あり 	個人、団体等	http://www.nposatoyama2009.org/

図表 A. 83 地下水保全に関する寄付事例

区分	名称等	事務局	開始年	活動内容
自治体	大野市地下水保全基金	大野市湧水再生対策室	H12	平成12年に企業の寄付金を基に創設した基金。地下水保全の取組みを推進するため、寄付を集める仕組みとして設置。 (1)地下水保全に関し必要な啓発活動及び調査研究事業 (2)地下水のかん養対策事業 (3)地下水の合理的な利用のための施設整備に対する支援事業 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
公益法人等	公益財団法人くまもと地下水財団	公益財団法人くまもと地下水財団	H24	(1)地下水環境調査研究事業 (2)地下水水質保全対策事業 (3)地下水涵養水質事業 (4)地下水採取・使用適正化推進事業
	肥後の水とみどりの愛護基金	公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金	H4	くまもとの水とみどりの保全の啓発・助成活動を行い、県民の水保全についての関心と実践行動を呼び起こすことを目的とし、『肥後の水とみどりの愛護賞』助成金事業、啓発事業、森林の保全・育成事業、水田湛水事業、文化事業を行う。
NPO法人	地盤・地下水環境NET	NPO法人地盤・地下水環境 NET	2004年10月13日	・環境の保全を図る活動 ・科学技術の振興を図る活動 ・上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言または援助の活動
	水のフォーラム	NPO法人水のフォーラム	H13	・流域の水総合理解に向けて情報発信 ・流域の健やかな水循環保全のための実践活動

寄付の内容、または方法	特典	主な寄付者	URL
—	—	個人、法人等	https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizu_junkan/chikasui/gro_undwater_protect.html#cms7DB59
<ul style="list-style-type: none"> ・寄付の種類を選択して、申し込み。支払いは、現金納付、口座振込、現金書留。 ・募金箱の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金控除 ・かん養量証明書の発行 	—	https://kumamotogwf.or.jp/participation/donation.html
<ul style="list-style-type: none"> ・肥後銀行に振込み ・「肥後の水とくまモン」クオカードの購入により、1枚530円で500円利用でき、1枚あたり2円が財団に寄付される。 	寄付金控除あり	個人、法人等	https://mizutomidori.jp/contact.html
正会員（個人会員）入会金5,000円、年会費10,000円 賛助会員（法人会員）入会金 5,000円、年会費20,000円	—	個人、法人等	http://www.ick-net.org/
正会員（基幹会員）：年会費は5,000円 賛助会員：入会金／3,000円、個人会費／年3,000円、法人会費／年30,000円	賛助会員は機関誌他を送付	個人、法人等	http://www.w-forum.jp/

図表 A. 84 水質改善に関する寄付事例

区分	名称等	事務局	開始年	活動内容
自治体	「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金	福島県水大気・環境課	H14 (会則)	「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境の保全に関する活動を情報発信し、広く理解と支援の輪を広げることににより流域における水環境保全活動の推進を図り、また、県民ボランティア等が一体となって行う実践活動を支援するなど猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として設置する。
	「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来クラブ	福島県水大気・環境課	H14 (会則)	湖美来クラブは、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域における水環境保全に関する活動を情報発信し、広く理解と支援の輪を広げることににより、流域における水環境保全活動の推進を図り、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことに寄与することを目的として設置した「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金の運営に寄与することを目的とする。
公益法人等	びわ湖の日基金	淡海ネットワークセンター（公益財団法人淡海文化振興財団）	H23	琵琶湖があり、山があつて、緑にあふれ、長い歴史と文化を育む滋賀で、「淡海ネットワークセンター」は、地域の個性や魅力を高めたり、暮らしをよりよくするための活動、地域社会の課題解決に取り組むNPO・市民活動を支援。また『ひろがる、つながる、ながれをつくる』を合言葉に、NPO、自治体、企業、教育機関などさまざまな組織や団体とのネットワークによる地域づくりをめざし、広めていく活動をおこなっている。
NPO法人	印旛沼広域環境研究会	NPO法人印旛沼広域環境研究会	平成12年 4月	地域の住民、行政、地域企業、団体、機関、学校等に対し、印旛沼の環境改善と同地域のまちづくりに関する事業を行い、地域住民の暮らしやすい生活に寄与することを目的とし、①印旛沼水質浄化研究会の開催と同研究活動及び講演会、懇談会等の開催、②印旛沼水質浄化の必要性の広報活動、又は地域住民及び行政との意見交換、③印旛沼水質浄化の意義と改善のための方法を考えるフォーラムの開催、④印旛沼、周辺地域及びその周辺の人と自然との調和を取り入れた水環境と、周辺地域の総合的な環境並びに地域整備事業の提言と支援活動を行う。
	輝く猪苗代湖をつくる県民会議	NPO法人輝く猪苗代湖をつくる県民会議	平成27年 3月	「猪苗代湖の水質日本一を目指す」、「様々な団体や個人、民間企業、大学、行政等が連携して水質改善の実践活動や研究に取り組む」、「猪苗代湖の成り立ち、文化、多様な生態系等の把握・理解を進め、『猪苗代湖学』として学術、文化等の振興を図るとともに広く発信する」、「次世代を担う青少年の環境保全意識を高めながら健全育成を図る」ため、猪苗代湖に関連する環境保全活動を行う中核的組織として活動を進め、地域づくりと社会に貢献することを目的とする。
	エコロジー夢企画	NPO法人エコロジー夢企画	2004年2月	一般市民に対して、環境に関する事業を行い、地球環境の向上に寄与することを目的とし、地域住民への環境問題に関するイベント・セミナー等による普及・啓発事業、環境およびまちづくりに関する行政・企業等への企画・提案事業、河川・池・用水路等の浄化事業、公園・緑地等の整備・管理・運営、雨水・自然エネルギー等の活用に関する普及啓発事業、循環型社会のために生ゴミ等をリサイクルし堆肥化する等の事業、環境およびまちづくりに関するコンサルタント事業、環境およびまちづくりに関するホームページ・会報による情報提供事業、環境およびまちづくりに関する調査研究事業などを行う。
	びわ湖トラスト	NPO法人びわ湖トラスト	2007年	湖沼及びその集水域の環境保全に関心を持つ人々と共に、調査研究の支援、環境修復の支援、情報交換の推進、環境教育の推進等に関する事業を行い、びわ湖を中心とした国内外の湖沼及びその集水域の環境保全に寄与することを目的とし、①調査研究を支援する事業、②環境修復を支援する事業、③情報交換に関する事業、④環境教育に関する事業、⑤市民活動を支援する事業、⑥周辺民有地の買収、及び借り上げによる保全事業、⑦指定管理者による公益事業などを行う。
	自然再生センター	認定NPO法人自然再生センター	平成19年 6月	住民・企業・行政・専門家等が連携し、中海・宍道湖を含むこの流域の自然環境の再生と、かつての湖と人々の親しい関係を再構築するための活動を行うことにより、豊かな恵みを感じられる持続可能な社会の実現に貢献することを目的とし、中海・宍道湖及びその流域の自然再生及び環境保全に関わる事業、中海自然再生協議会の支援事業、汽水域の自然再生及び環境保全に関わる事業、自然再生に関わる人材育成事業及びアドバイザー事業、自然再生及び環境保全に関わる広報及び情報交流事業などを行う。

寄付の内容、または方法	特典	主な寄付者	URL
・郵便振込み ・募金箱の設置		個人、法人等	https://mizu-mirai.jp/mizumirai-fund/
・郵便振込み 個人会員年会費：2,000円 法人会員年会費：10,000円	・湖美来通信の贈呈 ・猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会が実施するセミナー、事業等の案内 ・流域内の水環境保全に関する情報の提供 ・流域内施設等の利用割引 ・流域特産物等の抽選プレゼント（年1回）	個人、法人等	https://mizu-mirai.jp/mizumirai/
・クレジット決済 ・銀行振込 ・郵便振替 ・おうち良うなる！元気商品プロジェクト（売上げの一部が寄付される）	寄付の税制優遇措置あり	個人、法人等	https://ohmi-net.com/jyosei/kikin_syokai/jyosei3/
・会員 入会金：500円、年会費：2,000円	—	個人、法人等	http://park19.wakwak.com/~npo-inba/
・正会員 会の目的に賛同して入会する個人 年会費3,000円 ・賛助会員 会の事業を賛助するために入会 する個人・団体 賛助会費一口5,000円 ・サポーター 会の活動に参加・協力する個人・団体	—	個人・団体等	http://inawashiro-mizukankyo.com/
・寄付 個人寄付 1口1,000円～、協賛企業・団体寄付 1口10,000円～ ・正会員 個人2,000円 ・賛助会員 個人 1口10,000円（1口以上）、団体1口10,000円（1口以上）	—	個人・団体等	http://ecovume.net/
・寄付 郵便振込み ・会費 <正会員>個人：年会費3,000円（1口）、団体（法人）：年会費30,000円（1口） <賛助会員>個人：年会費3,000円（1口）、団体（法人）：年会費30,000円（1口） <学生会員> 年会費無料	3,000円以上の寄付に対しては、税金の一部還付あり	個人・団体等	http://www.biwako-trust.com/
・寄付 銀行振込（1口3000円）、ネット決済（クレジットカード、Amazon Pay（1口3000円） ・会費 正会員 5,000円、賛助会員（個人） 3,000円、賛助会員（団体） 30,000円、窪地会員 20,000円	・税の優遇措置あり ・会員は、資料送付、各種イベント案内、イベント参加費の割引	個人・団体等	http://www.sizen-saisei.org/

図表 A. 85 生態系・水辺空間・水文化等に関する寄付事例

区分	名称等	事務局	開始年	活動内容
自治体	横浜市環境保全基金	横浜市環境創造局 政策調整部政策課	H1	横浜市では、多くの市民のほか、企業や教育機関が様々な「環境」に関する取組を行っており、横浜市環境保全基金は、皆様からの寄附という形で、これらの取組を応援する制度です。寄附は、環境に関する出前講座の実施や、小学生に対する環境行動促進、公園愛護会の活動支援などに活用。
公益法人等	日本生態系協会	公益財団法人日本生態系協会	H4	生態系の保全、復元を図るため、国内及び国外の関係諸団体との交流を進め、生態系の保全並びに自然環境と調和した国土利用に関する調査研究、提言、普及啓発、自然再生事業、自然の保全と再生を目的とした森林・草地の管理や自然保全・再生基地の経営等を行い、もって持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。
	埼玉県生態系保護協会	公益財団法人埼玉県生態系保護協会	S59	広く社会に自然保護思想を普及するとともに、自然環境及び社会環境に関する調査研究を行うことにより、良好な生態系の保全を図り、もって自然と伝統が共存する持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。
	四万十川基金	公益財団法人四万十川財団	H6	「四万十川基金」は、全国の企業や個人の皆様から寄せられた多くの寄付金を基に1994年に設立されました。この基金は当財団が管理運営し、環境学習や水難事故防止活動、森林保全事業、環境保全型地域づくり、地域振興のバックアップなど、四万十川を守り育てるための取り組みに活用しています。
NPO法人	朝倉川水フォーラム	NPO法人朝倉川水フォーラム	平成7年6月24日	豊橋を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であるホタルを回復するための河川環境改善事業や、環境改善に係るまちづくり事業を市民・企業・行政のパートナーシップにより行うことによって、朝倉川流域を中心とする豊橋市全域の環境改善を図り、もって自然あふれる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とし、生物多様性確保のためのビオトープづくり、川縁への植樹活動、水源林保全のための里山づくり事業、朝倉川ゴミゼロ大会など、河川美化活動、企業排水、家庭排水に係る水質浄化運動、全学的なホタル育成ネットワークの構築、環境改善に関する講演会・講習会及びPR・啓発事業、ホタル及び環境保全に関する調査研究事業などを行う。
	プロジェクト保津川	NPO法人プロジェクト保津川	H22	保津川流域に係る環境保全の向上を通じて循環型社会の構築の促進、各種法人・企業・行政との健全なパートナーシップによる望ましい市民社会の実現に寄与することを目的とし、保津川クリーン作戦事業、保津川に関する環境教室・観察会事業、保津川の環境保全・循環型社会構築に係るシンポジウムなどの交流連携促進事業、保津川の環境保全・循環型社会構築のための啓発事業、保津川の環境保全・循環型社会構築のための調査研究事業などを行う。
	サロベツ・エコ・ネットワーク	NPO法人サロベツ・エコ・ネットワーク	平成15(2003)年12月20日	サロベツ及び周辺地域に対して、自然環境保全、調査研究活動及び自然環境教育活動を通して、自然と人間との共生の大切さを広く啓蒙し、併せて地域の発展、街の活性化に寄与し、サロベツ及び周辺の豊かで美しい自然を次世代に引き継ぐことを目的とし、サロベツ及び周辺の清掃や植樹、並びに自然再生に関する事業、サロベツ及び周辺の動植物の生態や植生及び自然再生に関する調査研究事業、サロベツ自然教室及びサロベツ及び周辺に関するセミナーやシンポジウムの開催に関する事業、サロベツ及び周辺の自然と農業との共存に関する事業、サロベツ及び周辺のガイド等の育成に関する事業、サロベツ及び周辺の地域活性化に関する事業、サロベツ及び周辺の自然及び環境に関する施設管理・維持管理受託事業、サロベツ及び周辺に関する情報の提供とネットワークの形成事業などを行う。
	アサザ基金	NPO法人アサザ基金	H11	・湖の自然再生 ・水源地の自然再生 ・流域での展開 ・SAVE! 霞ヶ浦 ・その他の地域での展開
	めだかの学校	NPO法人めだかの学校	平成13年4月5日	地球環境の保全に寄与することを理念とし、環境保全型農業の促進と実習を通して、地域の活性化および、社会教育並びに子どもの健全育成に貢献することを目的とし、環境保全活動および環境保全型農業の普及、推進および啓蒙、国内外の環境および環境保全型農業の調査研究およびその公開と発信、環境教育と子供の健全育成、社会教育、食等に関するセミナー、勉強会、実地見学会等の開催、地域の環境保全およびまちづくりに関する支援活動等を推進するためのコンサルテーションおよびコーディネート、環境・農業・教育に関する各分野、各地域の関係者、団体、企業および自治体との交流とそれ等に対する研修などを行う。
	生態工房	NPO法人生態工房	平成10年	社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とし、生きものの生息環境の保全、管理事業、自然との共生を目的とした環境学習事業、本法人の目的を達成するために必要な広報事業、保全・管理及び環境学習を推進するための人材育成事業などを行う。
	びわこ豊穡の郷	NPO法人びわこ豊穡の郷	2004年10月	琵琶湖赤野井湾及びその流域の水質改善を図るとともに、地域住民の意識啓発をすすめ、淡水が生活の維持、発展と環境の維持に不可欠な有限で損なわれやすい資源であることを認識し、水環境を守り育てるため会員自らが実践活動を展開することにより、豊かな生態系をとりもどし自然と人が共生できる社会の実現に寄与することを目的とし、ホタルの調査、飼育及び研究事業、環境保全活動の情報交換、発信事業、琵琶湖赤野井湾流域の水質、シジミなどの生態系の調査、環境保全実践学習事業などを行う。
	ホタルのふるさと瀬上沢基金	NPO法人ホタルのふるさと瀬上沢基金	平成20年7月12日	横浜市最大の緑地である円海山周辺緑地北西に位置する瀬上沢緑地を保全し、ホタルの自生をはじめ豊かな生態系と縄文から昭和までの貴重な文化遺産を後世に引き継ぐための事業を行い、世代を超えて人と自然が共生可能な環境づくりを行うことによって、市民生活の向上に寄与することを目的とし、緑地の取得、保全事業、自然環境保護活動の普及啓発事業などを行う。

寄付の内容、または方法	特典	主な寄付者	URL
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関での納付書払い インターネットを利用したクレジットカード払い 	<ul style="list-style-type: none"> 担当課で納付が確認でき次第、「寄附受納証明書」とお礼状の送付 寄附した方の名前や企業名・団体名の希望による公表 税の優遇措置、ワンストップ特例制度あり 	法人企業、個人等	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kifu/kanyohozenkikin.html
<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードまたは銀行振込 銀行口座 会費 個人会員 入会金500円、年会費5,000円、環境保護団体会員 入会金500円、年会費5,000円、企業・団体会員 入会金無料、年会費50,000円、学生団体会員 入会金500円、年会費3,000円、エコネット会員 入会金無料、年会費無料 	<ul style="list-style-type: none"> 税制上の優遇措置あり 会員には会報エコシステム送付 	法人企業、個人等	http://www.ecosys.or.jp/
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関からの振込み 会費 賛助会員（団体）入会金無料、年会費20,000円、賛助会員（環境団体）入会金無料、年会費10,000円、賛助会員（個人）入会金無料、年会費10,000円、正会員 入会金500円、年会費4,000円、普通会員 入会金500円、年会費2,000円、家族会員（正会員の家族が対象）入会金100円/1人、年会費100円/1人 	<ul style="list-style-type: none"> 税制上の優遇措置あり 会員には会員証と会報「活動報告、国内外事例、イベント案内等」を送付 	法人企業、個人等	http://www.eco-saitama.or.jp/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付（金融機関での振り込み、郵便振替） 会費 個人会員 会費（1千円、2千円、5千円）、法人会員 会費5万円 	<ul style="list-style-type: none"> 会員になると 会員証を発行（有効期限1年もしくは2年） 会員協力店（35施設）での割引や特典 財団の活動報告「清流通信」を配信 2,500円相当の流域産品（5,000円会員のみ） 会費を寄附金控除として申告可能（5,000円会員のみ） 	法人企業、個人等	http://www.shimanto.or.jp/kihiku/kikin.html
<ul style="list-style-type: none"> 協力店に貯金箱を設置 会員 会費（年間）個人 1口1,000円、企業・団体 1口6,000円 	—	法人企業、個人等	http://www.asakuragawa.net/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付（金融機関での振り込み、郵便振替） 会費 年会費 正会員（個人）5,000円、賛助会員（個人）2,000円（一口）、賛助会員（法人・団体）10,000円（一口） 	—	市民及び法人企業等	https://hozogawa.org/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付（郵便振込み、インターネット振込） 会費 正会員 年会費 3,000円、サポート会員 年会費 1,000円、賛助会員 年会費 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付の各種税金の控除 会員は、年4回のニュースレターを送付、イベントの際には随時お知らせ、サロベツのお花のシーズン（5～10月）には毎週「花だより」をメールで配信 	法人企業、個人等	http://sarobetsu.or.jp/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付（銀行振込または、郵便振替（一口3000円から）） 会費 正会員 1口：10,000円、特別賛助会員 1口：100,000円、賛助会員 団体1口：10,000円、個人1口：5,000円、協力会員大人1口：3,000円、中学生以下1口：500円 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付の税額控除あり 	—	http://www.asaza.jp/
<ul style="list-style-type: none"> 活動を支援する企業 支援金：100万円より 正会員（個人）年会費 1口10,000円、正会員（法人）年会費 1口100,000円、一般会員（個人）年会費 1口5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 会員にはメダカのがっこうの機関誌の送付、毎年12月の交流会への参加のご案内や田んぼ体験行事、自給自足くらぶ各種教室への参加の案内等を送付。 正会員、法人会員は、毎年2月に開催される定例総会での議決権をもつことができる。 正会員、一般会員は、自給自足くらぶの各種教室参り講演会などに会員価格で参加可能。 	法人企業、個人等	http://npomedaka.net/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付（PayPal（クレジットカード決済）、郵便振替、ゆうちょ銀行送金、銀行振込） 会費 特別会員10,000円、賛助会員5,000円、支援会員3,000円、正会員10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 会員には年4回、会報を発送 年会費は所得税の寄付金控除となる。（正会員を除く） 	法人企業、個人等	http://www.eco-works.gr.jp/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付3000円～（郵便局から振込） 年会費 【正会員】 個人1000円、企業/自治会/団体3000円、【賛助会員】 3000円 	—	個人・団体等	http://www.lake-biwa.net/akanoi/
<ul style="list-style-type: none"> 寄付一口100円（FAXまたはEメールで申込み。郵便局の「払込取扱票」で直接、振込み。）、よこはま夢ファンドを利用） 会費 個人正会員 5,000円、個人賛助会員 2,000円、個人JF会員500円、法人正会員 50,000円、法人賛助会員20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付の税額控除あり 個人正会員、法人正会員の方は総会の議決権あり。 	個人・団体等	http://www.segamikikin.org/

図表 A. 86 環境全般の事例に関する寄付事例

区分	基金名等	事務局	開始年	活動内容
自治体	神奈川県水源環境保全・再生基金	神奈川県環境農政局 緑政部水源環境保全課	H19 (税導入)	生活を支える水資源は、これまでの水源開発により概ね確保されたが、水源環境に目を向けると森林の荒廃が進み、生活排水等による水質汚濁などが問題となっていた。県では、先人が築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引き継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民の皆様が利用できるようにするため、平成19年度から水源環境保全・再生に向けた様々な取組を行っている。この取組を進めるために必要となる財源として、個人県民税の超過課税を県民の皆様をお願いするとともに、この取組の趣旨に賛同いただける法人・団体・個人の寄附も募っている。
NPO法人	荒川クリーンエイド・フォーラム	NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム	1994年	荒川のクリーンアップを通じて川と親しみ、市民の環境保全の意識を高揚する、活動を通じて市民が自発的に参画し、アジェンダ21に示された「行政」「自治体」「企業」など他セクターとのパートナーシップの実現をめざす、荒川沿川住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理への市民権を確立していく
	環境改善推進機構	NPO法人環境改善推進機構	2009年4月	環境に関する技術、情報、製品を普及することにより環境を改善し、環境に配慮した社会づくりに寄与することを目的とし、環境の保全を図る活動、国際協力の活動、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発、または雇用機会の拡充を支援する活動などを行う。
	環境パートナーシップいわて	NPO法人環境パートナーシップいわて	平成28年8月29日	岩手県内の環境団体、事業者、研究者、行政等あらゆる主体による環境パートナーシップを構築し、その連携を強化することにより、未来の世代へより良い環境を引き継ぐため環境教育及び、環境保全・創造活動を促進することで、私たち県民が持続的発展可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とする。
	未来の荒川をつくる会	NPO法人未来の荒川をつくる会	2009年7月	荒川及び荒川周辺の自然環境を守り、県民が安全かつ気軽に川と接することを可能とする環境整備を企画・立案し、提言するなどの活動を行う。この活動を通して、人と自然との共生を目指す社会作りの一翼を担い、もって山梨県の県土保全と県民の健康と福利厚生の上昇に寄与することを目的とし、ふるさと川づくり事業の調査、研究、提言、荒川本流・支流へのイワナ、ヤマメ等魚類放流事業及びカワウの駆除対策事業、荒川の清掃、水質調査及び川辺環境調査の実施、荒川周辺の植栽活動の推進、荒川の源流、流域の森林保全に寄与する事業、荒川周辺の各種施設の整備の企画、立案、提言事業、広報宣伝活動及びイベント事業などを行う。
	環境の杜こうち	NPO法人環境の杜こうち	2006年3月9日	環境活動団体、行政、学校、企業、地域の環境活動のネットワークを築き、県民に対して、環境活動に対する支援や環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた活動の支援、環境に関する情報の発信、環境政策の研究と提案などを行うことで、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、環境活動に対する支援事業、環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた活動の支援事業、環境政策の研究と提案などを行う。
	地域環境ネットワーク	NPO法人地域環境ネットワーク	平成12年	個人及び事業者に対して、地域環境に配慮したまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とし、地域環境に配慮したまちづくりに関する事業、他の諸団体との連携支援・活動支援を図る事業などを行う。

寄付の内容、または方法	特典	主な寄付者	URL
<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関での納付書払い ・インターネットを利用したクレジットカード払い ・かながわキンタロウ☆ブックオフによる寄附 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法上の控除等 ・感謝状贈呈 ・返礼品の発送 	法人企業、個人等	http://www.pref.kanagawa.jp/content/f7006/p23531.html
<ul style="list-style-type: none"> ・寄付（銀行振込、クレジットカード、ソフトバンクつながる募金） ・会費 正会員 個人：3,000円以上、団体：10,000円以上、賛助会員 個人：2,000円以上、団体：8,000円以上 ・協賛 一般協賛 50,000円～を目安、物品協賛 協賛品の提供 	会員になると、ニュースレター（年2回程度発行予定）を郵送、年次活動報告集を発送、荒川クリーンエイドに関する各種情報（メールニュース）、正会員は総会において議決権	法人企業、個人等	http://www.cleanaid.jp/
<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金 一口 ¥3,000- ※1口以上 ・正会員 年会費 ¥10,000- 	—	—	https://www.kankyoukaizen.jp/
<ul style="list-style-type: none"> ・寄付 一口3,000円以上（銀行口座、郵便振替） ・会費 正会員3,000円以上（個人・団体）、賛助会員 一口=10,000円 	税法上の優遇措置	—	http://www.iwate-eco.jp/
<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員：個人、団体（法人）とも 一口3,000円で一口以上、正会員：年会費は賛助会員と同じ。入会金10,000円、サポーター：寄付金3,000円未満の方 	・総会への出席、評決への参加（正会員）	法人企業、個人等	http://www.mirainorakawa.com/cat6/
<ul style="list-style-type: none"> ・正会員：年会費3,000円、賛助会員：一口10,000円（一口以上） 	所得控除（個人）や損金算入（法人）等の税制優遇あり	法人企業、個人等	http://npo-kankyonomori.com/
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便振替 	税額控除	—	http://npolen.la.coocan.jp/

参考-20 ふるさと納税の参考資料

(ふるさと納税の具体事例)

【貴重な湿地と生態系保全への取組（愛知県尾張旭市）】

○吉賀池湿原は、尾張旭市北部に位置する多様な植物が生息する湿地で、市の指定文化財（天然記念物）に指定されています。数多くの季節の花や、絶滅危惧種のハッチョウトンボ等生物が多く見られ市内、市外から多くの方が訪れます。

○しかし、散策路として整備された木道は設置から20年以上経過し、老朽化による劣化や損傷が著しくなってきました。そこで、ふるさと納税を活用して資金を確保して木道の再整備を行いました。

図表 A. 87 吉賀池湿原



湿原概要



絶滅危惧種のサギソウ

尾張旭市 HP より <https://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/sangyou/kankou/meisho/yosigaike.html#ippankokai>

参考-21 クラウドファンディングの参考資料

(クラウドファンディングの具体事例)

【鮭が自力で川をのぼれる環境を復活させる(北海道斜里町)】

- 北海道・知床の斜里町役場で、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで鮭の自然産卵できる河川環境の整備に取り組んでいます。
- 鮭が海で成長し、産卵のために川に戻ってくる過程で障害となる段差を解消し、魚の通り道をつくるプロジェクトです。

図表 A. 88 クラウドファンディングによる魚道の設置



魚道の設置作業

斜里町 HP より <https://www.town.shari.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/kikakusomuka/kikakukakari/machizukuri/376.html>

参考-22 ネーミングライツの参考資料

(ネーミングライツの具体的事例)

【神奈川県秦野市のネーミングライツ事例】

○神奈川県秦野市の葛葉緑地は、面積約 17ha、蛇行して流れる葛葉川に沿ってあり、昭和 62 年 3 月に「かながわのナショナル・トラスト第 1 号」に指定されており、「くずはの広場」は市民の憩いの場となっています。

○令和 4 年 4 月から、秦野市は、地元企業とネーミングライツ契約を締結し、愛称を「秦野ガス・ネイチャーパークくずは」としています。

図表 A. 89 葛葉緑地マップ



秦野市 HP より <https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000498/index.html>

参考-23 地域特産品の販売の参考資料

(水を活用した地域特産品の販売の事例)

図表 A. 90 水を活用した地域特産品の販売の事例(1)

商品／プロジェクト名	自治体／事業者名	概要	官	民 事業者	住民	出典
「龍泉洞の水」を活用した商品づくり	岩泉ホールディングス株式会社	<p>◆「龍泉洞の水」は、カルシウムなどのミネラルが豊富な比較的硬度の高い軟水。1985年から発売しており、1999年から「モンドセレクション」3年連続金賞以上を受賞し、2001年に「世界最高品質賞」を受賞。また、2017年には「最高金賞」を受賞している。シリーズ商品として、コーヒーやお茶も販売している。</p> <p>◆岩泉町では、2016年に第三セクター4社を子会社化し、岩泉ホールディングスを設立。第三セクターの持株会社化は全国で初めての事例。</p> <p>◆その新体制のもとで、「龍泉洞の化粧水」を開発。事業会社である岩泉乳業と岩泉産業開発が、化粧品開発を手掛ける日本ゼトックとタッグを組み、開発した。</p> <p>☆ボトルドウォーターの他、コーヒーや化粧品等を展開。 第三セクターの持株会社化により、より効率的なビジネスを展開。外部の化粧品会社と組むことで、「龍泉洞の水」の可能性を広げることに成功した。</p> 	○	○		<p>岩泉ホールディングス株式会社 http://www.ryusendo-water.co.jp/selection/water.html</p> <p>いわいずみネットショップ http://www.ryusendo-water.com/?mode=cate&sid=0&cbid=1745392</p>
郡上発！水出しコーヒープロジェクト	有限会社スロ一他	<p>◆2017年、スロ一コーヒー（有限会社スロ一）が岐阜県の「水のまち」として知られる岐阜県郡上市八幡町で、水出しコーヒーを通じて地域の水の文化を知ってもらおうと「郡上発！水出しコーヒープロジェクト」を企画、スタートさせた。</p> <p>◆プロジェクトのアイデアは、郡上市のシェアオフィス&コワーキングスペース「HUBGUJO」で開催されたアイデアソンがきっかけで生まれた。</p> <p>◆美味しい湧き水が豊富な郡上で水出しコーヒーのキットを販売し、観光客に湧き水スポットを案内しながら町歩きを楽しんでもらい、そこでくんだ湧き水の水出しコーヒーを味わってもらおうという企画。</p> <p>◆クラウドファンディングで資金を募り、プロジェクト推進の資金は100万円以上集まった。</p> <p>☆湧き水スポットを巡りながら、水出しコーヒーを作るという体験を商品化。アイデアソンやクラウドファンディングといった新しい手法による取組にも注目。</p> 	○	○	○	<p>モーションギャラリー「郡上発！水出しコーヒープロジェクト」 https://motion-gallery.net/projects/SlowCoffeeGUJO</p>

図表 A. 91 水を活用した地域特産品の販売の事例(2)

商品／プロジェクト名	自治体／事業者名	概要	官	民 事業者	住民	出典
「布引溪流の水」商品化事業	神戸市水道局 市内の民間の事業者	<p>◆環境省の名水百選に選ばれている「布引溪流の水」を使った商品化事業に、民間の事業者とのコラボレーションという形で積極的に取り組んでいる。</p> <p>◆2016年より、神戸で地ビール醸造を行う事業者との共同研究や、実証実験、試験販売といった取組を通じて、布引溪流の水を使ったビールを商品化・販売した。</p> <p>☆民間の事業者とのコラボレーションにより、地元の名水「布引溪流の水」を使った商品化事業を推進。</p>	○	○		<p>神戸市水道局 https://kobe-wb.jp/kobewater/</p>
清水を活かした町づくり（六郷湧水群）	あきた美郷づくり株式会社	<p>◆秋田県仙北郡美郷町では、清水を活かした町づくりを行っている。</p> <p>◆地元住民が出資して起こした「六郷まちづくり株式会社」が主体となり、住民や団体、行政が連携・協働して町おこしを実施。</p> <p>◆レストラン「ニテコ名水庵」、「手づくり工房湧子ちゃん」、「名水市場湧太郎」で名水を利用した料理や特産ニテコサイダーや名水豆腐等を製造、販売している。</p> <p>☆地元住民と行政が協働して、「水」をコンセプトにした街づくりを推進。「ニテコサイダー」はじめ、水関連の物販も多彩。</p>	○	○	○	<p>あきた美郷づくり株式会社 https://nitekocider.akita-misato.com/</p>
水をたべるレストラン	福井県大野市	<p>◆大野市は、地元の名水から生まれる地場産品を「水をたべるレストラン」を銘打ち、ブランド化を目指す事業を開始。第一弾は、「水まんじゅう」で、市内14の菓子店が、統一ロゴマークを付けて販売した。</p> <p>◆他には、そば、まいたけ、米、醤油、ドリップバッグコーヒー等を展開。</p> <p>☆統一ブランド名による展開で話題化に成功。</p>	○	○		<p>大野市 https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizujunkan/chikasui/groundwater_use.html</p>

図表 A. 92 水を活用した地域特産品の販売の事例(3)

商品／プロジェクト名	自治体／事業者名	概要	官	民 事業者	住民	出典
おいしい秦野の水～丹沢の雫（しずく）～	神奈川県秦野市	<p>◆環境省の名水百選にも選ばれている秦野市の名水をボトルドウォーターとして、2008年から販売。秦野盆地の地下から汲み上げた地下水を原料として使用している。</p> <p>◆2016年、環境省が実施した「『名水百選』選抜総選挙」の「おいしさが素晴らしい水部門」で全国1位に選ばれたことをきっかけに、知名度が向上。そごう横浜店のお中元としても取扱いされるようになった。</p> <p>☆「名水百選総選挙」効果により、知名度及び売上を拡大。お中元ギフトとして販売される等、販路も広がった。</p> 	○			秦野市 http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000671/index.html
美 苦（びせん）	北海道中小企業家同友会 苦小牧支部 曲イ田中酒造株式会社（小樽市）	<p>◆苦小牧の水道水とJAとまこまい広域の厚真町酒造好適米の「慧星（すいせい）」を使った地酒。</p> <p>◆北海道中小企業家同友会苦小牧支部 美苦「みのり」会が水の街・苦小牧をPRするために企画し、小樽市の田中酒造に製造を委託して発売した。</p> <p>☆北海道の中小企業家同友会苦小牧支部が市外の酒造の協力を得て、取り組んだ企画。横断的な連携によって実現した点もポイント。</p> 		○	○	中小企業家同友会 http://www.doyu.jp/topics/posts/article/20080430-150603
宮崎キャビア1983	ジャパンキャビア株式会社 宮崎県	<p>◆宮崎県では、地下から汲みあげる井戸水（湧水）を使用して、チョウザメの種苗育成を行い、国産キャビアの製造に官民一体事業として、力を注いでいる。</p> <p>◆2013年に発売した「宮崎キャビア1983」は、国産で唯一の本格熟成キャビアとして注目され、一流レストランのシェフからも高い評価を得ている。</p> <p>◆2016年に開催されたG7伊勢志摩サミットやANA国際線ファーストクラスの機内食でも採用された。2017年には、日本ギフト大賞「ふるさとギフト最高賞」を受賞。</p> <p>☆湧水で育成したチョウザメから、「国産キャビア」を製造。フレッシュなキャビアは、お取り寄せグルメとしても注目され、海外展開も活発化させている。</p> 	○	○		<p>ジャパンキャビア https://www.japancaviar.jp/</p> <p>宮崎県（オール宮崎営業課） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/shoko/appeal/jaja/Jaja28/28_22.html</p>

(地方公共団体の水の販売事例)

図表 A. 93 地方公共団体の水の販売事例(主に飲料目的) (1)

区分	商品名	水道事業体名	賞味期限	原材料	販売の有無	値段
北海道	とまチョップ水	苫小牧市上下水道部	2年	幌内川、勇払川の水を浄化した水道水	販売有	1本100円(税込) 1箱(24本入り) 2,400円(税込)
青森県	三島のいずみ・白山のしずく・蟹沢のめぐみ	八戸圏域水道企業団	2年	水道水	販売有	12本入り1箱1,440円(税込) 24本入り1箱2,880円(税込)
宮城県	まるもりの水	丸森町	製造日より2年	水道水	販売有	—
山形県	おいしい山形の水	山形県	2年	水道水	販売有	1本100円(税込) 1箱24本入り2,400円(税込)
福島県	ふくしまの水	福島市水道局	3年	水道水	販売有	1本100円(税込)
	いわきサンシャインウォーター	いわき市	2年	水(水道水)	販売無	—
	喜多方の水	喜多方市	2年	水道水	販売有	—
	伊達な水道水「伊達の水」	伊達市	5年	水道水	販売有	—
	ふくしま木戸川の水	双葉地方水道企業団	3年	水道水(小山浄水場)	販売有	1本110円(税込) 1箱(24本入り) 2,640円(税込)
茨城県	いばらきの安心ウォーター 365日の水	茨城県企業局	製造日から2年間	水道水(高度浄水処理)	販売無	—
	水戸の名水 黄門さん	水戸市	2年	湧水	販売有	—
	水戸水(みとすい)	水戸市		水道水	販売有	—
栃木県	うつのみや泉水	宇都宮市	2年	水道水	販売有	販売単価は各々で設定
	足利の自然水	足利市	1年6ヶ月	原水(地下水)	販売有	—
	SANOSUI(さのすい)	佐野市	2年	水道水	販売有	—
	思の泉	小山市	2年	原水(地下水)	販売有	—
	おいしい 壬生の水	壬生町	製造日より2年間	水道水	販売有	—
群馬県	前橋の天然水 アカギノメグミ	前橋市水道局	2年	原水(地下水)	販売有	—
	かんらの天水	甘楽町	製造日から2年	水(表流水)	販売有	1本100円(税込) 1箱24本2,160円(税込)
埼玉県	彩の水だより	埼玉県	5年	水道水(高度浄水処理水)	販売有	—
	さいたまの水	さいたま市水道局	5年	深井戸水	販売有	1本110円(税込)(自動販売機) 1箱1,992円(税込)(水道局窓口)
	川越の水	川越市	1年	原水(地下水)	販売有	—
	川口みず太郎	川口市	5年	水道水	販売有	1箱(24本) 2,280円(税込)
	東松山わく湧く水	東松山市	2年	地下水	販売有	1本100円(税込)
	戸田の水来(みらい)	戸田市	5年	原水(深井戸水)	販売有	1本100円(新曽南庁舎4階での価格。販売場所により、多少異なる。) 1箱(24本入り) 2,100円(税込)(水道業務課窓口のみ)
	深井戸天然水 朝霞の雫	朝霞市	3年	地下水	販売有	—
	水輝(みずき)	志木市	2年	深井戸水	販売有	1本100円
	新座の元気 森透水	新座市	2年	井戸水	販売有	1本100円(24本入りケース2,000円)
千葉県	ナラシドウォーター♪	習志野市	2年	水(水道水)	販売有	—
東京都	あきしまの水	昭島市水道部		(原水)地下水	販売無	—
神奈川県	おいしい秦野の水ー丹沢の雫ー	秦野市	2年	水道水(地下水)	販売有	オープン価格
	ざまみず	座間市上下水道局	3年	地下水(浅井戸水)	販売有	オープン価格のため、小売価格は各販売店により異なる。
	やまなみの雫	神奈川県内広域水道企業団	5年	水道水(急速ろ過)	販売無	—

出典)日本水道協会HP(<http://www.jwwa.or.jp/anzen/bottle.html>)、各地方公共団体HPを参考に整理
注)“—”は、上記のHPに情報がなかった項目を示す。

販売場所	担当部署	URL
苫小牧市役所、道の駅ウトナイ湖等、市内各所	上下水道部経営課	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jo gesuido/sokatsu/tomatyoppu/tomatyoppusui.html
(一財)VISITはちのへユートリ、八戸埋蔵文化財センター是川縄文館、八戸市水産科学館マリエント、カネイリミュージアムショップ、(株)八食サービスエイト、AGプロモート海カフェたねさし、八戸みなと漁業協同組合浜市場みなとと	総務課広報文書グループ	https://www.water-supply.hachinohe.aomori.jp/news/other/mizumonogatari.html
(財)阿武隈ライン保勝会	丸森町役場 建設課 水道班	—
県庁売店 等	企業局水道事業課	https://www.pref.yamagata.jp/500020/kurashi/kanryo/mizu/oisiyamagatanomizu.html
福島市役所、道の駅ふくしま、道の駅つちゆ等、市内各所	水道局営業企画課	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/?p=16722
無	いわき市水道局 総務課	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1523348866407/index.html
市内店舗、振興公社売店、道の駅等	水道課	http://www.kitakata-suidou.jp/water/kitakata.php
道の駅「伊達の郷 りょうぜん」など	建設部上下水道課	—
福島県庁売店、コラッセふくしま、道の駅ならば、双葉町産業交流センターなど、企業団窓口	双葉地方水道企業団 総務課総務係	https://f-mizu.jp/about-us/plastic-bottle-water/
—	茨城県企業局総務課企画経営室	https://www.kigyou.pref.ibaraki.jp/page/page000118.html
黄門茶屋(借楽園売店)、京成百貨店(地下1階)、好文茶屋(千波湖畔)、エクセルみなみ、ローソン水戸市役所支店	水道総務課	https://www.city.mito.lg.jp/site/jougesuidou/1081.html
京成百貨店(地下1階)、好文茶屋(千波湖畔)、ローソン水戸市役所支店、黄門茶屋	水道総務課	https://www.city.mito.lg.jp/site/jougesuidou/1081.html
市役所売店、市関連施設等	上下水道局経営企画課	https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/jigyoko/koho/1025245.html
市役所内売店、足利学校、市内清涼飲料メーカーの自動販売機等	庶務課	—
佐野市観光物産会館、道の駅「どまんなかたぬま」等	水道局総務課	https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/index.html
市役所売店、道の駅思川、市民病院売店等	小山市水道事業(小山市建設水道部水道施設課)	—
みぶハイウェーパーク みらい館	建設部 水道課	—
市役所売店、前橋駅構内物産館、市内を中心としたスーパーやコンビニ等	上下水道部経営企画課	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/bunkasupotsukanko/kankoseisaku/oshirase/4380.html
一般財団法人甘楽町都市農村交流協会 道の駅甘楽	甘楽町 水道課	https://www.town.kanra.lg.jp/jyougesuidou/jyousui/news/20211026151150.html
県庁内売店、企業局水道企画課、県営浄水場等	企業局水道企画課	—
水道局施設内自動販売機、水道局窓口	水道総務課	http://www.city.saitama.jp/001/006/002/049/bitkuyouinnryousui/p051327.html
小江戸川越観光協会	(社)小江戸川越観光協会	https://koedo.or.jp/products/item_090/
水道庁舎2階	上下水道総務課 庶務係	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/02010/010/1/29174.html
東松山市水道庁舎窓口、東松山市小売酒販組合加盟店等	建設部水道課	—
新曽南庁舎1階自動販売機及び2階自動販売機、戸田市観光情報館トビック、戸田市立心身障害者福祉センター自動販売機、臼田屋酒店自動販売機	上下水道経営課	https://www.city.toda.saitama.jp/site/suidou/suigyomu-todanmirai-info.html
朝霞市水道庁舎、ホット茶屋「あさか」、朝霞市の施設内の一部の飲料自動販売機	水道経営課	http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/33/asakanoshizuku.html
志木市水道庁舎ほか	水道施設課	https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/36/2424.html
新座井市内公共設備の自動販売機、新座市役所6階水道業務課等	水道業務課	—
習志野市企業局窓口、メール、FAX、しよいか〜ご習志野店	習志野市企業局 業務部 営業料金課	https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/eigyoryokin/narashidowater_hanbai.html
—	水道部 業務課	https://www.city.akishima.lg.jp/s068/020/010/010/040/270/010/20210105133118.html
秦野市観光協会、市内外各小売店等	上下水道局営業課	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000000671/index.html
水道料金お客様センター、市役所地下1階売店等	上下水道局経営総務課	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1426728292126/index.html
—	総務部総務課総務・広報係	https://www.kwsa.or.jp/news/new-mizukan.pdf

図表 A. 94 地方公共団体の水の販売事例(主に飲料目的) (2)

区分	商品名	水道事業体名	賞味期限	原材料	販売の有無	値段
新潟県	山と雪のうるおい	三条市	2年	原水(湧水)	販売有	—
	源泉滾々	新発田市	2年	水道水	販売有	—
	月光の雫 みおもてのおくりもの	村上市	製造より7 年間	水道水	販売有	1本150円(税込) 1本120円(税込)
	五頭のふもとのうんめ水	阿賀野市	2年	水道水	販売無	—
富山県	とやまの水	富山市	2年	水道水(浄水処理した 水)	販売有	1本100円 店舗によって異なる場合が あります。
	高岡の水	高岡市	2年	水道水	販売有	1本100円(税込)
	うおづのうまい水	魚津市	2年	原水(地下水)	販売有	販売価格は、各店舗で異なる。
	いいみず いみず	射水市	3年	水道水(浄水処理)	販売有	1本100円(税込)
石川県	金沢の水	金沢市	2年	水(緩速ろ過水)	販売有	—
	白山水流	小松市	2年	原水(伏流水)	販売有	350mL:1本80円、1箱(24本)1,920 円(いずれも税込) 500mL:1本100円、1箱(24本)2,160 円(いずれも税込)
	野々市市では、飲むの も、ゴハン炊くのも、決 まってこの水です。	野々市市	2年	原水(地下水)	販売有	1本100円(税込) 1箱(24本入り)2,000円
福井県	ふくいおもてな水(す い)	福井市	2年	水道水	販売有	1箱(350mlペットボトル24本入り) 2,400円(税込)
	あわらの美味しい水「財 産区物語」	芦原温泉上水道 財産区水道事業	2年	原水(地下水)	販売有	—
山梨県	甲府の水	甲府市	5年	水道水	販売有	1本110円(税込) 1箱(24本入り)2,640円(税込)
	つるの水物語「熊太郎の 大好物」	都留市	2年	原水(富士山湧水)	販売有	1本110円(税込) 1箱(24本入り)2,640円(税込)
	甲斐のうまい水「龍王源 水」	甲斐市	5年	原水(地下水)	販売有	1本80円(税込) 1箱(24本入り)1,920円
	地下の恵み中央市のおい しい命水	中央市	5年	水(深井戸)	販売有	1本90円(税込) 1箱(24本入り)2,160円
長野県	川中島の水	長野県企業局	3年	原水(地下水)	販売無	—
	菅平の天然水	上田市	2年	水(深井戸水)	販売有	—
	「信濃大町 湧水」～岳 (やま)の贈りもの～	大町市水道事業	3年	水道原水	販売有	—
岐阜県	清流 長良川の雫	岐阜市	3年	原水(地下水)	販売有	—
静岡県	静岡市のおいしい水	静岡市	5年	水(深井戸水)	販売無	—
	富士市の水	富士市	5年	原水(地下水)	販売無	—
	藤枝の水	藤枝市	2年	原水(地下水)	販売有	販売価格は、各店舗で異なる。
	裾野市の水	裾野市	2年	水(深井戸水)	販売有	1本100円 1箱(24本入り)2,400円
愛知県	あいちの水	愛知県	3年	水道水(急速ろ過)	販売無	—
	災害用備蓄飲料水「名 水」	名古屋市	10年	水道水	販売有(名古 屋市上下水道 局の給水区 域)	1箱 2,200円
	とよっすい	豊橋市	5年	水道水(緩速ろ過)	販売有	1本110円 1箱(475ml×24本入)2,640円(税込)
	おりひめ 木曾川が織り なす水	一宮市	5年	原水(伏流水)	販売有	1本100円(税込) 1箱(24本入り)2,400円(税込)
	木曾川のめぐみ おおぶ の湧水	大府市	2年	原水(湧水)	販売有	1本110円(税込)

出典)日本水道協会HP(<http://www.jwwa.or.jp/anzen/bottle.html>)、各地方公共団体HPを参考に整理
注)“—”は、上記のHPに情報がなかった項目を示す。

販売場所	担当部署	URL
三条市役所、各地区商店、インターネット等	上下水道課 業務係	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/jogesuidoka/naturalmineralwatersennennyuusuinuituite/4618.html
ヨリネスしばた（新発田市役所）1階売店	水道局業務課	—
道の駅神林（穂波の里）物産館、朝日みどりの里物産会館、道の駅笹川流れ（夕日会館）、駅前観光案内所「むらかみ旅なび所」、村上堆朱事業協同組合	村上市上下水道課 業務室	https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/139/pbwater.html
—	上下水道局 営業係	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/jogesuidokyoku/saigaitaisakusuidou/index.html
上下水道局窓口、ととやま、岩瀬カナル会館、越中八尾観光会館等	上下水道局経営企画課	http://www.city.toyama.toyama.jp/jogesuidokyoku/keieikakuka/mizunopettobotoru.html
高岡市上下水道局営業課窓口、「高岡の水」指定取扱店	高岡市上下水道局施設維持課 〒933-0874 高岡市京田188	https://www.city.takaoka.toyama.jp/suisoumu/kurashi/suido/jogyo/water.html
水道課窓口、海の駅「蜃気楼」、有磯海サービスエリア等	上下水道局 水道課	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18218
道の駅カモンパーク新湊、川の駅新湊、とやマルシェ等	上下水道部 上下水道業務課	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=33712
企業局直販、市・企業局庁舎の自販機、市内のデパート、ホテル、スーパー、観光施設等	企業局 上水・発電課	https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/water/bottledwater/
市内外の温泉・空港及び市内の小売店の一部	料金業務課	https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/ryoukingyumu/mineraru/4307.html
市役所、市内のスーパー、薬局の一部等	企業管理課	https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/32/392.html
企業局庁舎、市観光施設売店	企業局 ガス・水道お客様課	https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/suido/sproject/omotenasui.html
あわら温泉の旅館、各商店、インターネット等	水道部	http://3139.jp/
甲府市役所1階、コンビニエンスストア	上下水道局 業務部 経営企画課	https://www.water.kofu.yamanashi.jp/general/oishii/20200914111550.html
中央道谷村PA（上り・下り）、戸沢の森和みの里（月待ちの湯・種徳館）、都留市商工会等	産業建設部水資源活用課水道業務担当	—
甲斐市水道事務所、JA山梨みらい農産物直売所 いーなとうぶ竜王、竜王駅、塩崎駅等に設置してある自動販売機	上下水道部上水道課	https://www.city.kai.yamanashi.jp/soshikinogonai/jyougesuidougoumu/josuidosomukakari/1385.html
道の駅とよとみ、農産物直売所た・から、シルクふれんどりい	建設部水道課	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/suido/ujouge_1/8538.html
—	水道事業課	https://www.pref.nagano.lg.jp/kawanakajimasui/20160422.html
（一社）信州上田観光協会売店、上田市役所売店	上下水道局 経営管理課	—
大町市役所、市内3ヶ所の自動販売機、いーずら大町特産館等	上下水道課 経営係	https://www.city.omachi.nagano.jp/00015000/00015100/00015111_3_2.html
岐阜市役所地下売店、柳ヶ瀬あい愛ステーション	上下水道事業政策課	http://www.env.go.jp/water/meisui/H27senkyo/nice/nice_5.html
—	静岡市上下水道局 経営管理部 上下水道危機管理課	https://www.city.shizuoka.lg.jp/138_000058.html
—	富士市上下水道営業課営業担当	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/fujijikan/live/kb719c000000042t.html
藤枝市上水道管理課、市庁舎、文化センター等	環境水道部上水道管理課	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/kurashi/jogesuido/KU013/1447731246349.html
裾野市上下水道経営課、裾野市役所地下1階 多目的ホール、裾野市立鈴木図書館	環境市民部上下水道課	https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/11/3/2_1/16540.html
—	水道部水道事業課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-suiji/kogatakan.html
電話・インターネット申込	広報サービス課	https://www.water.city.nagoya.jp/category/notice_o/142691.html
豊橋市役所自動販売機	上下水道局総務課	http://www.city.toyohashi.lg.jp/25516.htm
一宮市上下水道部営業課（市役所本庁舎10階）i-ビル1階観光案内所、シルバー本町ふれあい広場ツインアーチ138 1階インフォメーション尾西商工会、木曽川商工会	上下水道部 営業課	https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/jogesuidou/egygyou/1044047/1044048/orihime.html
市役所売店等	水道経営課	https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/koho/pressrelease/1003447/1012750/1013609.html

図表 A. 95 地方公共団体の水の販売事例(主に飲料目的) (3)

区分	商品名	水道事業者名	賞味期限	原材料	販売の有無	値段
三重県	みえの水	三重県企業庁	10年	水道水(浄水処理)	販売無	—
	泗水の里(しすいのさと)	四日市市	2年	原水(地下水)	販売有	四日市市上下水道局は、1本75円(税込)、1箱(24本入り)1,800円(税込)。その他の店は1本100円。
	ボトルドウォーター『伊勢の水』	伊勢市	5年間	水道水	販売有	1本100円(税込)
	菰野清水	菰野町	製造日から66ヶ月	原水(地下水)	販売有	1本140円(税込)
	神領 玉城水	玉城町	5年	水道水	販売予定	—
	銚子川の水～奇跡の川のおいしい天然水～	紀北町	3年	原水(伏流水)	販売有	—
滋賀県	せせらぎの里こうら天然水	甲良町	2年	原水(地下水)	販売有	1本100円
京都府	京のかがやき 疏水物語	京都市	10年	水道水(急速ろ過)	販売有	1本100円(税込) 1箱(24本入り)2,400円(税込)
	長岡京ガラシャおもかげの水	長岡京市	10年	水道水(地下水100%)	販売有	1箱(24本入り)3,400円(税込)
大阪府	島本まちの水～いおり～	島本町上下水道事業	10年	地下水	販売無	—
兵庫県	カウベ・ウオーター	神戸市	2年	水道水	販売有	オープン価格
	あまのお水	尼崎市	10年	高度浄水処理水	販売無	—
	きんたくんの力水(ちからみず)	川西市	2年	水(水道水)	販売無	—
	播州おのみ～ず	小野市	5年	水道水	販売有	1本100円(税込:水道部窓口での参考価格)
奈良県	自然流下一万メートル	奈良市	10年	水道水(急速ろ過)	販売無	—
和歌山県	なんたん水	串本町	5年	水(膜ろ過)	販売有	—
鳥取県	災害用備蓄水	鳥取水道局	10年	水道水	販売無	—
	よなごの水	米子市	2年	地下水(深井戸取水)	販売有	1本100円(税込)
島根県	しまね神話の国の水	島根県	2年	今津浄水場 水道水(緩速ろ過)	販売無	—
	水郷松江 古代水	松江市	2年	原水(地下水)	販売有	—
岡山県	くらしきの水	倉敷水道局	5年	伏流水	販売無	—
	つやまの水	津山市	—	原水(地下水)	販売有	500mL:1本108円(税込) 1ケース24本:2,592円(税込)
山口県	「あぁ!関露水」	下関市	2年	水道水	販売有	500mlボトル:1本100円、1ケース2,400円 2000mlボトル:1本170円、1ケース1,000円
	宇部の水	宇部市	2年	水道水(緩速ろ過)	販売無	—
	淡如水	防府市	2年	原水(伏流水)	販売有	1本100円(税込)
	星の泉	下松市上下水道局	2年	水道水	販売有	—
	大吟浄の水	岩国市	2年	水道水(急速ろ過)	販売有	1本(500ml)100円~130円程度(販売所によって異なります) 1箱(500ml×24本)2400円(税込)
愛媛県	松山の水	松山市	10年	水道水	販売無	—
福岡県	北九州水道100周年記念ボトルドウォーター	北九州市	製造日から5年間	水道水	販売有	—
佐賀県	水(すい)とっと	佐賀市	1年	水道水	販売無	—
長崎県	あじさいの雫	長崎市	1年	水道水(浄水処理した水)	販売無	—
熊本県	阿蘇の恵水(めぐみ)	大津菊陽水道企業団	2年	水(湧水)	販売無	—
大分県	湯浴み水	別府市	2年	原水(地下水)	販売有	—

出典)日本水道協会HP(<http://www.jwwa.or.jp/zenzen/bottle.html>)、各地方公共団体HPを参考に整理
注)“—”は、上記のHPに情報がなかった項目を示す。

販売場所	担当部署	URL
—	三重県企業庁 企業総務課	https://www.pref.mie.lg.jp/KIGYOK/HP/m018890011_00002.htm
四日市市上下水道局1階、四日市市役所総合会館地下1階売店等	上下水道局総務課	https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/shisui-no-sato/
伊勢市上下水道部、各総合支所、取扱店登録承認済民間事業者	伊勢市上下水道部上下水道総務課	https://www.city.ise.mie.jp/jougesuidou/notice/boottled/index.html
菰野町役場2階水道課窓口道の駅 菰野ふるさと館保健福祉センターけやき内 しらゆり	菰野町役場 水道課	https://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1001000000678/index.html
玉城町イベント・PR会場などで配布	上下水道課	—
道の駅海山、キャンプinn海山 その他町内各種店舗	水道課	https://www.town.mie-kihoku.lg.jp/kakuka/shokokanko/syokokankonews/954.html
せせらぎの里こうら	産業課	https://www.kouratown.jp/section/michinoeki/osusume.html
上下水道営業所（市内9ヶ所）及び上下水道局本庁舎1階お客様窓口サービスコーナー（ケース単位のみ）、上下水道局琵琶湖疏水記念館（ケース及び本単位）	総務部 総務課 事業管理担当	http://www.city.kyoto.lg.jp/suidou/page/0000073732.html
長岡京市上下水道部お客様窓口	長岡京市上下水道部総務課	https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000010485.html
—	島本町上下水道部業務課	https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/suidou/1804.html
市関連施設（神戸市総合インフォメーションセンター、水の科学博物館等）	水道局計画調整課	https://kobe-wb.jp/kobewater/
—	尼崎市公営企業局上下水道部経営企画課	https://amasui.org/watercustomer/koho/2000256/2000273.html
—	川西市上下水道局経営企画課	https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/water-toppage/moshimo/1016936.html
小野市役所水道部窓口、オースト、下東条ふれあいの里、ぷらっときすみの、ぷらっときすみの2号店、菅田の館いろいろ、北播磨おいしんぼ館	水道部管理グループ	https://www.city.ono.hyogo.jp/soshikikarasagasu/suidobu/gyomuannai/2/2030.html
—	奈良市企業局 共同事務推進課	https://h2o.nara.nara.jp/introduce_html?id=109
串本町水道課、ホテル&リゾート和歌山 串本、道の駅くしもと橋杭岩、紀州なぎさの家 水門まつり、一般社団法人 南紀串本観光協会	水道課	https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kurashi/suidou/nantan-sui.html
—	鳥取市水道局経営企画課	https://www.water.tottori.tottori.jp/1551.htm
水道局・営業所窓口、空港、ホテル、旅館等	計画課計画係	http://www.city.yonago.lg.jp/9067.htm
—	企業局施設課	http://www.pref.shimane.lg.jp/kigyo/index.data/pe.tbottle.pdf
水道局、市役所、旅館、ホテル、観光施設等	水道局 工務部 浄配水課	https://www.water.matsue.shimane.jp/files/uploads/history99_1.pdf
販売していません	水道総務課企画検査室	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/35090.htm
水道局	経営企画室	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=49
上下水道局、市役所、公民館など	下関市 上下水道局 企画総務課	https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/5622.html
—	総務企画課 総務企画係	https://ubesuido.jp/pages/207/
防府市上下水道局、防府市まちの駅うめたす、山頭火ふるさと館、防府市役所売店、ルルサスアンテナショップゆめざ	総務課企画係	https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/site/jougesui/shiawasemasu.html
下松市役所売店	企画総務課総務係	—
岩国市役所売店・岩国錦帯橋空港・潮風公園みなとアオシスゆう ※令和2年10月現在	総務課 企画調整係	https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/water/17392.html
—	企画総務課	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/hodo/h29/201711/botorusui.html
北九州市上下水道局総務課、(株)井筒屋、(社)北九州市観光協会	上下水道局総務経営部総務課	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s00500010.html
—	佐賀市水道局総務課	https://www.water.saga.saga.jp/main/2346.html
—	上下水道局総務課	https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/150000/158000/p007180.html
—	総務課	https://www.ookiku-water.jp/publics/index/57/
水道局窓口	管理課資材係	https://www.city.beppu.oita.jp/suidou/11saigai/sonae2.html

(水を活用した地域特産品の販売事例)

図表 A. 96 ボトルドウォーター(1)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
とまチョップ水 (水道水)	北海道苫小牧市	<ul style="list-style-type: none"> ◆苫小牧市の幌内川、勇払川の水を浄化した水道水から塩素を取り除きボトル詰めしたボトルドウォーター。「とまチョップ」とは苫小牧市の公式キャラクターの名称。平成27年6月より販売。 ◆「とまチョップ水」PRを目的とし、協賛事業者を募集している。(協賛金は1口2,400円、5口以上) ◆苫小牧市のふるさと納税の返礼品にもなっている。 	○	○		<p>http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jogesuido/sokatsu/tomatyoppu/tomatyoppusui.html</p> <p>https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jogesuido/sokatsu/tomatyoppu/boshu.html</p>
うつのみや泉水 (塩素滅菌した地下水)	栃木県宇都宮市	<ul style="list-style-type: none"> ◆宇都宮市上下水道局は2000年から、水道をPRするため「うつのみや泉水」の製造を開始。イベント等で配布し、一部で販売も行っている。 ◆令和5年4月には、モンドセレクション金賞を受賞。 ◆デザインラベルによるコラボレーションを行っており、令和5年度は、LRT開業を記念したオリジナルデザインラベルを作成。これまでに宇都宮プレックス、宇都宮ブリツェン、栃木SGとのコラボデザインやいちご一会とちぎ国体の特別デザインなどを行っている。 	○			https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/jigyo/koho/1025245.html
ナラシドウォーター (水道水)	千葉県習志野市	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ナラシドウォーター」は、習志野市企業局の水道水を500ミリリットルのペットボトルに詰めたもので、平成21年度から製作し、ガスフェスタなどのイベント会場で配布して水道水の良さをPRしてきた。 ◆企業局窓口、習志野市アンテナショップ、通販で販売。 ◆2年連続(2016, 2017)でモンドセレクション金賞受賞。 	○			<p>https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/egyoryokin/narashidowater_hanbai.html</p> <p>https://www.city.narashino.lg.jp/material/files/group/53/narashidowater2.pdf</p>
東京水 (水道水)	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都水道局は、「安全でおいしい水プロジェクト」(2004年～)のPRの一環として、水道水として供給されている高度浄水処理された水をペットボトルに詰めた「東京水」の製造を2004年から開始。 ◆あくまで水道水のPRを目的としていたため、当初は販売をしておらず、イベントや会議での配布のみだったが、PRのために無償配布していた「東京水」が評判となり、会議の際の飲料水として、また民間が利用したいなどの要望が寄せられるようになり、2006年より販売を開始。 ◆令和3年10月に製造販売をすべて終了した。 	○			https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/press/h29/press171110-01.html
はまっ子どうしThe Water (表流水)	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ◆横浜市の水源のひとつである道志川の清流水を詰めたボトルドウォーター。第4回アフリカ開発会議が横浜市で開催されたことをきっかけに、2009年度から継続して売上の一部をアフリカ支援のためにJICA基金へ寄附。2017年には、乳がんの早期発見・早期治療の大切さを伝えるピンクリボンかながわを応援する「はまっ子どうしThe Waterピンクリボンボトル」を販売するなど、社会貢献活動に力を入れる。 ◆令和4年8月31日で注文受付を終了。 	○			http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/hamakodoshi/

図表 A. 97 ボトルドウォーター(2)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
箱根の森から(天然水)	小田急電鉄株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ◆CSR活動「沿線地域への貢献」を目指した事業として、2009年に発売。小田急電鉄が誇る観光都市「箱根」の天然資源を活かしながら、箱根地域の発展に貢献する事業。 ◆小田急グループの小田急箱根ハイランドホテルの敷地内で採れる天然水を「箱根の森から」として商品化。小田急線各駅の売店や自動販売機、系列のスーパー、コンビニ、百貨店などで販売している。 ◆売り上げの一部は「箱根町資源保全基金」に寄付され、箱根旧街道杉並木の保護対策、仙石原すすき草原保存事業等の箱根の自然環境保全に貢献。 ◆2011～2013年、3年連続でモンドセレクション最高金賞を受賞。 ◆2012年には沿線地域である神奈川県西部で生産される「足柄茶」を使用した「箱根の森から緑茶」の販売を開始。 		○		<p>https://www.odakyu.jp/hakonenomorikara/</p> <p>https://www.odakyu.jp/hakonenomorikara/ecology/</p> <p>https://www.odakyu.jp/sustainability/carbon-neutral/</p>
うおづのうまい水(地下水)	富山県魚津市	<ul style="list-style-type: none"> ◆『うおづのうまい水』が、「モンドセレクション2021」において最高金賞を受賞。2017年から5年連続最高金賞受賞 ◆『うおづのうまい水』は片貝川流域の地下水を原料にし、北アルプスの大自然が育んだこの地下水は、清冽で上質な軟水で、お茶やご飯を炊くのに最適。また越中(富山)の国司で、万葉の歌人大伴家持が、魚津を訪れた際に、「片貝の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひ見む」と詠むなど、片貝川の水は古来より清流として知られ、今も受け継がれる自然の恵みである。 ◆平成22年に魚津市が職員提案事業として「魚津市の豊かな水資源を守る水循環保全活動」がスタート。ナチュラルミネラルウォーター製造販売の売上の一部も環境保全基金として積み立て、この活動の資金として活用している。 		○		<p>https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18218</p> <p>http://www.city.uozu.toyama.jp/attach/EDIT/021/021941.pdf</p>
とやまの水(水道水)	富山県富山市	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成元年に富山市観光物産課が、観光PR用として「水の缶詰」を製作し、平成7年には「富山市水道通水60周年記念事業」として、本市水道局での「水の缶詰」の製作に移行。(観光物産課による製作は中止) ◆その後、平成10年に「ペットボトル」化し、観光PR用や本市開催の全国的イベント等で「無償」配布を開始。平成14年に全国紙で紹介されたことを機に、全国からの問合せや注文が増加したため、翌年から無償配布に加え有償販売もスタート。 「とやまの水」は国際的な品質コンクールである、モンドセレクションにおいて、2012年度から10年連続で金賞(内7回は最高金賞)を受賞している。 		○		<p>https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suid/01010364/1007602.html</p> <p>https://www.city.toyama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/007/602/r4toyamanomizu.pdf</p>
金沢の水(緩速濾過水)	石川県金沢市	<ul style="list-style-type: none"> ◆2009年から金沢市の犀川の水をペットボトルに詰めて販売。金沢市の水道水源の一つである犀川ダムの水を、末浄水場の「緩速ろ過」で時間をかけてゆっくりとろ過して作られている。 ◆金沢市内の観光施設やスーパーマーケットで販売されている。 ◆デザインは、服部デザイン設計室服部光彦(元金沢美術工芸大学教授)氏が監修し、コンセプトは、清涼感あふれる「さわやかさ」を基調として、金沢らしさを「雪吊り」でイメージしている。 		○		<p>https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/water/bottledwater/</p> <p>https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/water/bottledwater/faq/</p>
白山水流天然水(原水)	石川県小松市	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成6年、水道事業に対して広く市民の理解と関心を深めてもらうために水の缶詰を製造し、各種イベントにて無料配布。平成11年から本格的にペットボトル販売を開始。平成22年に地元ゆるキャラ「カブッキー」誕生を記念してカブッキーパッケージを、平成26年には第66回全国植樹祭を記念して木場湯パッケージを発売。 ◆霊峰白山の恵みを受けた「白山水流天然水」は、2019年に「モンドセレクション金賞」を受賞。500ml入りは2014年以来3度目、350ml入りは2014年以来2度目の受賞。 		○		<p>https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/ryoukingyoumu/mineraru/4307.html</p>

図表 A. 98 ボトルドウォーター(3)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
野々市では、飲むのも、ゴハン炊くのも、決まってこの水です。(原水)	石川県野々市市	<ul style="list-style-type: none"> ◆2012年、市制施行1周年を記念し、野々市市のミネラルウォーターを製造。このミネラルウォーターは、市内の深井戸から直接採取した原水に、ろ過と加熱殺菌を施したナチュラルミネラルウォーター。 ◆産学官連携事業の成果であり、参加メンバーは、石川県立大学水環境研究室早瀬吉雄教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構(いしかわ大学連携インキューベータ(i-Bird))、石川県産業創出支援機構、野々市市商工会等。 ◆ミネラルウォーターの販売を通じて、白山山系をはじめとする森林環境の保護と水源の森づくり活動を支援するため、売上げの一部を緑の募金(石川県緑化推進委員会)へ寄付している。 	○	○	○	<p>https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/32/392.html</p> <p>https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/32/46517.html</p> <p>https://www.ishikawapu.ac.jp/uploads/research/files/2012/09/nw11.pdf</p>
ふくいおもてな水(水道水)	福井県福井市	<ul style="list-style-type: none"> ◆2014年、福井市企業局は九頭竜浄水場(中新田町)で採水した水道水使用のボトルドウォーター「ふくいおもてな水(すい)」の製造販売を開始。おもてなしの心と“つるつるいっぱい(こぼれるほどいっぱい)”の気持ちを福井の水に込め、おもてなしと水を掛け合わせて命名された。 ◆令和3年3月より、北陸新幹線福井開業に向け、福井市イメージロゴ「福いいネ!」をあしらったラベルデザインに一新した。 	○			https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/suido/sproject/omotenasui.html
なんたん水(水道水)	和歌山県串本町	<ul style="list-style-type: none"> ◆「なんたん水」は日本清流百選・平成の名水百選にも選ばれている古座川の水を原水とし、最新の浄化システムである膜ろ過により作られた安全でおいしい水であり、保存期間5年の災害備蓄水として製造されている。名称は本州最南端の町にちなんでつけられた。モンドセレクションでも2018年と2021年に最高金賞を受賞。 ◆南海・東南海地震の発生時には串本町は津波が一番早く到達するため、市では家庭での災害用飲料水として「なんたん水」の備蓄を呼びかけており、2020年度までに累計約30万本を販売。 	○			https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kurashi/suidou/nantan-sui.html
せせらぎの里こうら天然水(原水)	滋賀県甲良市	<ul style="list-style-type: none"> ◆甲良町は、鈴鹿山系の豊かな水が田園を育み、全国水の郷100選に認定されるなど、脈々と流れる自然水を活かして、地域住民の創意工夫で特徴ある親水公園を設置。「せせらぎ遊園のまち甲良」として取り組んでいる。 ◆こうした中で、甲良町の地下150mの水脈から汲み上げた原水をペットボトル詰にした「せせらぎの里こうら天然水(こうらのバナジウム天然水)」を開発。 ◆主な販売チャネルは、道の駅、甲良町役場のネット直販など。また2017年に東京・日本橋にオープンした滋賀県の新情報発信拠点「ここ滋賀」でも発売。 	○			<p>http://www.kouratown.jp/photonews/1508118379696.html</p> <p>https://kourakankou.jp/</p> <p>https://seseragikoura.wixsite.com/seseragikoura/event</p>
京のかがやき疏水物語(水道水)	京都府京都市	<ul style="list-style-type: none"> ◆京都市上下水道局では、平成15年に「第3回世界水フォーラム」が開催されたことを契機に、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄、安全・安心でおいしい世界最高水準の水道水のPRを目的として「京の水道疏水物語」の製造を開始。 ◆2017年、賞味期限を10年に延長し、名称とデザインのリニューアルを実施。名称は「光り輝く未来へ安らぎと潤いを届け続ける」という思いを込めて「京のかがやき疏水物語」に変更。デザインも、特定非営利活動法人障害者芸術推進機構「天才アートKYOTO」が提供した作品の中から採用した。 	○			<p>https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000073732.html</p> <p>https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/inkai/sangyokousui/H29/data/290825jougesui2.pdf</p>

図表 A. 99 ボトルドウォーター(4)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
カウベ・ウォーター 神戸布引溪流 (水道水ベース)	兵庫県神戸市	<p>◆水道局では、水道水の安全性やおいしさのPR、水道事業の理解と親しみアップのために、布引溪流の水を原水としたボトルドウォーター「神戸の水だより～布引～」を製造してきたが、神戸市の自己水源「布引溪流」の水の有効活用策の検討にあたり、ボトルドウォーターについても布引溪流の水を全面に出して活用することとなった。</p> <p>◆その際には「こうべアクアサポーター」の意見を参考に、名称「神戸布引溪流」、デザインは神戸の景観が入ったおしゃれなものへと変更。(平成28年)</p> <p>◆平成29年、神戸市は神戸開港150年を記念して「神戸布引溪流(神戸開港150年記念ラベル)」を作成。かつて船舶給水において「赤道を越えても腐らないおいしい水」として世界の船乗りから称賛された布引溪流の水のPRを展開。</p>		○		<p>https://kobe-wb.jp/kobewater/</p> <p>http://www.byq.or.jp/shuppan/byblue/byblue25/pdf/bb25_all.pdf</p>
つやまの水 (原水)	岡山県津山市	<p>◆平成21年、津山のおいしい水をPRしようと津山市水道局がボトルドウォーター「つやまの水」を製造。</p> <p>◆加茂川上流(阿波)の水道原水をボトルドウォーター製造会社に搬送し加熱消毒したもので、6000本を試作し、水道局・市が行うイベントや会議で無料配布。</p> <p>◆当初販売予定は無かったが、同年水道局が500mlペットボトルを105円税込みで販売することとなった。</p>		○		<p>https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=49</p>
よなごの水 (地下水)	鳥取県米子市	<p>◆米子市水道局では、米子市の水道水のおいしさをPRする為、平成17年からペットボトル水『よなごの水』を製造・販売。元々は、平成16年米子市開催のエコアジア会議に提供し、米子のおいしい水と米子市の観光をPRするために企画された。東日本大震災時には災害支援物資として、また諸会議や『ふるさと納税』記念品等への提供も行っている</p> <p>◆2017年には、水道水源の地下水の源である「伯耆富士大山」が来年開山1300年を迎えるにあたり、期間限定ラベルを企画。大山の開山を祝う「大山開山1300年祭」とのコラボレーションデザインを展開した。</p>		○		<p>http://www.city.yonago.lg.jp/9067.htm</p> <p>http://www.city.yonago.lg.jp/16792.htm</p>
湯浴み水 (原水)	大分県別府市	<p>◆「湯浴み水(ゆあみすい)」は、安心でおいしい別府市水道局の水源の1つで、別府八湯の源をさす鶴見岳の山麓に位置する「寒原」の地下水をボトリング。日本一の温泉地をうろちすミネラル豊富な天然水のうまみ特徴。</p> <p>◆平成16年、別府市水道局が災害時における飲料水確保のための耐震性貯水槽や配水池の補完的なものとして、また「別府の水のPR」「環境保護への関心向上」「観光活性化への寄与」のために製造を開始。</p> <p>◆「湯浴み美人を作る水」として湯浴み水と命名され、ラベルには湯上りの美しい女性を記載している。</p> <p>◆約5,000本を目安に備蓄。イベント・会議におけるPR用としても使用している。</p>	○			<p>https://www.city.beppu.oita.jp/suido/05jigyo/kouhou/pdf/vol138_h2612.pdf</p> <p>https://www.city.beppu.oita.jp/suido/11saigai/sonae2.html</p>
ふくしまの水 (水道水)	福島県福島市 水道局	<p>◆平成19年4月、福島市制施行100周年記念、そして水道水の水源が阿武隈川から摺上川ダムへ変わり、水道水が「おいしくなった」ことをPRするため、製造を開始。「ふくしまの水」の硬度は15~18mg/lで超軟水。日本茶を入れる、出汁をとる等に適している。</p> <p>◆平成27年にリニューアルした4代目のラベルデザインは、一般公募で決定したもので、水道水の源である雨の水滴をイメージしたデザインとなっている。</p> <p>◆世界的に権威のある品質評価コンテスト「モンドセレクション2023」において、2015から9年連続で金賞以上を受賞。また、2023年には、インターナショナル・ハイクオリティ・トロフィを受賞しました。インターナショナル・ハイクオリティ・トロフィとは、3年連続で金賞以上を受賞すると授与される。「ふくしまの水」は、2017年、2020年に受賞しており、今回が3度目の受賞となった。</p>	○			<p>https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/?p=20131</p> <p>https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/?p=54208</p>

図表 A. 100 ボトルドウォーター(5)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
ふるさと納税 であなたと地 域をつなぐ自 販機	東京地下鉄株 式会社 株式会社メ トロコマー ス 株式会社ト ラストバン ク	<p>◆2016年12月14日、東京地下鉄株式会社と株式会社メトロコ マース、株式会社ラストバンクが、東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅に「ふるさと納税であなたと地域をつなぐ自 販機」を設置した。</p> <p>◆この自動販売機は国内各地の飲料水を販売するもので、単 に飲料を購入するだけではなく、自動販売機本体と飲料に 貼られたQRコードやICタグを使ってふるさと納税ができ る。</p> <p>◆北海道七飯町の「夢水氣(ゆめみずき)」、青森県青森市 の「水素水の恵み」、福井県三方上中郡若狭町の「わかさ 瓜割の水」、和歌山県橋本市の「神秘の水月のしずく」、 大分県日田市の「日田天領水」、宮崎県小林市の「細野の 天然水」など14種類がラインナップされており、1本120円 から270円で販売されている。</p>		○		<p>https://www.trustbank .co.jp/newsroom/newsr elease/press075/</p> <p>http://www.jametro.or .jp/upload/member_new s/CWZrNiQrdczr.pdf</p>

図表 A. 101 食品・化粧品(1)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
名水酒京極	有限会社二世古酒造	<ul style="list-style-type: none"> ◆羊蹄山のふきだし湧水を使った本醸造酒。 ◆清酒、原酒、純米酒、辛口酒がある。 ◆所在地は、羊蹄山のふもと京極町。町の名産品として紹介されている。 		○		http://nisekoshuzo.com/products/products-2074 https://kyogoku-kanko.jp/product.html
曾爾高原ビール	一般財団法人曾爾村観光振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ◆曾爾村の一般財団法人曾爾村観光振興公社が製造する地ビール。2000年に販売が始まり、ドイツ産の麦芽と「平成の名水百選」にも認定された曾爾高原の湧き水で造る。 ◆地元産ユズを使った発泡酒「ゆずふわり曾爾高原フルーツエール」が2016年度優良ふるさと食品中央コンクール(一般財団法人・食品産業センター主催)の新製品開発部門でセンター会長賞を受賞した。 		○		https://www.sonikogen.com/ https://www.shokusan.or.jp/furusato/winner/
箱根ビール	株式会社小田原鈴廣	<ul style="list-style-type: none"> ◆1997年に誕生した、鈴廣かまぼこがかまぼこづくりに使い続けている箱根・富士・丹沢連山に育まれた名水「箱根百年水」を使って作っている箱根の地ビール。 		○		https://www.kamaboko.com/hakone-beer/
京極名水コーヒ	北海道ミネラルウォーター株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ◆“日本名水百選”に選ばれた、羊蹄山のふきだし湧水を販売。 ◆ネット通販では、ミネラルウォーター「羊蹄のふきだし湧水」「京極の名水」の他、ふきだし湧水を使って抽出した「名水珈琲」や「名水珈琲ゼリー」などを販売。 ◆所在地は、羊蹄山のふもと京極町。町の名産品として紹介されている。 		○		https://www.hokkaido-mineralwater.co.jp/index.html https://kyogoku-kanko.jp/product.html
北海道羊蹄山名水シリーズ	三喜屋珈琲株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ◆京都自家焙煎コーヒーショップ「三喜屋珈琲」がコーヒーに合う水として、羊蹄山の水に着目。 ◆北海道の秀峰「羊蹄山」に降り積もった豪雪が岩肌に染み込み、約80年~100年の歳月をかけ、自然のろ過を経て噴出してくる、まるやかな名水(日本名水百選)である北海道羊蹄山のふきだし湧水を、珈琲本来の味と香りを引き出すため、珈琲の製造ラインと、パイプラインにて直結し、風味を逃がさない、絶品の「名水コーヒー」造りを行っている。また、直営店舗のイートインコーナーでは珈琲を抽出する水の一つとして使用している。 		○		https://mikiya-coffee.co.jp/about-mizu https://mikiya-coffee.co.jp/product-liquid#product7
水出しコーヒ	株式会社北山物産(富山県黒部市)	<ul style="list-style-type: none"> ◆北アルプスの雪解け水が湧き出す街、富山県黒部市。カフェ「水の時計」はその名水を使い、半日かけてゆっくりと抽出する水だしコーヒを提供。 ◆山から海までの距離が短い黒部を流れる水は、鉄分やマンガンなど苦味や渋味をもたらす物質の含有量が少なく、スッキリした味わいを実現できる。 ◆カフェ以外でも、富山県内外の百貨店や商業施設、また、インターネットでも購入できる。 		○		http://mizunotokei.com/item/item01.html
水信玄餅	金精軒(山梨県北杜市白州町)	<ul style="list-style-type: none"> ◆老舗和菓子店「金精軒」が発売する無色透明の水菓子。ほんのりとした甘みが特徴で、冷蔵庫から出すと30分ほどで溶けてしまう。 ◆白州の名水を知ってもらおうと金精軒の職人が“水らしさ”にこだわって生み出したこの水菓子は、SNSなどで話題となり、いまや白州への観光客を増やす“呼び水”となっている。 		○		https://kinseiken.co.jp/news/8185/
富士山サイダー 富士山ラムネなど	木村飲料株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ◆静岡県島田市にある炭酸飲料メーカー木村飲料株式会社は、“富士山の天然水「富士山万年水」”や“大井川の伏流水”というように、水にこだわっていたが、今は、ユニークなパッケージや意表を突いた味の飲料メーカーとして注目を浴びている。 ◆水にこだわった商品はいずれも高品質で、複数の商品でモンドセレクションを受賞している。 		○		http://www.kimura-drink.net/products.html

図表 A. 102 食品・化粧品(2)

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
長良川サイダー	伊奈波商會	<p>◆環境省が選定する名水百選・長良川の水を使用し、グラニュー糖だけで甘みをつける、昔ながらの製法にこだわったサイダー。(現在は、無糖炭酸水も発売している)</p> <p>◆2012年4月に「長良川サイダー」として発売を開始すると、約1ヶ月で当初の目標数を大幅にクリア。現在は長良川温泉の旅館や土産物店、観光施設、サービスエリアなど約150カ所に卸しており、初年度で10万本以上を販売。</p> <p>◆川を守るために、継続的にお金を生み出せる仕組みを作りたい」という想いから、開発。売り上げの一部は、長良川上流の森を守る活動資金として使われている。</p>		○		http://www.inabashoukai.com/
湧き水栽培白倉米	湧き水栽培白倉米組合内つながる集落「白倉」(新潟県十日町)	◆田んぼに使う水は、白倉の名水といわれる山の恵みをたっぷり含んだ湧き水が中心。また、3mの積雪がある豪雪地帯でもある白倉地区は雪解け水も豊富。それらの天水だけを使用した天水田でお米を栽培している。		○		https://shirakura726.wixsite.com/tsunagaru-shirakura/rice https://www.shirakuramai.com/ultimate/
柿崎名水農醸プロジェクト	柿崎を食べる会(農業者8人)と頸城酒造	<p>◆新潟県上越市柿崎で行われている平成の名水百選に選ばれた「大出口泉水」と、その水が注ぎこむ棚田で育った「越淡麗」で純米酒【和希水】を仕込み、自分たちも楽しみながら地域を盛り上げようというプロジェクト。</p> <p>◆農作業は「柿崎を食べる会」と「柿崎中山間盛り上げ隊」が中心となっており、酒造りは地元柿崎の酒蔵「頸城酒造」で仕込んでいる。</p>		○	○	http://www.yoneyamamai.com/meisui/index.html https://www.kubikishuzo.co.jp/project
かき餅	井関生産組合	◆石川県白山市の井関生産組合では、環境省の名水百選に選ばれた「白山美川伏流水群」の水と、同市で米を30ヘクタール栽培する井関生産組合のもち米「白山もち」を原料に「かき餅」を販売している。		○		http://kakimochi.inaka.com/shop.htm
京の水カフェ	京都市上下水道局 龍谷大学	◆2014年、2015年に、7月の祇園祭に合わせて、大学生の運営による「京の水カフェ」をオープン。メニューは全部、水道水を使ったオリジナルメニューで100円。「金箔入りグリーンティー」など思わず飲んでみたくなるメニューも。蒸し暑い真夏の京都の夜、涼を求めて多くの市民や観光客が立ち寄った。	○	○		https://withdragon.rec.seta.ryukoku.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/2014_2015_36.pdf
そうめん流し	名水亭「明間寿会」(老人クラブ)	◆全国名水百選の西予市宇和町明間の観音水を利用したそうめん流し。1993年ごろから恒例で行われている。			○	https://seiyojikan.jp/feature/feature7/
伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」	伊豆市産業振興協議会	<p>◆伊豆市産業振興協議会は、名水で知られる伊豆市で育った食材の魅力を発信し、知名度向上や販路拡大を図るためのブランドを創出(2018年)。</p> <p>◆ブランド名は「天城からの贈り物」。天城(AMAGI)と贈り物(GIFT)を組み合わせ命名。ロゴのデザインは天城連山と清らかな水をイメージした、洗練されたもの。</p> <p>◆「天城の水」のペットボトルをはじめ、名水育ちの棚田米やわさび漬けなど、全18商品(2023年7月現在)をラインナップ。</p>		○	○	https://kanko.city.izu.shizuoka.jp/form1.html?c1=1&c2=1&pid=5583
名水コシヒカリ	J Aなんと	◆富山県南砺市では、JAなんとが、高清水山系の山に降り積もった雪が、溶け出し地下にしみこみ、まろやかで適度なミネラルを含む水で栽培されたコシヒカリを栽培している。			○	https://www.jananto.or.jp/life/distribution.html
名水美人(もやし)	名水美人ファクトリー株式会社	◆水と鮮度と味にこだわった、日本一の売上を誇るもやしブランド。		○		http://www.meisuibijin.co.jp/

図表 A. 103 町おこし等

商品/プロジェクト名	自治体/企業名	概要	官	民(企業)	住民	出典
柿田川湧水	清水町観光案内所	<ul style="list-style-type: none"> ◆静岡県駿東郡清水町で行われている、名水で名高い柿田川湧水をキーワードとする町おこしプロジェクト。 ◆富士山の雪解け水が湧きだす日本一の名水、「柿田川湧水」の販売や、名水を使用した日本酒の製造、柿田川の湧水で育った希少種「古代米・緑米」や、それらを使った弁当惣菜の販売など。 ◆「柿田川名所湧水の道」施設では、名水をつかった豆腐、アイスなどを食べられる飲食店やお土産物屋さんを展開。施設エリア内の神社では、水に浸すと文字が浮かび上がる「水みくじ」を販売。柿田川湧水を飲める、水汲み場も点在させて、自由に湧水を味わえるようにするなど、柿田川湧水を資源として多面的に展開し、地域事業の活性化や観光客の増加を図っている。 		○	○	清水町観光案内所 http://www.kakitagawa-kanko.jp/
水の国、わかやま	和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ◆和歌山県は、豊かな自然を育む「水」をテーマに、まだ知られていない和歌山県の魅力を発信する観光キャンペーンを展開。(2016年7月～2017年年末) ◆日本酒や地ビール、パイル織物など、名水のある環境を活かした良質なものの作りを紹介している。 	○			https://www.pref.wakayama.lg.jp/bcms/prefg/000200/kenmin/web/201610/tokusyui.html
水の都大垣	岐阜県大垣市	<ul style="list-style-type: none"> ◆国土交通省「水の郷100選」に選ばれた大垣市は、古くから「水都」と呼ばれている。さまざまな地下水や生き物を保全し、水と緑を活かした町づくりで成果を上げている。 ◆杭瀬川河畔を飛翔するホテルや、春先に行われる川下りには毎年多くの観光客が訪れる。「水まんじゅう」も人気。 	○			https://www.city.ogaki.lg.jp/category/4-1-3-0-0.html
フードバレー構想	静岡県富士宮市	<ul style="list-style-type: none"> ◆富士宮市は、豊かな自然に恵まれ、広大な朝霧高原の酪農や湧き水を使ったニジマス、日本一の標高差を生かした多品種の野菜など、古くから多くの食資源に恵まれ、大切に育んできた。 ◆富士山の恵みと文化を誇りとする富士宮市は、平成16年から「フードバレー構想」を掲げ、市民と生産者・NPO・企業・大学が連携し、市を挙げて「食」のまちづくりに取り組んでいる。 ◆「フードバレー構想」の基本コンセプトは食の循環です。「食」は大地からの賜物。つまり「農業」。「農業」はその土地の「環境」そのものでもあり、「環境」が市民の「健康」を作り、「健康」は「食」から始まり、その中心には、富士山の湧水をはじめとするきれいで、おいしい「水」がある。 ◆「水」を中心に、「食」→「農業」→「環境」→「健康」→「食」、この循環が健康に生きる源になる。 		○	○	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/food/11ti2b0000000wrw.html

参考-24 水循環に関する企業の取組の参考資料

(社会貢献型の連携事例)

【協働の川づくり・森づくり（高知県）】

- 「協働の川づくり」は、環境先進企業と「協働の川づくりパートナーズ協定」を締結し、川や海の自然再生・保護活動、河川の清掃活動、フィールドにおける環境学習活動や親子が川に親しむイベント等を開催しています。
- 「協働の森づくり」は、環境先進企業・市町村等・高知県の間で「協働の森パートナーズ協定」を締結し、企業からの協賛金を活用して手入れの行き届かない森林の再生に取り組む事業で2005年度からはじまりました。

図表 A. 104 協働の川づくり・森づくり



(出典: <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kyoudounokawa-umi.html>)
 (出典: <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kyoudounomori.html>)

【河川環境アドプトプログラム（静岡市）】

○環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川環境の保全を図り、河川環境に対する市民の意識の高揚に寄与することを目的に取り組まれています。

○ボランティア・団体（学校・企業）が参画しています。約 15 年前から継続し、累計の登録団体は 120 程度います。

図表 A. 105 河川環境アドプトプログラム



(出典: https://www.city.shizuoka.lg.jp/041_000001_00007.html)

【仁淀川一斉清掃（高知県）】

○仁淀川に親しみ、その清流を守っていくために、「第 2 次仁淀川清流保全計画」に基づく取組の一環として、10 月 24 日を「仁淀川・環境の日」とし、その前後の土曜日に流域市町村と協力して、流域全体で仁淀川の一斉清掃に取り組んでいます。

○R4 年度は 942kg のごみを回収し、参加人数は 385 人、民間企業が協賛し、地域一丸となって実施されています。

図表 A. 106 仁淀川一斉清掃



(出典: 高知県 HP <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/niyodogawaseisou2.html>)

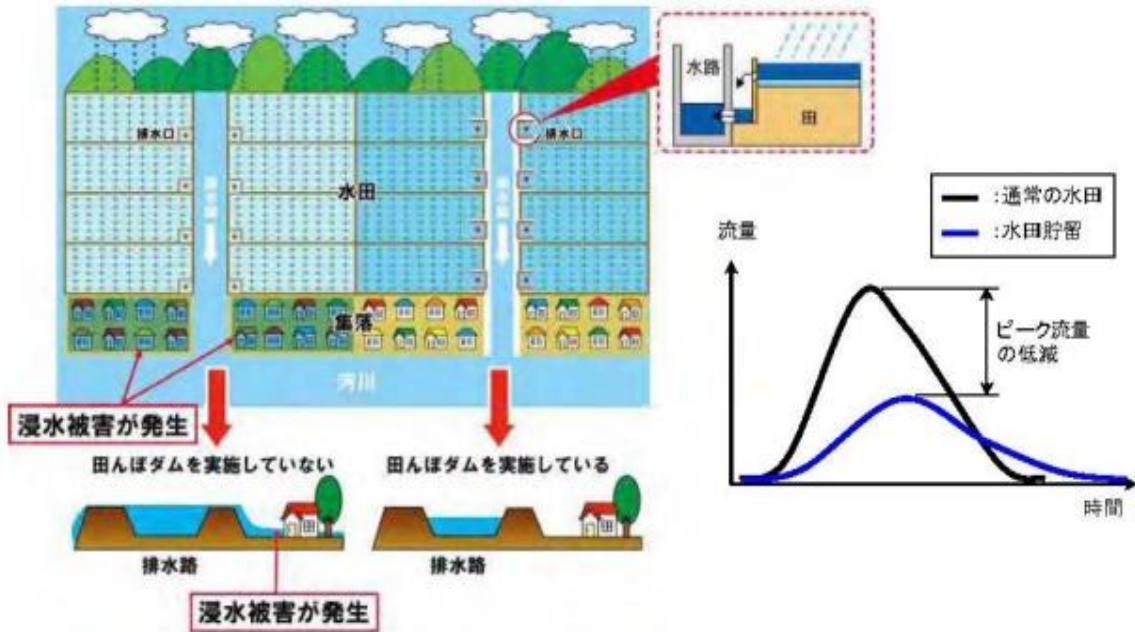
（制度型の連携事例）

【水田貯留「田んぼダム」(奈良県)】

○治水対策の一環としての水田の貯留機能を活用した取組みで、国、県、市町村、農家団体が参加しています。

○奈良県では、取組の普及に向けた「水田を活用した貯留対策研修会」を開催しています。

図表 A. 107 流域対策としての水田貯留



(出典:奈良県 HP http://www.pref.nara.jp/secure/101458/date_vol24-2.pdf)

（事業型の連携事例）

【フォレストマッチング推進事業（香川県）】

- 香川県では、水源かん養や山地災害防止の観点から、森林整備事業などへの予算の重点配分や造林補助率の嵩上げなどによって森林整備を積極的に進めています。平成 19 年度から取り組んでいる「フォレストマッチング推進事業」は、県が手入れの必要な森林の情報を収集して、森づくりに関心のある企業に提供し、企業の参加と経費負担による「協働の森づくり」を推進する事業です。
- 「フォレストマッチング推進事業」は、企業・県・市町（森林組合）でおおむね 5 年間（協議により延長できる）の協定を締結し、森林での植林、間伐、整理伐などの森づくり活動を行います。平成 20 年 10 月から、企業等が実施した植栽、間伐などの森林整備等の効果を CO2 吸収量の数値で認証する「森林の整備等による CO2 吸収量認証制度」をスタートしました。
- これまでに「フォレストマッチング推進事業」に参加している社に CO2 吸収量の認証書を交付しており、今後この事業のメリットを広く普及させ、森林整備等の活動に参加する企業等が増えていくことが期待されます。

図表 A. 108 「フォレストマッチング推進事業」のスキーム



（出典：香川県 HP <https://www.pref.kagawa.lg.jp/rinsei/moridukuri/forest/kfvn.html>）

【白川中流域水田湛水事業（熊本県）】

- ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社では、地下水への影響に関する地元からの声に応える形で「使った水は、きちんと返そう」をスローガンに、2003年に地下水かん養事業を日本企業として初めて実施しました。
- 市民団体と企業によって始められた事業に行政が加わる形で、熊本市も大菊土地改良区（当時）と連携し、2004年から「白川中流域水田湛水事業」を開始しました。現在熊本市と地元企業5社からの助成金による「白川中流域水田湛水事業」として、年間推定人工かん養量が1568万 m^3 （2015年度実績）にもなり、かん養量確保のための主要事業と位置づけられています。
- 湛水月数と湛水面積に応じて、農家には助成金が支払われる仕組みとなっており、病虫害駆除や地力の維持・増進といった営農への効果も見込める優れた方法で、農家への湛水協力を依頼する際の後押しになっています。

図表 A. 109 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の地下水涵養事業



(<https://www.sony-semicon.com/ja/company/csr/csr-eco.html>)

参考-25 普及啓発の活動の参考資料

(情報発信型の事例)

【水のまちニュース（八王子市）】

○八王子市では、河川を始め水路や湧水などの良好な水環境を、次世代の子どもたちに繋げていくための「水辺の情報誌」を発行しています。

図表 A. 110 水のまちニュース



(出典:八王子市 HP <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/002/004/001/p024501.html>)

【大和川ジャーナル（奈良県）】

○奈良県民へ広く総合治水に対する理解や協力を求めるために発行するニュースレターです。

○2015年より年2回程度発行し、ホームページ上で公開しています。

図表 A. 111 大和川ジャーナル



(出典:奈良県 HP <http://www.pref.nara.jp/41334.htm>)

【いんばぬま情報広場（千葉県）】

○印旛沼流域水循環健全化会議が運営する情報発信サイトで、水量や水質データ、活動紹介やイベント情報を豊富に掲載しています。

図表 A. 112 いんばぬま情報広場



(出典:いんばぬま情報広場 HP <http://inba-numa.com/>)

【この夏！びわ活！ガイドブック（滋賀県）】

○7月1日「びわ湖の日」について知っていただき、一人ひとりが琵琶湖や森に関わって、活動していただくために作成されました。

○琵琶湖に関わるイベントの情報誌として、県内全小学校に配布し、次の行動に駆り立てるきっかけとなることを目指しています。

図表 A. 113 この夏！びわ活！ガイドブック



(出典:滋賀県 HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/biwakatsu/about/305351.html>)

(教育型の事例)

【琵琶湖ハンドブック・びわ湖を学ぼう（滋賀県）】

- 高校生以上を対象に作成しており、「びわ湖を学ぼう」はその概要版で、おおむね小学生～中学生以上を対象年齢として作成し、学校へ配布するほか、希望者に配布しています。
- 滋賀県ホームページからもダウンロードができます。また、「びわ湖を学ぼう」は出前講座（職員が担当）の時などに活用しています。

図表 A. 114 琵琶湖ハンドブック・びわ湖を学ぼう



(出典: 滋賀県 HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/biwako/11346.html>)

【環境学習活動コーディネート実践講座（岡崎市）】

- 環境学習活動を推進するリーダーを養成する指導者教育で、子供や親子を対象とした体験活動をコーディネートする手法を、体験の森にて3日間の環境教育プログラムで体験します。

図表 A. 115 環境学習活動コーディネート実践講座



(出典: 愛知県岡崎市公式観光サイトおかざき水とみどりの森の駅 HP <https://okazaki-kanko.jp/mizutomidori/program/2386>)

【環境学習を継続するための活動事例】

- 小中高校生等を対象とした環境学習、施設見学等を実施または支援し、これらをきっかけとして、生徒・児童が、水の恵みに感謝し、水循環の健全化に向け自ら行動するようになることを目指します。また、環境学習を行える指導者を増やすために教員を対象とした体験研修等を行い、普及啓発を継続的に実施するための裾野を広げます。
- 環境学習の実施においては、何をテーマにするのか、何を準備するのか、何に注意したらよいか等、悩んでしまうポイントがいくつもあります。印旛沼流域水循環健全化会議では、「印旛沼学習指導の手引き」を発行して、環境学習を行う人のサポートを行っています。

図表 A. 116 環境学習指導の手引き

4.3 活動「透視度クイズ」

参考 千代田小学校の水質調査の事前学習として実施した授業にグループ活動を追加
(3.3 39頁参照)

目的 概念理解：汚れとにごりの違いを理解する。

時間 1時間

展開

T	展開	学習活動と内容	支援の留意点	用具
5	導入	雨が降った後の川はどんな色をしているかたずねる。それはどうしてか？		
15	活動1	透視度クイズ		・2Lペットボトル3本 ・しょう油、牛乳、泥砂
20	活動2	にごりって何だろう？ 汚れって何だろう？ グループで定義をつくる。	考えること、自分で定義をつくることを促す。	
5	活動3	ふりかえり・わかちあい		

(出典:印旛沼流域水循環健全化計画みためし行動学び系、印旛沼学習指導の手引き
http://inba-numa.com/html/file/torikumi/mitameshi/gakusyuu_shidou_tebiki.pdf)

(モニター型の連携事例)**【水生生物による水質調査（宮城県）】**

○1986年度から、小中高校生、県民、市町村担当者等に呼びかけて、身近な河川の水環境を体験し、河川への親しみや水環境保全意識の啓発のための機会を提供することを目的として実施しています。

○2019年度の実績として、小中高校等が18団体451名参加、20河川で調査を実施しました。

図表 A. 117 水生生物による水質調査



(出典:宮城県 HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/suiseiseibutu.html>)

【水のおまわりさん（静岡市）】

○小学生以上のグループによる河川の簡易水質調査と水生生物調査を行う事業で、2001年に開始し、2019年度は参加団体30、延べ1112名が参加しました。

○調査方法として、薬剤を使って川のきれいさを色で判定する「簡易水質検査」、川底の水生生物を採取しその種類と数から川のきれいさを調べる「水生生物調査」の2本立てで実施しています。

図表 A. 118 水のおまわりさん事業



(出典:静岡市 HP https://www.city.shizuoka.lg.jp/041_000001_00021.html)

【地下水・湧水調査（大野市）】

○地方公共団体が行う地下水位の観測等に地域住民も調査員として参加してもらい、現地調査での学びにより水循環に関する課題を知ってもらうことを通じて、普及啓発の効果が得られます。

○大野市では、1970年代の湧水の枯渇をきっかけに、市民参加による地下水保全活動が開始されました。市内にある32井戸のうち16箇所の地下水位観測について、委託を受けた住民が、365日欠かさず決まった時間に「地下水位の測定」「表示板への結果の掲示」「市役所への電話の報告」を行っています。

○この取組は、地下水位の監視を行うという「行動」のステップの普及啓発に該当するもので、住民の主体的な活動であることから、多くの住民に地下水への関心を持ってもらう普及啓発にも役立っています。

図表 A. 119 地下水位の計測状況



参考-26 広告・宣伝の活動の参考資料

(キャラクターによる広告宣伝の事例)

【スゴインバー (千葉県)】

○たくさんの方が印旛沼のファンになってくれることを願って活動する、5 体から構成されるご当地ヒーローキャラクターです。

○各キャラクターに水循環健全化 (スポーツ・レジャー・観光・水質・農業・生態系・学び等) といった役割 (夢) が割り当てられており、県民等への啓発活動を行います。

図表 A. 120 スゴインバー



(出典: <https://inba-numa.com/torikumishoukai/torikumigiyou/sugoinba/>)

【エコマンダー (岡崎市)】

○未来環境創造戦士エコマンダーは、岡崎市の環境を守るヒーロー5人組です。

○各エコマンダーは、岡崎市内の環境啓発を行うために 2006 年度に結成され、岡崎市の子どもたちの環境意識を高めるため、市内のイベントでエコマンダーショーの開催をしたり、岡崎市内の保育園や幼稚園を訪問し、環境部職員とともに環境学習を実施しています。

図表 A. 121 未来環境創造戦士エコマンダー



(出典: <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1155/p012754.html>)

(ブランド化による知名度アップの活動事例)

○流域マネジメントの取組を実施範囲内外に宣伝・広告する取組の一つとして、ボトルドウォーターの販売や名水を使った農作物の販売、飲食店の出店などにおいてブランド化を図り、広告・宣伝効果の向上を図っています。

○秦野市では、秦野市域に存在する地下水を水源とする水である「秦野名水」のボトルドウォーターを販売するとともに、ブランドのロゴを製作し、イベントや情報発信の際に使用しています。市内では「秦野名水」ブランドを PR しその価値及び認知度を高める取組として、市内の飲食店や豆腐屋、水耕栽培農家、酒蔵、温泉施設などでロゴをつけた営業を行っています。この取組は2014年に8件の参加で始まりましたが、2023年8月現在72件と広く普及しています。このような取組が、環境省で行われている名水百選の選抜選挙において秦野市の「おいしい秦野の水」のおいしさが素晴らしい名水部門の1位を獲得することにつながり、さらに知名度が上がっています。

図表 A. 122 「秦野名水」のボトルドウォーター、ロゴ、店舗での掲示状況（秦野市の事例）

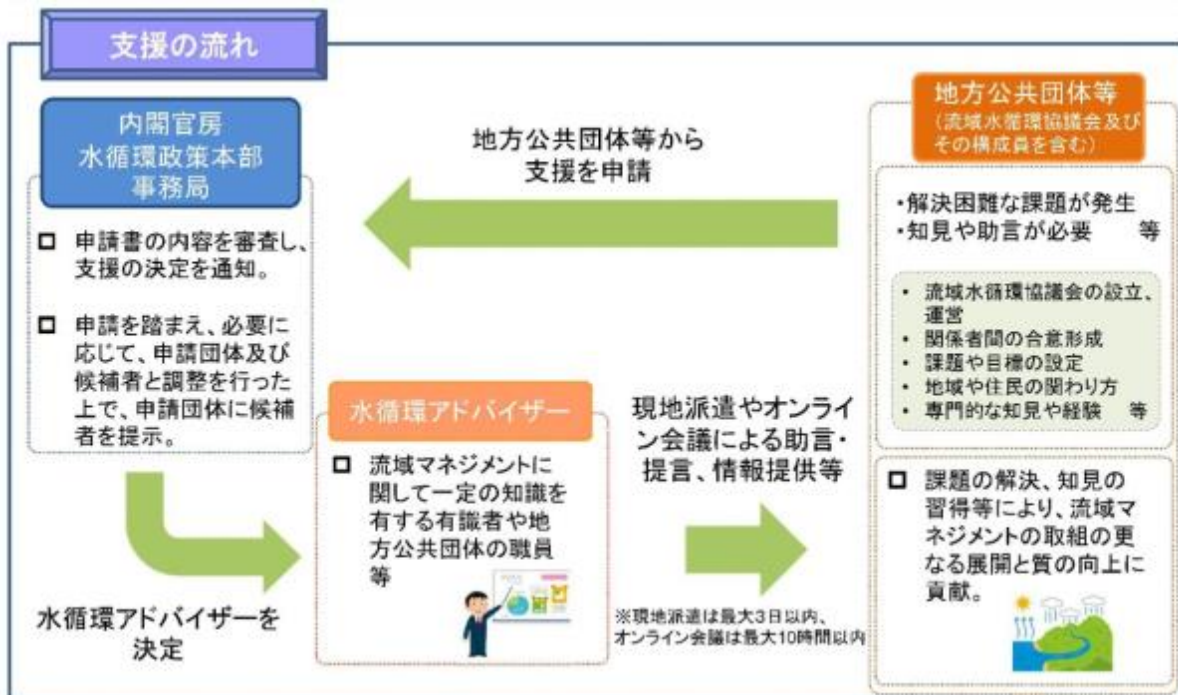


参考-27 流域マネジメントの支援の参考資料

(水循環アドバイザー制度)

○「水循環アドバイザー制度」は、令和2年6月に閣議決定された新たな水循環基本計画に基づき、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等からの求めに応じ、知識や経験を有するアドバイザーの現地派遣やオンライン会議を通じて、流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行うことを目的とした制度です。

図表 A. 123 水循環アドバイザー制度の流れ



(出典: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/support/adviser.html)



内閣官房 水循環政策本部事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03-5253-8389 FAX 03-5253-1582

水循環政策本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/